

Think tank

2018
7
No.163

企業訪問 トップに聞く『飛耳長目』

第30回 株式会社 太陽

代表取締役社長 久松 朋水 氏

寄稿 地方創生のための現代版 船中八策
～地域資源とフィンテックの活用～

株式会社 日本政策投資銀行

地域企画部 課長 坂本 広顕 氏

共同調査 新幹線で四国を変えよう!「新幹線を活かした
四国の地域づくりビジョン調査」概要版

調査 土佐の「おきゃく」2018 経済波及効果調査

調査 第141回 高知県内企業の景況調査

調査 平成30年度 高知県内企業の賃上げ(予定
を含む)調査

税務コーナー ◆ 平成30年度「税制改正」の概要
大峰武揚税理士事務所 税理士 大峰 武揚 氏

経営コーナー ◆ 光あるところに人は集まる /
成功する経営者に欠かせない思考習慣
◆ できる・使える「業務マニュアル」の作成方法

健康コーナー ◆ 皆様の取り組みで保険料率が変わります



四銀

経営情報

2018
No.163

7

目次

内 容

1	企業訪問 トップに聞く『飛耳長目』 第30回 株式会社 太陽 代表取締役社長 久松 朋水 氏
8	寄稿 地方創生のための現代版 船中八策 ～地域資源とフィンテックの活用～ 株式会社 日本政策投資銀行 地域企画部 課長 坂本 広顕 氏
18	共同調査 新幹線で四国を変えよう!「新幹線を活かした 四国の地域づくりビジョン調査」概要版
27	調査 土佐の「おきゃく」2018 経済波及効果調査
42	調査 第141回 高知県内企業の景況調査
60	調査 平成30年度 高知県内企業の賃上げ(予定を 含む)調査
66	税務コーナー 平成30年度「税制改正」の概要 大峰武揚税理士事務所 税理士 大峰 武揚 氏
76	経営コーナー ◆ 光あるところに人は集まる/ 成功する経営者に欠かせない思考習慣
79	◆ できる・使える「業務マニュアル」の作成方法
83	健康コーナー 健康経営のススメ ◆ 皆様の取り組みで保険料率が変わります
85	経済動向 ……国内経済
86	……四国経済
87	……高知経済
94	経済日誌 …… (国内・海外)
95	…… (高知県内)

企業訪問 トップに聞く

第30回

ひ じ ちょう もく
飛耳長目

株式会社 太陽

代表取締役社長 久松 朋水 氏

(取引店：四国銀行 本店営業部)



1920(大正9)年創業の株式会社太陽は高知県高知市に本社を置き、主力である耕うん爪事業では「なた爪」や「青い爪」を始め革新的な製品を続けて世に送り出し、全国で約4割のシェアを有している。現在の当社は販売会社であった(株)太陽と製造会社であった太陽鍛工(株)が1997(平成9)年に合併してできた会社で、営業所を3か所(栃木県、滋賀県、熊本県。滋賀県は物流センターも兼ねている)、駐在所を3か所(兵庫県、山口県、福岡県)、出張所を1か所(北海道)有している。

近年、耕うん爪の主要顧客である農家世帯では高齢化が進み就業者数も減っていることから、当社は事業の多角化や海外市場進出にも取り組んでおり、1999(平成11)年に水処理システムの販売を開始し、2013(平成25)年には日系農機具メーカーとしては初めてインドに自社工場を建設している。

「人間性尊重・社会貢献・限りなく前進」を掲げて、耕うん爪製造のトップメーカーとして躍進的な活動を続ける、株式会社太陽の代表取締役社長久松朋水氏に、創業からの歩みや海外進出の契機、今後のビジネスの展開について伺いました。

創業からのあゆみ

— 御社の創業からのあゆみについてお聞かせください。

社長：当社は、1920（大正9）年に私の祖父・久松正美が創業した久松商店に始まります。その後、土佐打刃物の卸販売を営むため久松金物店を開業しました。そして、太陽商事（株）、太陽金物（株）となり、1972（昭和47）年に（株）太陽に改称しています。また、創業当初は販売部門のみでしたが、1938（昭和13）年に製造部門として土佐農工具製作所を設立しています。この会社が1953（昭和28）年に設立される太陽鍛工（株）の前身になるのですが、製造部門を立ち上げた当時は、土佐打刃物製造工程の変遷期で刃物の品質の平準化が進展し、刃物の製造業者は販売力のある卸問屋への依存を強めていました。祖父はその時流を敏感に感じ取ったのだと思われま

す。そして、1952（昭和27）年に当社の主力商品である耕うん爪の「なた爪」が、誕生しました。考案者は、元太陽鍛工（株）取締役の福井泉衛氏です。当時の一般的な耕うん爪は「棒爪」といわれるもので、つるはしのように田んぼを引っ掻くという単純なものでした。「なた爪」は先端にいくほど刃が幅広と

なり、すぐれた細土性を有しています。ちなみに、「なた爪」の形状は、中国の青竜刀に似ています。福井氏は従軍経験があり、戦地でなぎなたの形をした中国の青竜刀を見たことが、「なた爪」を考案する際のヒントになったとお聞きしています。

その後、1981（昭和56）年に発売した「青い爪」が当社のシェアを大きく伸ばしました。この製品は、作業効率の改善や耐久性向上などの性能面で農家の方から大変なご支持を頂きました。また、耕うん爪は摩耗するので、アフターマーケットが存在しています。「青い爪」が誕生する以前は、メーカーの純正品が主流のため銘柄、形式により、それぞれの爪をストックしておかなければならず、在庫点数が多くなりがちでした。一方、「青い爪」はほとんどの機種に対応することができるため、販売店様からは、在庫管理が楽になるとの声が聴かれました。「青い爪」は、2005（平成17）年に高性能を維持する機能（爪が摩耗しても性能が減衰しない）を付加したマイナーチェンジを施し、今でもお客様から引き合いの多い当社の看板商品の一つです。

そして、1997（平成9）年に（株）太陽と太陽鍛工（株）の2社が合併し、現在の当社が形作られました。当時、私は太陽鍛工（株）の社長に就任していましたが、主力である耕



▲ 「なた爪」登場前に一般的に使用されていた「棒爪」



▲ 1952（昭和27）年に福井泉衛氏が考案した「なた爪」



▲ 1981（昭和56）年当時から当社の看板商品である「青い爪」

資料：株式会社太陽HPより当研究所作成

うん爪を取り巻く市場環境が厳しいことなどを踏まえ、時代のニーズに応じていくためには製造部門と販売部門が一体でなくてはならないと思い、合併に踏み切りました。

— 入社されてから、社長ご就任までのことについてお聞かせください。

社長：1978（昭和53）年、大学を卒業してすぐに太陽鍛工（株）に入社しました。一般社員からスタートし、1年ごとに配置換えがありました。人が3年でやる仕事を1年で終わらせるために夢中で働いた記憶があります。

とりわけ、今日の経営にとってもプラスになっていると感じているのが、（株）太陽の情報システム導入時に責任者としてプロジェクトに携わったことです。やっている業務をどうシステムに組み込んでいくかを判断していく上で、現場の声を聞く機会が多く、会社全体を把握する上で貴重な経験をさせていただきました。

ただ、父・久松潤一郎が1986（昭和61）年に早世したことで、考えていた以上に社長就任が早まりました。父が亡くなった年に（株）太陽と太陽鍛工（株）の副社長に就任しました。父は、社長職にありましたが、実



▲ インタビュー風景
（左手前から当研究所吉村常務、五百蔵取締役本店営業部長、久松社長）
※役職名は2018年4月27日時点のもの。

務的な面は両社の副社長に任せていましたので、父の亡き後は、両副社長（太陽は島崎龍昭副社長、太陽鍛工は山田通副社長）が社長となり、その下で厳しく鍛えて頂きました。そして、1992（平成4）年に太陽鍛工（株）の社長に就任し、1997（平成9）年に（株）太陽と太陽鍛工（株）が合併し、社長に就任しました。

— 「目指せ Good Company」に込められた想いについて、お聞かせください。

社長：当社には、設立の際に制定した「経営理念」があり、その理念を実現すべく、「企

経営理念
(1) 当社は、専門分野のトップメーカーとして恒に社会的責任を自覚して社会に貢献する。 (2) 当社は、時代の要請に応じ顧客より絶対の信頼を得ることを使命とする。 (3) 当社は、健全経営を旨とし堅実な成長発展を遂げつゝ恒に前進する。 (4) 当社は、積極的に各分野の開拓を図り技術革新の新時代にふさわしい高水準の企業となる。 (5) 当社の発展は個々の生活向上の喜びにつながり相互の尊重と信頼をもって業務に邁進する。
企業使命感
「誠実とは何か」を追求し「太陽の信頼」をつくる。
5つの誓い
(1) 私たちは、お取引先に対して誠実・謙虚・スピード・約束実行で信頼関係をつくります。 (2) 私たちは、需要家に密着した他にない技術力で我が社独自の商品をつくります。 (3) 私たちは、前者責任の考え方を判断基準とし磨かれた基本動作を身につけます。 (4) 私たちは、あらゆる土に適応し、折れず曲がらず耐久性にすぐれ、省資源、省エネルギー時代にふさわしい大地の活性化に責任を持つ爪をつくります。 (5) 私たちは、おりにふれ事にふれて「誠実とは何か」を絶えず追求しつづける人間になります。

資料：株式会社太陽HPより当研究所作成

業使命感」、「5つの誓い」を制定しています。そして、合併の際に新しく制定したスローガンが「目指せ Good Company」です。「いい会社とはどういう会社だろうか」ということを全社員で考え、でき上がったスローガンには、人間性尊重を基本に従業員満足度を高めながら、お客様から信頼され満足して頂ける製品をお届けすることを使命とし、継続的に発展していける会社づくりを目指していきたいという、全社員の想いが込められています。

それぞれの表現は異なりますが、どれも我々が日頃なにかの判断に迷ったとき戻るべき原点、そして、将来に向けて何を大事にしていかなければならないのかを表現したものです。いい会社とはそういう基本的価値観を維持している、そして限りなく前進する仕組みを持っている会社をいうのだと思います。

新事業分野への進出

—— 近年では環境事業にもご進出されておられますね。

社長：農業は高齢化が進み、就業者も減っているため、耕うん爪のマーケットは需要が伸びる市場ではありません。そこで、1999（平成11）年に水処理システムの販売を開始し、本格的に環境事業分野に参入しました。また、2001（平成13）年にはアクアフュエル（新オイル燃料製造燃焼装置）を開発し販売しております。

—— 環境事業は耕うん爪の分野と違う事業のようにお見受けしますが、なにか関連性がありますか。

社長：環境事業は、廃油の再生利用等が中心ですが、今後は幅広く他分野にも役立てていける商品だと確信しています。例えば、2018

（平成30）年から商品化予定の「養液栽培ろ過装置」がまさにそうです。水耕栽培の際、利用した養液は衛生上の観点からほとんど廃棄しているのが実情ですが、当社は物理的にカビや菌を取り除くことができる高性能フィルターを開発し、既に実証導入されたトマトの水耕栽培で、その有用性が証明されており、これからの事業展開に期待しています。

また、開発技術面でも、耕うん爪製造ノウハウを転用している側面があります。当社では、耕うん爪製造設備を自社で設計・開発してきました。環境事業で開発販売している商品は、まさにその技術の応用なのです。

2018.05.02 08:38
養液栽培ろ過装置を開発 太陽(高知市)と高知県工技センター

フェイスブック ツイート

高性能フィルターで病害防く

農業用トラクターなどの耕運爪メーカー、太陽（高知市布師田、久松朋水社長）と県工業技術センターは、養液栽培のろ過システムを共同開発した。養液を循環させる場合の課題である病気の広がりをやすさを高性能フィルターで防ぎ、安定生産やコスト抑制を図る。同社はシステムの全国展開を目指し、トップシェアの耕運爪に続く新たな事業の柱に育てたい考えだ。



太陽などが開発したろ過システム、中央部の筒の中のフィルターで浄化する（写真はいずれも高知市香野町西畑）

肥料を溶かした液で作物を育てる養液栽培は、液を循環させる方式と、掛け流す方式がある。循環式は液の利用効率は高いが、病害が発生した時は広がりやすい。紫外線や銀イオンで殺菌する対応策があるものの、養液成分が変化することもあるという。...



トマトの実証栽培を行うビニールハウス

▲ ろ過装置を紹介する記事

資料：高知新聞朝刊 2018. 5. 2 付より転載

—— 2013（平成25）年に海外にご進出されましたが、どのような経緯で海外進出（インド）を決められましたか。

社長：最初からインドに決めていたわけではありません。海外進出を考えた当初は、中国やタイも検討していました。ただし、市場調査を進めるにあたり、中国は既に日本の大手メーカーが進出していましたが、一方で価格面での採算が厳しい状況でした。タイは、ベ

トナムやインドネシアなど周辺国なども合わせると良質なマーケットですが、自社の製造拠点を置いて営業活動をしていくにはややマーケットの規模が小さいと判断し候補から外しました。

インド進出を決めた理由のひとつに、その当時海外進出を相談していたJETRO 高知事務所からのアドバイスがあります。当時の所長はインドから高知に転勤になってきた方でした。そのため、現地の情報にも詳しく、視察の際などには大変お世話になりました。また、インド市場のポテンシャルの高さにも魅力を感じていました。日本が「人口減少社会」と言われて久しいにも拘らず、インドは今後も人口が増加していきます。2030年には、インドの人口は15億人を突破し、中国の14億人を上回るとみられています。もうひとつ注目したのが、インドの穀物生産量は2億9千4百万トンと、中国（5億8千万トン）の2分の1である一方、耕地面積はインドの方が中国より広いという所です（インドは1億5千6百万 ha、中国は1億1千9百万 ha）。1 ha あたりに換算しますと中国は4.9トン、インドは1.9トンということで、イン

ドの農業は将来に向けて機械化による生産性向上の余地が大きいとみています。ちなみに、産業革命以前は中国とインドで世界のGDPの3分の2を占めていたそうです。今後、2050年頃には再び中国とインドで世界のGDPの半分以上を占めるようになるとの試算もあります。人口は経済の基盤です。日本や欧米先進諸国が人口減少局面にある一方、中国やインド、特にインドは人口が増加しているわけですから、中国とインドの二強時代が再び訪れるというのもありうる話ではないでしょうか。

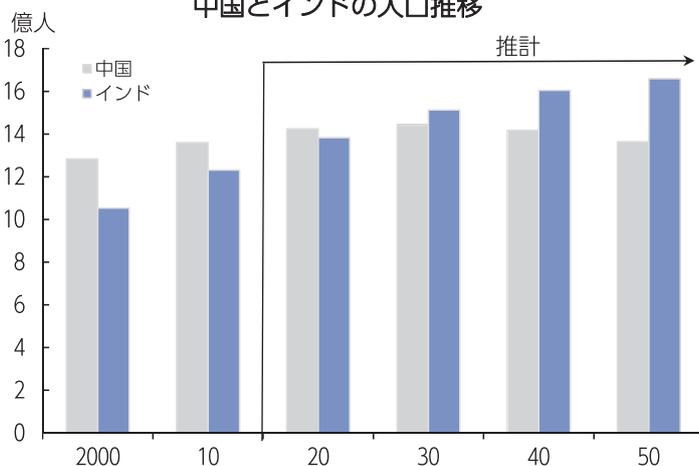
また、今後の新規海外市場開拓という側面においても、インドに拠点を置くことは意味があると思っています。インドは国の成り立ちからして、ヨーロッパ、中東、アフリカを向いています。パキスタンには1億7千万（2010年時点）、バングラディッシュにも1億5千万（同）と相当数の人口が存在します。トルコも小麦生産量では世界で11位（2千6百万トン 2016年時点）ですし、将来的にはアフリカも視野に入れていきたいと考えています。また、東南アジアなどのマーケットは次の市場として考えてはいますが、日本とよく

農業生産量（2016年 上位14国 抜粋）

単位：千トン

順位	国（地域）	穀類	シェア（%）
	世界	2,848,662	100.0
1	中国	580,898	20.4
2	アメリカ合衆国	475,984	16.7
3	インド	294,712	10.3
4	ロシア	117,750	4.1
5	インドネシア	97,667	3.4
6	ブラジル	84,128	3.0
7	アルゼンチン	67,024	2.4
8	ウクライナ	65,211	2.3
9	バングラデシュ	56,389	2.0
10	カナダ	55,251	1.9
11	フランス	54,655	1.9
12	ベトナム	48,685	1.7
13	ドイツ	45,364	1.6
14	パキスタン	43,076	1.5
-	（日本）	9,035	0.3

中国とインドの人口推移



出所：総務省「世界の統計2018」

似た稲作文化で農機具などの親和性も高いことから、日本からでもカバーできる市場ではないかと考えています。

— **インドに進出されてご苦労されたことはありますか。**

社長：インドは、何と言っても、ものづくりに最低限必要なインフラが非常に脆弱です。また、カースト制度を始めとして様々な慣習があり、特に人事や労務管理面には大変気を遣います。そういった意味では、インドは、他のアジア諸国に比べて新規参入のハードルが高い国だと思います。

また、当社が、今日までインドで操業できてきたのは日系工業専用団地（ニムラナ工業団地）に立地し、周囲の企業様から多大なご支援・ご助力を頂いたからだと思っています。周りの方々は、中国などを経験したベテランばかりで、当社が初の海外進出で、しかもインドということもあり、大変気にかけて頂きました。今でも、毎月社長会が開催され、情報交換などが行われています。

「自ら考え判断し行動する」ことが大切

— **御社の人材育成や福利厚生面についてお聞かせください。**

社長：「自ら考え判断し行動する」ということを人材育成方針にしています。インドでの事業展開もそうですが、海外では特にスピーディーな判断を求められるので、自ら考え判断していかないと通用しません。各部署は、「教育ニーズ星取り表」というものを作成して、各人が何ができて、何ができないのか、そしてどうすればできるようになるのかを考えています。

製造現場でも、提案制度を採用しています。現場での作業を少しでも楽にできない

か、安全にできないかを考えることが仕事への取り組み意欲につながるとしています。年間約2,500件くらいの提案がありまして、若い社員からの提案も多数見受けられます。そういう意味では、若い社員が育ってきていると感じています。社員教育という面では、英語に関しては講師を招聘して社内で勉強会をしています。自己啓発は、社員が自身の業務に関係があると思う通信講座を自発的に受講しており、合格したものについては会社が全て費用を負担しています。

次に、福利厚生面では、積極的な有給取得を奨励しています。当社は昨年の有給取得率が約80%程度でした。今年は90%を目指しています。また、社内行事などは「使命感委員会」という若手社員中心の組織に予算を付けて企画段階から一任しています。これも「自分で考え判断し行動する」ことの訓練の一環だと考えています。

— **最後に今後のビジネスの展開について教えてください。**

社長：農業人口は減少していますが、農業自体はなくなるものではないし、大切にしていかなければなりません。残った担い手の生産性を上げることは絶対に必要だと思います。また、将来に向けて新規参入者を呼び込むためには、農業自体に競争力がつき、儲かる事業になっていく必要があります。このための省力化・生産性向上などについては、まだまだ当社の製品や技術力が貢献できる余地があると感じており、今後の日本の農業振興の一端を担えるよう、社員と共に日々まい進していく所存です。

— **本日はありがとうございました。**

（当研究所 前田和雅、河井信典）

会社概要

- 名 称 株式会社 太陽
- 創 業 1920（大正9）年
- 所 在 地 〒781-5101
高知県高知市布師田3950
- 事 業 所 【高知県】 本社・中四国営業所・E & A事業部
【北海道】 北海道出張所
【栃木県】 東部営業所
【滋賀県】 中部営業所・中部物流センター
【兵庫県】 兵庫駐在所
【山口県】 山口駐在所
【福岡県】 福岡駐在所
【熊本県】 九州営業所
- 関連会社 TAIYO INDIA PVT. LTD.
- 資 本 金 6,000万円
- 従業員数 162名（男性149名、女性13名）
- 事業内容 耕うん爪および爪軸の製造販売／根菜選別機・根菜洗浄機・野菜類袋詰め機などの
アグリ機器の製造販売／農業用アタッチメントの製造販売／廃油・廃液再燃料化シ
ステムなど環境関連機器の製造販売／プール等の水処理プラントの製造販売



▲ 高知本社工場

四国銀行 五百蔵常務取締役本店営業部長 （前 取締役本店営業部長）より一言

株式会社太陽様は、1920年創業以来農業分野を中心に、水処理システムや新オイル燃料製造燃焼装置の製造販売など、環境事業の分野にもビジネス展開しておられます。環境事業への展開には、主力商品である耕うん爪の製造過程で培った、設計・開発ノウハウの他分野への活用にチャレンジされる久松社長の経営哲学を感じ取ることができます。



また、近年はインドへも進出されるなど、新しい市場開拓にも精力的に取り組まれておられます。久松社長とお話させていただきますと、経営のあり方やチャレンジする新しい発想、課題を乗り越えていく知恵と強靱な精神力、人財育成への熱い思い、謙虚で真摯な人柄、ユーモアある話術など、いつも「今日も学ばせて頂いたな」との思いに至ります。

これからも日本の農業だけでなく、インドを起点とした世界の農業の生産性向上につながる技術革新により、今後の世界的な人口増加に対応する食料事情の改善への貢献など、グローバルなご活躍を祈念致しております。



地方創生のための現代版 船中八策 ～地域資源とフィンテックの活用～

株式会社 日本政策投資銀行
地域企画部 課長 坂本 広顕

【要約】

1. あるもの（「地域資源」）を活かして域外資金（「外貨」）を獲得する。
2. 地域資源の潜在価値を計る基準は「真・善・美」。ここでは、真（＝本物、時間・歴史的価値を有するもの）、善（＝心身に良いもの）、美（＝審美眼に訴えるもの）を他所の地域資源との差別化を図れ、競争力を有するものとして定義。
3. 「稼げる地域」へ構造的な転換を図るため、①域外資金の獲得ルートの強化、②域外への資金流出の抑制、および③域内資金循環のスピードアップと循環量の拡大に向けた構造的な改革を軌道に乗せることが肝要である。
4. 地域経済の構造的な改革には「地域共通ポイント」や「電子地域通貨」を整備することが近道と思路。なぜなら、これらの導入や整備により、「ポイントやお金」の使用エリアの地域限定性や期限の経過によるポイント等の消失特性などが自ずと地域に組み込まれるところとなり、「地域の経済社会プラットフォーム／地域インフラ」として上記3の内容が構造的に実現されるからである。
5. 加えて、フィンテックの機能面（とりわけ消費動向をはじめとしたデータ収集・活用機能）に着目し、地域自らがステークホルダーの理解・承諾を得ながらデータ活用を実現できた地域は、より一層富める地域として発展していく可能性を高めるものと思料。
6. 税財源による市民向け支給金の類い（例：年金、生活保護費、児童手当、プレミアム商品券等のGtoC（Government to Consumer：行政対消費者間取引））は、時間の経過と共に価値が減価していく「電子地域通貨」の形で支給できれば、（寝かせておくと価値が減っていくので）タンス預金が回避されて自然と消費に回ることを期待できるとともに、地域における消費動態がデータ化され、データというエビデンスに基づく論理的かつ効果的な政策決定を行えるようになる。
7. 日本・円とペグ（固定）された「地域共通ポイント」や「電子地域通貨」は、投機商品とはなりにくく、将来的にはブロックチェーン上に載ってくる「スマートコントラクト」と呼ばれる取引条件をプログラム化する技術を活用することで、上述の「時間減価型電子地域通貨」が低コストで実現できる社会が到来するだろう。
8. ビッグデータやAI（人工知能）、RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）の普及により、ベーシックインカムを導入を検討するような状況となっても、BtoBを始めとした通常取引における日本・円と、主にGtoCにおける「時間減価型の電子地域通貨」の併用を図ることにより、資金循環スピードと量が確保され、弾力性のある柔軟な地域社会をデザインすることが可能となるだろう。

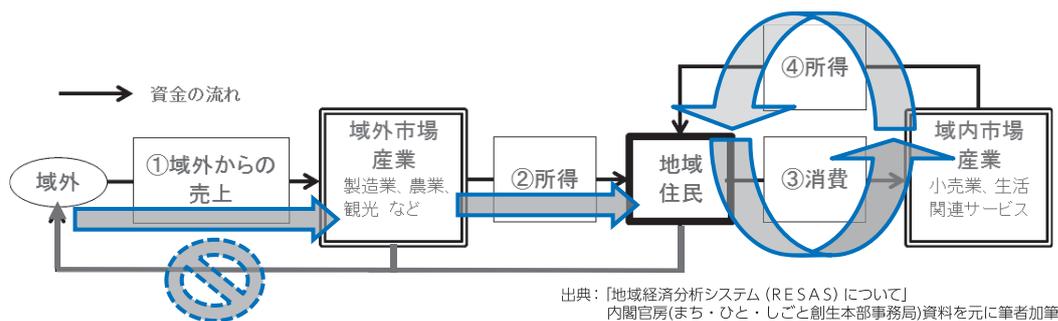
はじめに

当該論考においては、地方創生におけるまちづくりの処方箋「現代版 船中八策」として、地域資源とフィンテック（金融技術）を活用することで、地域経済をどのように変革し、豊かな地域にして行けるのかについて考察する。

1. 稼げる地域になる～域外資金の獲得・ダム機能付き地域エンジン整備の必要性

まず、地方創生で求められている安定した地域雇用の創出や豊かな暮らしを実現するには、地域自体が経済的な自立性を確保することが求められよう。地域が経済的な成功を収めるための要諦は、①「地域資源の価値化による域外からの資金獲得」、②「域内資金の外部流出の抑制」、③「域内資金循環の拡大と一層のスピードアップ」にある（[図表1](#)）。

【図表1】 地域経済構造の概念図



「稼げる地域」へ構造的な転換を図るための3つの要諦

- ① 地域資源の価値化による域外からの資金獲得。 
観光業や農業などは、域外資金を獲得しやすい産業。
- ② 域内資金の外部流出の抑制。 
仕入れや消費は、域内調達できるものは意識して地域のものに。
(域外への資金流出をできるだけ防止「ダム機能」)
- ③ 地産地消の促進による域内での資金循環の拡大
及び循環スピードの加速。 

①「地域資源の価値化による域外からの資金獲得」は、例えば地域の景勝地や地元食材などの地域資源を活かした観光・飲食サービスなどによる、域外観光客からの消費獲得などが挙げられる。

ここで言う地域資源の価値化とは、地域に「あるものを活かす」ということであり、例えば、何気ない地元の日常風景が価値化されるアニメの「聖地巡礼¹」や地元の歴史的建造物である古民家の活用、地元食材を活用した郷土料理や地酒なども挙げられる。地域資源は、地元の人にとって生まれた時から身近にある所与のものとして埋もれ、潜在的な資源のまま眠っているケースも多い。このためよく言われるように「よそ者・若者・ばか者（奇抜な発想をする人）」などによって、主に外部の視点・視座から再発見される過程を経やすい。この外から目線による再発見の過程を著者なりに要素を抽出すると、地域資源の潜在価値を計る基準は、真（＝本物、時間・歴史的価値を有するもの）、善（＝心身に良いもの）、美（＝審美眼に訴えるもの）にまとめられるのではないかと考えられる。また、これらの要素を（最低でも2つ以上）満たすモノやサービスは、他所の地域資源との差別化が図れ、競争力を有するものとして考えられるのではなかろうか。

「地域」を一つの経済圏（若しくは疑似的に法人と見立てる）とすれば、域外からの資金獲得が「地域」にとっての「稼ぎ」（＝外貨・売上の獲得）となる。地域間の経済取引を表す「域際収支」を改善・向上させるには、まずは法人企業が売上高（トップライン）を上げることに注力するように、地域として域外からより多くの資金獲得に励む必要がある。

①が地域経済政策の「攻め」とすれば、②と③は「守り」の要素でいわば「お金の地産地消」である。いくら外部からの資金を獲得できたとしても、域内の資金が簡単に外部へ流出する経済構造となっていては、地域にお金は貯まらない。現状の地域経済は、底穴のあいたバケツに一生懸命に水を入れているようなもので、しっかりと穴を塞ぎ、地域に資金が滞留する「ダム機能」をセットする必要（②）があろう。前述の①で、域外からの資金を獲得するには地域資源で、と述べたが、地域資源であれば域外からの輸入・移入に頼らずともよく、結果的に手元に残るお金が増える（原価を抑えて収益が増える）。一度入ったお金が外部へ逃げて行かないよう、仕入れや消費は域内で手当てできるものはできるだけ域内で、と地域全体で心がけることも大切である。

加えて、ただ単に資金を滞留させるだけに留まらず、意図的に地域内において資金循環を量的に拡大かつ循環スピードを加速させる「地域エンジン」としての機能（③）が付加できれば、一層強力な経済環境となる。①～③が効いて、外部からの資金が地域に流れ込んで何巡もする、かつスピードを加速して循環するようになれば、地域に大きな経済効果をもたらすことになろう。

このように、地域経済をより良い方向へ転換させるには、成り行きで形成されてきた地域の経済環境を根本構造から変革・改善するためのプラットフォーム（土台・礎）をセットする、しかも地域経済のあるべき姿をイメージし、相当意識的にセットしていく必要があると考えられる。

¹ DBJ レポート「コンテンツと地域活性化～日本アニメ100年、聖地巡礼を中心に」等
詳しくは末尾出典および日本政策投資銀行 Web「地域・経済・産業レポート」を参照。

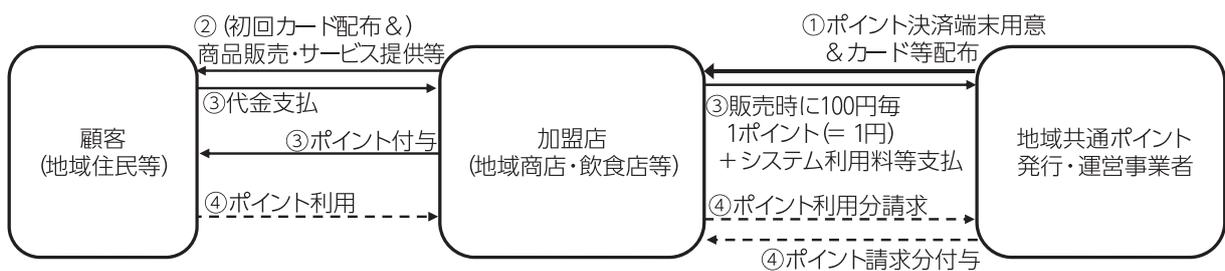
2. 経済・社会プラットフォームとなりうる 「地域共通ポイント」と「電子地域通貨」

前項の要諦は、一般に地域経済政策において重要性が認識されており、例えば国がインターネット上で無償データ開示している RESAS²（地域経済分析システム）においても「地域経済循環マップ」として地域経済循環率や域際収支のマクロデータが掲載されるなどしている。ただ、官公庁の統計に基づくデータは網羅的である一方、行政区域とは必ずしも一致しない特定の経済圏について、ミクロの消費動向データ等を即時性を持って取得することができない。

そうした状況下、フィンテックの登場により、BtoC（Business to Consumer：企業対消費者間取引）にかかる民間消費を主体に、地域の経済環境を把握することのハードルが下がりがつつある。また、単に状況把握のみならず、前項で述べたような域際収支を向上させ、地域の富を増進させる①～③の要諦についても構造的にカバーできる機能を持つ事業として「地域共通ポイント」や「電子地域通貨」の普及が注目される。

モデル的な「地域共通ポイント」事業は、特定の事業者が「ポイントカード（磁気カード等）」を利用者向けに発行、利用者は加盟店で買い物や飲食等をする毎に100円当たり1ポイントの付与を受ける。貯まったポイントは、1ポイント＝1円換算で加盟店での買い物等に利用できる、といったものである（図表2）。なお「地域共通ポイント」は、紙媒体へのスタンプ押印などで実施しているケースもあるが、ここではフィンテック事業として事後的にデータ分析もできるものに限定し、磁気・ICカードやスマートフォン等電子的な媒体を活用したものを想定する。

【図表2】地域共通ポイント事業の概念図

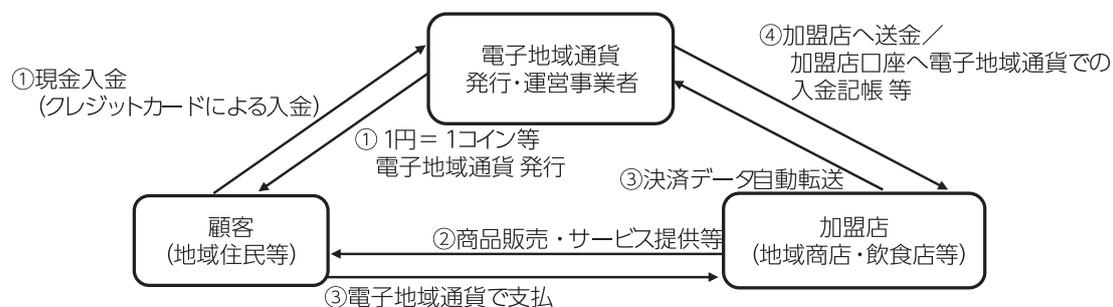


次に「電子地域通貨」であるが、そもそもの「地域通貨」は、例えば現代版の藩札のようなもので特定のエリアにおいてのみ使用できるものであり、日銀券など法定通貨のように国内であればどこでも誰にでも何にでも決済手段として使用できるような強制通用力は無い。90年

² RESAS：Regional Economy (and) Society Analyzing System の略。経済産業省と内閣官房（まち・ひと・しごと創生本部事務局）が提供している、産業構造や人口動態、人の流れなどに関する官民のいわゆるビッグデータを集約し、可視化を試みるシステム。「地域経済循環マップ」は、日本政策投資銀行グループである株式会社価値総合研究所にて受託作成、納品している。

代の英国での取り組みの影響などを受け、2000年代初頭には日本国内でも多くの地域通貨が各地で発行された。当時は、地域通貨を紙で発行したり、発行状況を人力で紙面に記帳する管理方式などが主であったことから、システムとして維持するのが困難であったが、そうした発行・管理コストを電子化することにより解消しているのが「電子地域通貨」である（[図表3](#)）。

【[図表3](#)】 電子地域通貨の概念図



これらを法定通貨や仮想通貨、電子マネーと特性比較すると次のとおりである（[図表4](#)）。なお電子地域通貨は、地域共通ポイントの特性と概ね類似していることから、ここでは同列で表記している。

世の中のポイント事業の多くは、表中にもあるように一定の期限を設けているのが殆どで、ポイント有効期限の設定は6カ月未満としている場合が多い（ポイント有効期限が6カ月未満であると、事業が資金決済法の規制対象外となるため）。また、後述の事例で取り上げた電子地域通貨も購入時や最終利用時から起算して一定期間で減価（消滅）する設定としている。

有効期限の設定は、ポイントや電子地域通貨の所有者の利便性を一見損なっているように思われるが、時間の経過と共にポイント等が減価・消滅する仕組みが「持ち続けて減価（消滅）してしまう前に使ってしまうおう」とのインセンティブをもたらし、地域の経済圏（コミュニティ）における消費意欲を刺激して、当該経済圏の資金循環を加速させる効果をもたらす。更に、ポイント事業の場合には、加盟店やポイント発行・運用事業者の企画等により「ポイント〇倍セール」のような販促により資金循環を加速させることができ、法定通貨では実現の難しい、前述[図表1](#)の要諦③「域内資金循環の拡大と一層のスピードアップ」を可能にする機能³をも有している（後掲：[図表5](#)）。

また、同要諦②「域内資金の外部流出の抑制」についても、地域共通ポイントや電子地域通貨が普及すれば、地域の消費者は、当該地域共通ポイントを貯めて・使える若しくは電子地域通貨の使える地元の商店街等を中心に購買行動を取るようになることから、導入によって構造的に自ずと外部流出が抑制されることが見込まれる（但し、一定のエリアにおいて、買回り品や日常サービスに困らないレベルまで、地元商店街等の加盟店数を確保できているなど、ユーザー利便性が担保されていることなどが要件となろう）。

³ 電子地域通貨の場合には、円からの換金時におけるプレミアム率を期間限定で増率するなど、域内の資金循環量の拡大へのインセンティブを付与することができる。

【図表4】法定通貨と仮想通貨・電子マネー・地域共通ポイント等の特性比較

		法定通貨	仮想通貨	電子マネー	地域共通ポイント /電子地域通貨	
類型		日本円 等	ビットコイン、 イーサリアム 等	楽天 Edy、Suica、 WAON、nanaco 等	気仙沼クルーカード、 めぐりん/さるぼぼコイン、 しまとく通貨 等	
発行	主たる発行者・管理者	国家・中央銀行	なし（※1）	発行・運用企業	発行・運用企業等	
	実体・発行方式	あり（コイン・紙幣） /電子的	なし（電子的）	カード/電子的	カード/電子的	
	上限	原則なし	あり	なし	なし （プレミアム付与型は 予算制約等あり）	
貨幣の 3機能	①価値尺度	価値の裏付け	国家や法律	用途の広さや 信頼性に依拠	発行・運用企業 （※2）	
		価値の変動	少ない	多い	少ない	少ない
	②決済性 （流通・交換）	安定性	高い	低い	高い	高い
		強制通用力	あり （主に発行国内）	なし （取り扱い先に限定）	なし （提携先に限定）	なし （提携先に限定）
		使用時利便性	低い（小銭決済等） ～高い（電子決済）	低い（使途限定） ～高い（海外送金等）	高い （全国的な使用機会）	中程度 （ エリア限定性 等）
		匿名性	高い（現金支払い等） ～法令により保護 （電子決済）	高い （追跡可能なものも）	法令により保護	法令により保護
		貸借	可能	可能	可能	原則不可
	③価値貯蔵	蓄積・保存	可能	可能	可能	一定期間可能

- ※1. 「マイナー（採掘者）」と言われる、ブロックチェーンの取引情報の束を新たに生成した者が実質的な発行者。ブロックチェーンは、「分散型台帳」としてネット上の利用者全体で共同管理・相互監視されるため主たる管理者はいない。
（上記は非許可型若しくはパブリック・ブロックチェーンに分類されるもの。仮想通貨の中には、管理者の存在する許可型やプライベート・ブロックチェーンといわれるタイプのものもある）
- ※2. 電子マネーは、事業者のサービスを受けるために、前払式支払いにより法定通貨と等価を取得するものが殆どであり、共通ポイントについても、100円消費するごとに1ポイント付与されるなど、主に法定通貨とリンク（ペグ）していることから価値変動は少なく、安定性も高いと考える（即時払い式、後払い式も法定通貨とリンクしている点は同様）。

（出所）日本政策投資銀行作成「注目を集める仮想通貨市場～ビットコインからICOまで～」図表を元に筆者加筆

ご当地 WAON を活用した全国初の事例として知られる香川県高松市を中心とした地域共通ポイント事業「めぐりん」（事務局：サイテックアイ株）は、1カ月間、めぐりんマイルだけで生活できるかとの試みを実施し、地元の大学生が事務局から付与された5万マイル（＝5万円相当）で無事に1カ月乗り切ると共に、めぐりんマイルの付与されるボランティア活動への参加や地元商店での飲食などを機に、地元との繋がりが拓けたことが報告されている。これなどは、加盟店数と構成されるサービス業種が充実していることの証左であろう。また、「めぐりん」は、地元のプロスポーツチーム（バスケットボール、サッカー、野球）の共通ファンクラブカードともなっており、ジャンルの違うスポーツファン同士が交流するきっかけづくり（試合観戦でもポイントが付く）を提供したり、電力料金やガス料金の支払いでも「めぐりん」マイルが貯まるなど、地域共通ポイント事業として先駆的な取り組みを行っている好例であ

る。

次に、要諦①「地域資源の価値化による域外からの資金獲得」については、様々な工夫をこらした事例があり、次項で紹介する。

3. 域外資金の獲得方法の工夫と取り組み事例

まず、長崎県の離島エリアで実施されている電子地域通貨「しまとく通貨」（事務局：しま共通地域通貨発行委員会）である。「しまとく通貨」は、国内初のスマートフォン等を活用した電子地域通貨であり、一番の特徴は、利用者を島外からの旅行者に限定しているところにある。離島への旅行者獲得を企図したもので、円からの換価時に20%と思い切ったプレミアムがつくこと、一方で、使用時は500円単位であること、旅行期間中に使い切ってもらうことを想定して有効期限は14日間と短めに設定してあること、などが挙げられる。

「しまとく通貨」は、2013（平成25）年から実施されているが、長崎県の観光統計をもとに「しまとく通貨」の発行エリアとエリア外の事業開始前・開始後3年間の観光客数や観光消費額平均の伸びを比較したところ、いずれの指標も発行エリアが大きく上回り、県外客は、単年平均で15.7万人、観光消費額は単年平均で23億円超という推定効果が現れている⁴。こうした域外観光客の獲得に加え、2016（平成28）年からの電子化によって、従前の紙媒体での発行と比較し、直接コスト（金券の印刷・配送・保管等）と間接コスト（通貨運営に必要な加盟店での決済・精算全般に必要な事務作業等）をあわせ、少なくとも25%相当のコスト削減効果を見込んでいる⁵とのことである。

次に、飛騨信用組合が一般での運用を開始した電子地域通貨「さるぼぼコイン」は、金融機関が電子通貨の発行者となった国内初の事例である。スマートフォンの活用により、画面には店の案内表示やGPS機能を活かして現在地から店舗までの誘導・案内機能も付加されている。こうしたナビゲーション機能は、初めてその地を訪れる人にとっては有難い機能であろう。「さるぼぼコイン」の使用エリアは、高山市内には江戸時代からの家屋が並ぶ「伝統的建造物群保存地区」や世界遺産の白川郷を抱え、以前より訪日外国人の多いエリアであることに加え、近時では世界的にヒットした映画「君の名は。」の舞台（聖地）となったことで、国内外の多くの旅行者が訪れる地域となっている。2019（平成31）年3月にはアプリの多言語化も予定されており、域内住民はもとより訪日外国人も含む多くの観光客の利用が期待される。

また「さるぼぼコイン」は、BtoC利用のみならず、域内加盟店間の仕入れ代金などの決済にも使われることを想定しており、BtoB（Business to Business：企業間取引）領域も取り込むことで要諦②や③も一層カバーされ、「地域の経済・社会プラットフォーム」に育っていくものと考えられる（BtoCの決済手数料よりもBtoBの決済手数料を安く設定するなど、域内資金循環の拡大に向けた仕掛けもセットされている）。

⁴ しま共通地域通貨発行委員会 次長 高比良博幸 氏

⁵ 運用会社である㈱ギフトのリリース資料より

【図表5】地域共通ポイント及び電子地域通貨の事例比較（2018年2月時点）

		地域共通ポイント事業 事例		電子地域通貨 事例		
		気仙沼クルーカード	めぐりん	さるぼぼコイン	しまとく通貨	
発行	主たる発行者/システム運用者	気仙沼観光推進機構 (事務局：(一社) 気仙沼地域戦略) / (株)サイモンズ	サイテックアイ(株) / フェリカポケット マーケティング(株)	飛騨信用組合 (以下「ひだしん」) / (株)アイリッジ	しま共通地域通貨 発行委員会 / (株)J&J ギフト、(株)ギフトィ	
	発行開始時期	2017(平成29)年4月～	2009(平成21)年6月～	2017(平成29)年12月～	2016(平成28)年10月～ (紙媒体では2013年4月～)	
	発行媒体	磁気カード	フェリカポケット搭載の 非接触ICカード(※1) / おサイフケータイ付き スマートフォン(Android)	スマートフォン アプリ (QRコード認証)	スマートフォン・携帯電話 (電子スタンプ認証)	
	発行単位	加盟店で100円消費する 毎に1ポイント付与 / 1ポイント=1円換算で 使用可能	加盟店で100円消費する毎に 1めぐりんマイル付与(※2) / 1マイル=1円換算で使用可能	1円を1コインに交換 (ひだしん窓口等で) 現金から交換時1%の プレミアムポイント上乘せ	1セット5,000円で 6,000円分付与 (プレミアム率20%)	
	上限	特に無し	特に無し	チャージ上限10万円	1人14日以内3万円 (プレミアム込み3.6万円)	
貨幣の3機能	①価値尺度	価値の裏付け	気仙沼観光推進機構 及び加盟店	サイテックアイ(株) 及び加盟店	ひだしん 及び加盟店	委員会組成自治体 及び加盟店
		価値の変動	有効期限内は一定			
	②決済性 (流通・交換)	決済システム	サイモンズ・ ポイントシステム (2004(平成16)年～)	フェリカポケット マーケティング(株)社製	電子地域通貨 プラットフォーム 「MoneyEasy」	電子地域通貨システム 「Welcome!STAMP」
		使用エリア範囲	気仙沼市内の加盟店 約50店舗 提携ネットショップ 約1,500店	高松市中心に約50店舗 (三豊市、観音寺市、 さぬき市、坂出市、 善通寺市、丸亀市、 多度津町、宇多津町、 琴平町、三木町、 綾川町)	高山市・飛騨市・ 白川村 400店舗以上 (500店舗に増加予 定)	長崎県離島エリア (壱岐市、五島市、小値賀 町、新上五島町、佐世保市 宇久町) 約550店舗
		使用対象者	地元住民および観光客、 域外地元出身者	地元住民および観光客	地元住民および観光客	島外からの旅行者 (島内住民の利用は不可)
		使用時利便性	ポイント使用時は 1ポイント=1円分の 値引き	ポイント使用時は 1マイル=1円分の 値引き	使用時は1コイン (=1円) 単位/インターネット バンキングからのチャージ 可能に(近日予定)	使用時は500円単位 / スマホ(ガラケーは追加購入から) はクレジットカードチャージ可能
		賃借	不可	不可	現状不可 (個人間送金対応 近日予定)	不可 (但し、最大5人分を1人の 代表者にチャージ可能)
	③価値貯蔵	蓄積・保存	ポイント付与日の 翌年の12月末まで (最長で2年間)	めぐりんマイルの最終 利用日(ポイント付与・ 利用)から 180日間	さるぼぼコイン： 最終利用時から 1年後 の当月末まで プレミアムポイント： チャージ付与された日から 1年後 の当月末まで	初回購入より 14日間 (期間内で追加購入しても 延長無し)

※1. ご当地 WAON、琴電 IruCa、高松市役所職員証、香川大学学生証等

※2. 上記に加え、地域活動に参加したインセンティブとして主催者がめぐりんマイルを付与(付与数は任意)

(出所) 各種 Web、公表資料を元に筆者作成(確認時点2018年2月)

おわりに

「時間減価型の電子地域通貨」により、弾力性ある柔軟な地域社会をデザインへ

以上見てきたように、フィンテックによる「地域共通ポイント」と「電子地域通貨」は、地域社会の経済環境を構造的に変革・改善していく可能性を秘めた、注目される取り組みと言える。

これら取り組みの重要な点は、域外資金の獲得や資金還流の量的拡大・スピードアップ等に加え、フィンテック活用により消費者のデータが取得できる点にある。「勤と気合、根性」の3Kによる場当たりの地域経営ではなく、データに基づいたPDCAサイクルを回すことのできる仕組みづくりともいえる。

宮城県気仙沼市のDMO⁶の中心組織である「気仙沼観光推進機構」（事務局：（一社）気仙沼地域戦略）が取り組む地域共通ポイント事業である「気仙沼クルーカード」は、i）気仙沼市内の広域での市民や観光客を含む会員のデータベースを構築するとともに、気仙沼DMOが当該データベースを活用して、主体的に戦略的なマーケティングを図る、ii）失効ポイントを気仙沼地域の活動原資の一部に当て、自主的な地域活動の展開を支援する、iii）行政ポイント、環境ポイント、医療ポイント、介護・介助ポイント、図書ポイント等々の取り組みも含め、持続可能な地域活性化のツールとして活用することなど⁷を目的に整備されている。

地域（若しくは加盟店）の側で売りたいモノやサービスは、必ずしも観光客や地域住民の望むものではないこともあろう。思い込みに基づく販売や販促から、カード発行/サービス登録時にユーザー了解のもと取得する属性データ（年齢・性別・居住地等）と店舗での利用状況等の統計処理・分析により、価値化すべき地域資源があぶり出され、加盟各店に有益な経営情報のフィードバックやより良い地域経営に向けた施策などに活かしていくことができるようになる。こうした「ヒト・モノ・カネ」を結ぶ「情報」、しかも細密な原データを取得できる、端的に言えば地域の多様な情報をビッグデータ化できるところが、フィンテックによってもたらされる最大の利点であろう。

この際に、近時の個人情報保護法の改正で、特定の個人が識別されることができないように加工された「匿名加工情報」については、規制緩和のお陰で利活用の幅がより広がったところ（ビッグデータとしての利活用促進）も追い風になると考えられる。

最後に、フィンテックの将来像と地方創生の観点からは、ブロックチェーン技術を活用して第三者を介さずに取引条件の確定・執行を行う「スマートコントラクト」のようなプログラム機能で、時間の経過と共に減価していく地域通貨などができると、これから迎える将来社会の多様性への耐性をつけることができるのではと考える。

⁶ DMO：Destination Management / Marketing Organization 観光地域づくり法人

⁷ 提携ネット店舗でのショッピングでも地域に環流されるポイントが付与されるため、域外在住の地元出身者等にも持ってもらえれば、ちょっとした「ふるさと納税」のような補完機能も得られる。

なお、決済システムを提供する(株)サイモズの他地域事例では、沖縄県竹富町を支援する「ピカリヤカード」（旅行後も首都圏等の加盟店でカード使用するとポイントが竹富町へ還流する仕組み）や伊勢丹相模原店が地元4商店街と連携した「Sagami-Ono Card」（伊勢丹での買い物でもポイントが貯まるが、ポイントが使えるのは地元商店街のみとすることで地域へ還流）、プロバスケットボールチーム「秋田ノーザンハピネッツ」と提携した「ハピネッツタウン」カードなどあり。

AIやRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）の普及によって単純労働から解放される社会が到来すると、例えば、ベーシックインカムを整備なども政策上の重要検討項目になると考えられる。ベーシックインカムや生活保護費、年金、児童手当、プレミアム商品券など税財源で市民向けに支給される分については、手元にため込まずに消費循環を促進するよう減価型の貨幣とし、利子のつく法定通貨との併存により、柔軟な社会設計ができるのではないだろうか。日本円のデジタル通貨発行を検討するとの報道も見られるが、円が減価するのは影響が大きいのだろうこと、一方で減価型の地域通貨とした方が、要諦の②と③がよく機能するであろうことから、適切な資金循環を起こす社会として2種類の通貨を併存させる方法が考えられよう。消費税率アップや相続税により資金循環を起こすのではなく、1,800兆円とも言われる個人資産を自然に循環させる方向へ舵を切るツールとしても、前向きな消費を伴う「時間減価型の電子地域通貨」は有効な施策ツールとなるものと考えられる。

このように、地域資源の活用とフィンテックの進展により、お金が「経済の血液」としての本来の機能を回復して域内資金循環が活性化し、電子化に伴い取得されるデータを利用することで地方創生に大いに繋がっていくことを祈念している。

- ※. 本稿は、株式会社価値総合研究所「Best Value 2018年 春号」に掲載された『フィンテックと地方創生～鍵は「地域共通ポイント事業」と「電子版地域通貨」によるデータ活用』を増補・改訂したものである。
- ※. 本稿中の意見に渡る部分は、すべて筆者の個人的見解に基づくものであって、筆者が所属する組織や部署の見解を示すものではない。

【参考出典】

- 前田和雅、山野井友紀、坂本広顕：『古民家活用事業のポイント「古民家の活用に伴う経済的価値創出がもたらす地域活性化」活用実践編』株式会社日本政策投資銀行（2016年12月）
- 清水希容子、前田和雅、坂本広顕：「コンテンツと地域活性化～日本アニメ100年、聖地巡礼を中心に～」株式会社日本政策投資銀行（2017年5月）
- 坂本広顕：『フィンテックと地方創生～鍵は「地域共通ポイント事業」と「電子版地域通貨」によるデータ活用』株式会社価値総合研究所（2018年4月）

以上

共同調査

新幹線で四国を変えよう！ 「新幹線を活かした四国の地域づくりビジョン 調査」概要版



熊本駅に停車中の九州新幹線



九州新幹線「みずほ」

筆者撮影

四国の新幹線は、1973年に国が基本計画路線として告示したにもかかわらず、実現の目途が全く立たないまま今日に至っている。

四国は新幹線が全国で唯一の空白地帯となっており、このままでは、新幹線先行開業地域である北陸・九州地域などとの経済格差がますます広がっていくことが懸念される。

こうした危機感を背景に、新幹線整備に向けた団体活動をオール四国で推進するため、2017年7月、四国4県の自治体や議会、経済界、観光業界など官民46団体で「四国新幹線整備促進期成会」が設立された。以降、本期成会を中心に、早期に四国への新幹線整備を実現するため、国への要望活動や地元での機運醸成に向けた取り組みが積極的に展開されている。

本調査は、四国内外での四国の新幹線整備に対する理解促進と、一層の機運醸成に向けて、「新幹線が四国にどのような変化をもたらし、また、その効果を最大限に活かすためには、これから四国はどうあるべきか」を示し、関係者全員で共有することを目的に、四国の4地方銀行の包括提携「四国アライアンス」の「地域経済研究分科会」（各銀行系列シンクタンクで構成）が中心となり取りまとめたものである。

次頁以降は、本調査の概要であるが、本調査が新幹線整備に向けた全関係先への問題提起となり、また、地域の皆様に四国新幹線への理解を深めていただく一助となることを期待したい。

新幹線で四国を変えよう！ 新幹線を活かした 四国の地域づくりビジョン調査



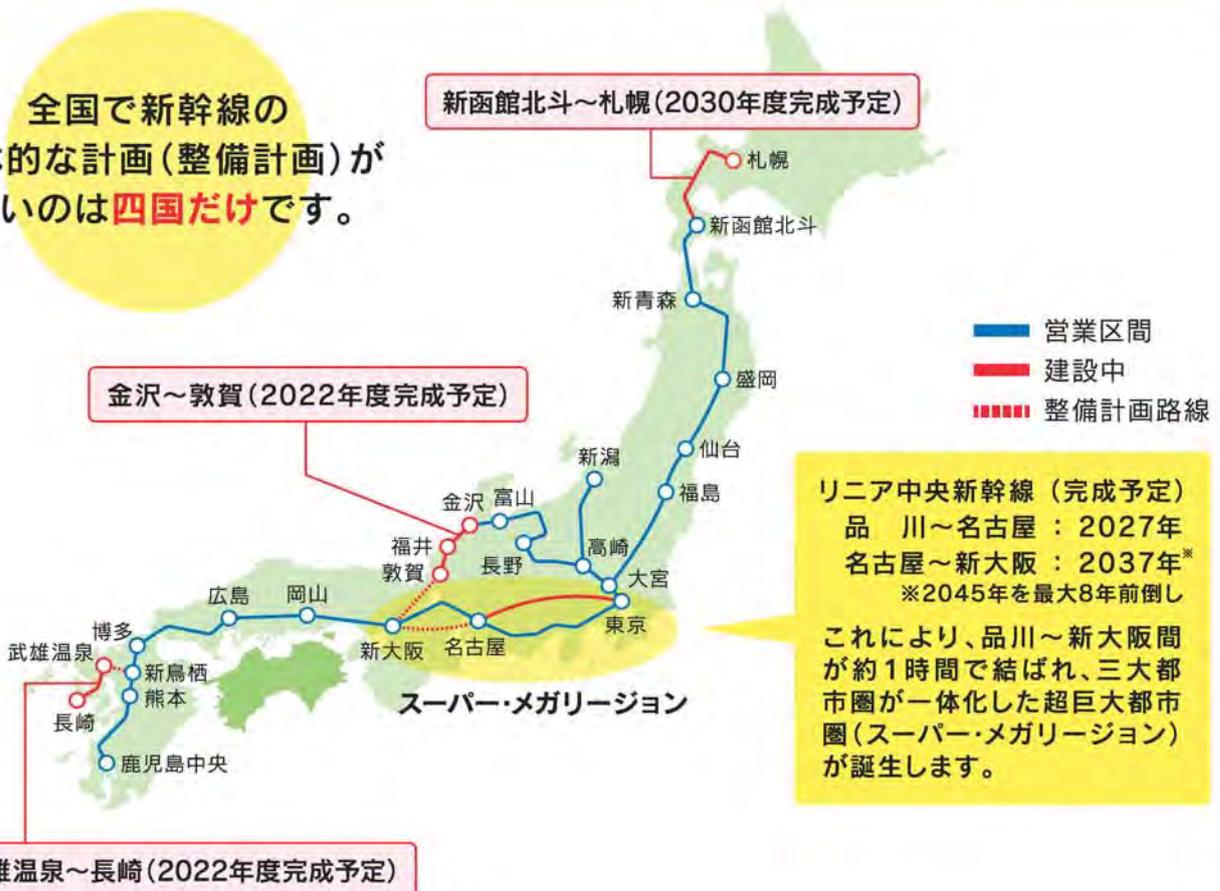
四国新幹線整備促進期成会
四国アライアンス地域経済研究分科会

本調査の目的と実施体制

本調査は、四国の新幹線整備に対する理解促進と一層の機運醸成に向けて、新幹線が四国にもたらす変化やその効果を最大限に活かすための地域づくり、四国づくりのあり方を明らかにすることを目的に、四国の4地方銀行（阿波銀行、百十四銀行、伊予銀行、四国銀行）の包括提携「四国アライアンス」の地域経済研究分科会（各行の系列シンクタンクで構成）が中心となって行ったものです。

進化する高速鉄道の世界から取り残された“新幹線のない島”四国

全国で新幹線の具体的な計画（整備計画）がないのは**四国**だけです。



新幹線のない四国の課題

1. 本四間、四国内の長過ぎる時間距離

鉄道で同程度の距離にある都市間の所要時間



2. 地域をけん引する地方中枢都市の不在

四国は人口が最大の松山市でも51万人^{*}に過ぎず、九州の福岡市のような地域ブロックの発展をけん引する百万人規模の地方中枢都市がありません。

※2015年国勢調査

3. インバウンドを中心に潜在力を発揮しきれていない観光

四国は魅力的な観光資源が豊富にあるにもかかわらず、外国人延べ宿泊者数の全国シェアは1%^{*}に過ぎません。

※2017年速報値

4. 競争力のある産業も総じて小粒

四国にはニッチトップ企業^{*}が少ないものの、地元企業の経営規模は総じて小さく、また、域外企業の進出や成長企業の創出も低迷しています。

※特定分野で世界一、日本一のシェアを誇る企業

5. UIJターン(移住)の受け皿として見劣りする四国

大都市圏からの移住希望者は多いものの、長距離移動時の所要時間の長さへの不満がUIJターンの障害になっています。

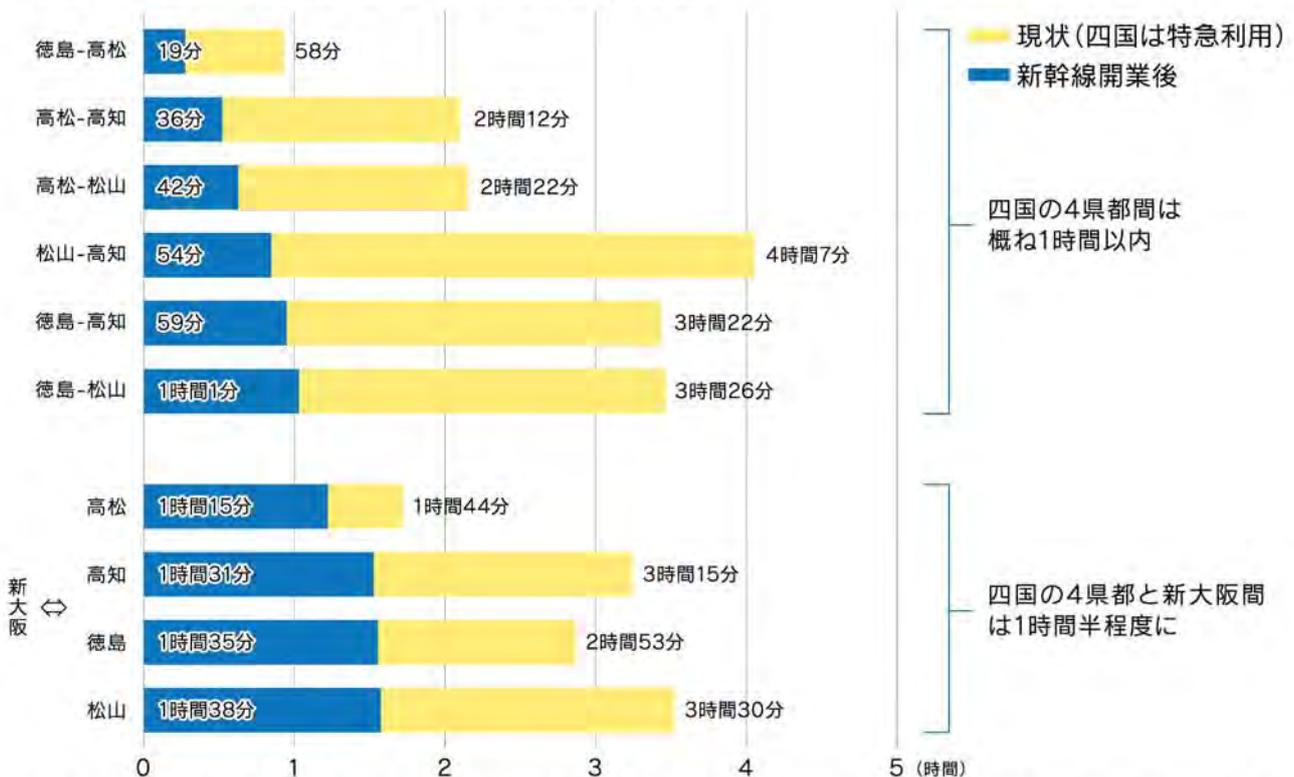
6. 自然災害への脆弱性、南海トラフ地震発生への懸念

四国は急峻な地形もあって、交通網が台風や大雨などの自然災害に対し脆弱であり、南海トラフを震源とする巨大地震が大きな被害をもたらす恐れもあります。

新幹線による“異次元の時間短縮”がもたらす四国の大変革

新幹線は四国全域に大きな変革をもたらし、その影響は関西圏さらには西日本全体にも波及します。

四国4県都間および新大阪～四国4県都間の所要時間比較



注)本調査では、四国の鉄道高速化検討準備会「四国における鉄道の抜本的高速化に関する基礎調査」(2014年)において、費用便益比(B/C)が1を上回ることが示された「岡山を起点に瀬戸大橋を介して4県都をT字型に結ぶルート」を前提に取りまとめている。(ルート図等はP.26に記載)

四国の新幹線整備で期待される波及効果

四国に新幹線が開業すれば、その効果が多くの分野に、かつ広域的に波及することが期待されます。

観光 ～交流人口拡大が四国創生の原動力になる～

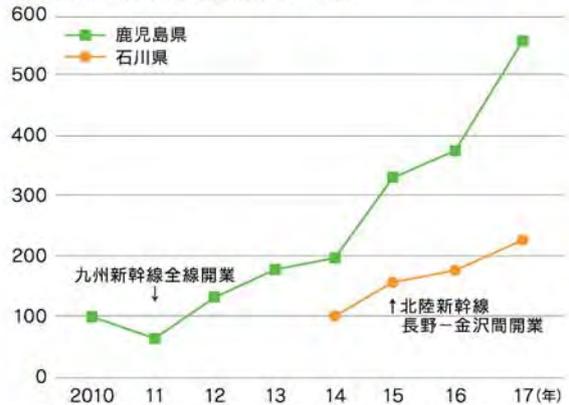
- 観光客数の大幅底上げ、集客範囲の広域化、滞在時間の延長、観光消費の増加
- インバウンド誘致環境の劇的改善、世界遺産登録を見据えた遍路の受入環境整備
- 新たな広域観光ルートの形成、四国一体の観光戦略推進
- 新たな観光列車の運行、周辺地域への観光需要の拡大 など

金沢駅のシンボル「鼓門」
つづみもん



鹿児島県・石川県の外国人延べ宿泊者数(指数)の推移

2010年、2014年(各新幹線開業前年)=100



資料：観光庁「宿泊旅行統計調査」を基に作成 注) 17年は速報値

産業 ～市場拡大・広域連携を通じ成長産業が集積～

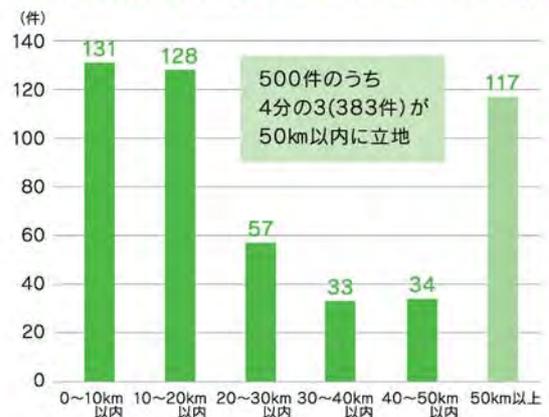
- ビジネス半径の拡大、新たな市場開拓の推進
- 地域の事業環境改善、地元企業のイノベーション推進
- 知識集約型企业や工場の進出・立地促進
- 新幹線駅周辺の商業機能の変貌

北陸へ移転・進出した主な企業

形態	企業名(本社所在地)	移転・立地先	時期
本社機能の移転	コマツ(港区)	石川県小松市	2011.5
	日機装(渋谷区)	石川県白山市	2014.4
	YKKグループ(千代田区)	富山県黒部市	2016.3
	白山(豊島区)	金沢市	2016.3
研究開発部門の拡充	ダイト(富山市)	富山市	2016.2
	YKK AP(千代田区)	富山県黒部市	2016.3
	日本カーバイド工業(港区)	富山県滑川市	2017.1
	キョーリンリメディオ(金沢市)	富山県高岡市	2017.7

資料：石川県、北陸経済研究所、各社ホームページを基に作成

新幹線駅からの距離別工場立地件数(全国、2016年)



注) 電気業を除く

資料：経済産業省「工場立地動向調査」を基に作成

都市機能・防災 ～都市の魅力、防災力が格段に向上～

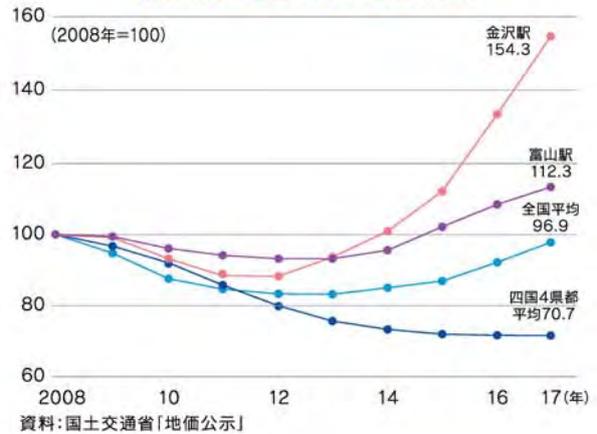
- 新幹線駅周辺の再開発進展、都市の魅力向上
- 新幹線駅を核としたコンパクトなまちづくり
- 新幹線開通都市の地価上昇、自治体税収の増加
- 全国規模、世界規模のMICE[※]の誘致開催
- 地域防災力の向上、国土強靱化への貢献

※MICE: Meeting、Incentive Travel、Convention、Exhibition/Eventの頭文字のことで、国際会議やコンベンション、展示会・見本市、企業の研修旅行などの総称

鹿児島中央駅前の再開発ビル



新幹線駅周辺の公示地価の推移



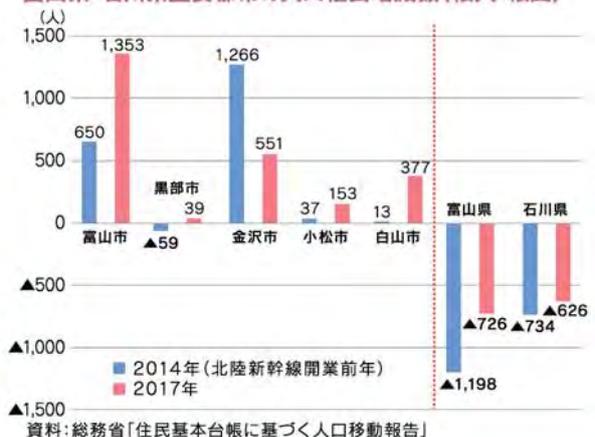
生活 ～若者の地元定着、大都市からの移住が進む～

- 通勤圏拡大による地方定住、地域人材の広域的活躍の促進
- 広域集客による公演イベントの増加、プロスポーツの発展
- 大規模な公共施設の広域的利用や整備の促進
- 地域ブロック内の相互往来活発化、一体感の醸成、シビックプライドの高まり
- 人口増加・維持への寄与

広島東洋カープ主催試合の年間入場者数の推移



富山県・石川県主要都市の人口社会増減数(転入-転出)



新幹線を活かした四国の地域づくり「3つの基本戦略」と「将来イ

新幹線は真の四国創生を実現するための最大の起爆剤であり、かつ継続的な推進力となる公共的インフラです。新幹線開業効果を踏まえ、四国の地域づくりの基本戦略と将来イメージを提示します。

基本戦略

1

人口200万人規模の “四国ネットワーク中枢都市圏”を形成する

ほぼ1時間以内で移動可能となる新幹線沿線都市を一体化し、各都市が積極的な連携・役割分担を図ることで、「都市機能のスケールメリット」を追求します。

魅力ある都市機能が集積し、多くの人を引き寄せる
四国が誕生します。

基本戦略

2

新幹線を軸に、 四国全域の成長力を底上げする

四国内外の移動時間の大幅短縮と四国一体の観光・産業振興策が相乗効果を発揮し、経済活力を高めます。また、周辺地域にも新幹線効果を取り込むことで、各地域が持つ潜在力を引き出します。

観光やビジネス、一次産業、遍路など、四国の広範な分野・地域に
新幹線効果が波及します。

基本戦略

3

西日本経済文化交流圏を構築するとともに、 三大都市圏との連携を深化させる

四国と新幹線で結ばれる関西はじめ西日本各地との相互交流が活発化します。また、リニア中央新幹線を介して三大都市圏が一体化したスーパー・メガリージョンの活力を四国に呼び込みます。

関西・九州などの成長力やリニア開業効果を四国に
取り込むことで、四国創生を確かなものとしします。

メージ

将来イメージ

- 地方圏であっても百万都市では当たり前には享受できている、大都市ならではの魅力を四国で楽しめるようになります。
- 四国内において、公共施設整備の選択と集中が行われ、施設の広域的な相互利用も進みます。

- 例
- ◎ 四国にフランチャイズを置くプロ野球球団が誕生
 - ◎ 大型の競技場・体育館が整備され、国際スポーツ大会が開催
 - ◎ 各地の会場や宿泊施設を使い、大型の国際会議やイベントの誘致を実現
 - ◎ 大型の公共ホールが整備され、国内外の人気ミュージシャンや著名オーケストラ、劇団などの公演が開催
 - ◎ 高度医療施設が整備され、四国内外から訪れた患者が最先端の先進医療を受診など



将来イメージ

- 不利な立地条件が改善されるとともに、四国一体の観光振興策や産学官連携・オープンイノベーションが推進され、四国経済が活性化します。

- 例
- ◎ インバウンドをはじめ四国への観光客が大幅に増加
 - ◎ 四国企業のビジネス半径が拡大し、販路開拓や企業間連携が進展
 - ◎ face to faceの人的交流が重要となる知識集約型企業等の立地が増加
 - ◎ 通勤圏の拡大により、地域人材の広域的活躍が推進 など

- 新幹線開業効果が周辺地域にも広く波及します。

- 例
- ◎ 四国の新幹線駅から観光列車が常時運行
 - ◎ サイクリングやラフティング、カヌー、現代アートなどの体験型観光に大勢のリピーター客が来訪
 - ◎ 地域ブランドの浸透を武器に、農林水産物等の地場産品の売上が拡大
 - ◎ 「四国八十八箇所霊場と遍路道」の世界遺産登録が実現した際には、国内外から多くの巡礼者が来訪 など



将来イメージ

- 四国は、中部・関西～九州の中間点に位置する立地条件を活かして、西日本経済発展の一翼を担う地域として存在感を高めます。

- 例
- ◎ 24時間運用の国際空港を有する関西や、アジアのゲートウェイとして発展する九州の成長力を取り込み
 - ◎ 関西～中国・四国～九州を巡る国際広域観光ルートが形成
 - ◎ 西日本各地域とのビジネス交流が活発化
 - ◎ 四国が国の「地方創生回廊構想」で重要な役割を果たす など

- リニア中央新幹線が2037年にも東京(品川)～大阪間で開業し、三大都市圏が約1時間で結ばれる。我が国経済をけん引するスーパー・メガリージョンと新幹線で直結することで、その波及効果が四国に誘導されます。



土佐の「おきゃく」2018 経済波及効果は前年比7.2%増の 8.8億円と過去最高

調査部主任研究員 前田 和 雅



【要 旨】

- 2018年3月3日（土）～11日（日）まで開催された第13回目となる土佐の「おきゃく」2018の経済波及効果（生産誘発額）は8億8,316万円となった。今回は、開催期間中の天候にも恵まれ、経済波及効果は2017年比5,969万円、7.2%増加し過去最高となった。
- 生産誘発により生じる粗付加価値誘発額は5億558万円、雇用者所得誘発額は3億6,156万円となった。また、雇用効果による雇用者数は125人となった。
- 高知県内にもたらす税収効果は3,095万円となり、内訳は県税1,157万円、市町村税1,938万円となった。
- 高知県は、2017年度からスタートした第3期産業振興計画 ver 2のもと、「志国高知幕末維新博」の開催を通じ、本県の魅力である歴史、食、自然を一体的に連動させた戦略的な観光地づくりを推進している。その結果、2017年に高知県を訪れた県外観光客入込数は過去最高の440万6千人となり、5年連続で400万人を上回った。
- 土佐の「おきゃく」は、冬場の観光オフシーズンに賑わいをもたらし、高知県が目指す県外観光客入込数400万人定着の一助となっている。

■はじめに

2018年3月3日(土)～3月11日(日)までの9日間、土佐の「おきゃく」2018が高知市中心商店街・中央公園などを会場として開催された。本イベントの開催趣旨は、「地域素材を活かした食と人、そして土佐流のもてなしの魅力を広く発信することで、交流人口の拡大、地域経済の発展に繋げていく」としており、その内容は、街を舞台に、食、酒、音楽、映画、郷土芸能、ダンス、アート、まんが、パフォーマンスなど多岐に亘っている。本レポートでは、今年で13回目を迎えた土佐の「おきゃく」の経済波及効果や主なイベント実施事例について調査した。

1. 土佐の「おきゃく」開催の経緯

2005年、土佐経済同友会観光振興委員会において、高知県の観光振興策を議論するなか、四季折々、観光誘客が図れるスーパーイベントを開催することが、観光振興に欠かせないとの結論に達した。

高知県には、春の「お城祭り」、夏には「よさこい祭り」というスーパーイベントがあり、秋には「龍馬誕生祭」があるものの、冬は「南国土佐皿鉢祭」だけで、ボリュームと奥行きに欠けるとの認識があった。

そのような中、観光客数が低迷する冬場に観光客数を増加させるスーパーイベントを開催し、高知県の観光振興を図るとともに、高知県経済への波及効果を狙い、高知の元気へ繋げて行こうと、「NPO 法人高知の食を考える会」、「土佐経済同友会観光振興委員会」などが中心となって、2005年9月に事務局を立ち上げた。

その後、運営において実質的な役割を果たす「実行委員会」が発足。実行委員会をサポートし、円滑な事業運営のための後方支援組織として「推進会議」が発足した。

そして、2006年3月2日のプレ開催日を含め、3月12日まで、土佐の「おきゃく」2006が開催され、以降、毎年開催されている。

2. 土佐の「おきゃく」基本理念

～ここに人あり 自由あり～

- 高知の「人」「食」「自由」の要素を集結させ、高知を元気にする。
- 土佐流のもてなしの象徴である、「お客文化」の考え方をコンセプトとする。
- 自らが楽しみ、土佐人が誇れる祭りの創造をめざす。
- 企業や団体が垣根を越えてコラボレーションすることで、力を増大させていく。
- 高知を代表するビックイベントの一つとして、成長をめざす。
- 各主催者が主体として自己完結型のイベントをめざす。



中央公園グルメ屋台村(ぶんたん祭り)の様子

写真提供：土佐の「おきゃく」事務局より

3. 事業概要

図表1 事業概要

イベント名称	土佐の「おきゃく」2018
開催期間	2018年3月3日(土)～2018年3月11日(日)
開催場所	高知市中心商店街ほか
開催趣旨	地域素材を活かした食と人、そして土佐流のおもてなしの魅力を広く発信することで、交流人口の拡大、地域の発展につなげていく
開催内容	街を舞台に食、酒、音楽、映画、郷土芸能、ダンス、アート、まんが、パフォーマンス等のイベント
主催	土佐の「おきゃく」2018推進会議
オフィシャルスポンサー・準オフィシャルスポンサー	株式会社四国銀行、株式会社第一興商、旭食品株式会社、和建設株式会社、株式会社高知銀行、株式会社サニーマート、NPO 法人高知の食を考える会、高知県、高知市、(公財)高知県観光コンベンション協会、(公社)高知市観光協会、高知市中心街再開発協議会、ヒワサキグループ



土佐の「おきゃく」2018開幕の様子



中央公園北側アーケードの日本一のおきゃく放浪記

写真提供：土佐の「おきゃく」事務局より

「日本一のおきゃく放浪記」他開催エリアマップ



出所：土佐の「おきゃく」公式ガイドブックより

4. 土佐の「おきゃく」イベントスケジュール

図表2 土佐の「おきゃく」2018イベントスケジュール

	イベント名	開催場所	主催者	3月2日	3月3日	3月4日	3月5日	3月6日	3月7日	3月8日	3月9日	3月10日	3月11日
				金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
土佐の夜楽・昼楽・深夜楽	1 漫画家と二次会! まんがで語ら Night	4会場 (FUJIYAMA, グラティア, 居酒屋 聖託, relaxing bar magic)	まんが王国・土佐推進協議会		20:00~ 21:30								
	2 ウクレレ奏者 KYAS と楽しむ癒しの音色と土佐会席	高知サンライズホテル	高知サンライズホテル					18:30~ 20:30					
	3 城西館 日曜市の台所	城西館	城西館					18:30~ 20:30					
	4 アメリカ人女性講師 龍馬を語る	龍馬の宿 南水	龍馬の宿 南水					18:30~ 20:00					
	5 天才ピアニスト横山幸雄アフタヌーン演奏会	ザクラウンパレス新坂急高知	高知を元気にする会					15:00~ 16:30					
	6 BiBi & Tendre Table Beauty & Health デザートビュッフェトークショー	レストランタンドルトーブル	有限会社 デトワール										13:00~ 15:00
	7 二胡と地産中国料理の夕べ	新中国料理 彩華	新中国料理 彩華										18:00~ 20:30
	8 土佐ワインとカツオを楽しむ会	土佐料理 司	土佐料理 司								18:30~		
	9 フラットファイブ ジャズカルテット in Tendre Table	レストランタンドルトーブル	有限会社 デトワール										18:30~ 20:30
	10 松原ミートの土佐ジローづくし!	Bar à Boucherie 松原ミート	松原ミート							19:00~ 21:00			
	11 土佐清水の幸でジョン万次郎を語らう	滋味創菜 たちばな	滋味創菜 たちばな								19:00~ 21:00		
	12 土佐のおきゃくで漫画家大会議!	中央公園お座敷	第4回 全国漫画家大会議 in まんが王国・土佐		18:00~ 19:30								
土佐のお座敷体験、土佐の酒肴	13 土佐のお座敷体験、土佐の酒肴 ホテルおおりや	ホテルおおりや	高知市旅館ホテル協同組合 高知県酒造組合					18:30~ 20:30					
	14 土佐のお座敷体験、土佐の酒肴 三翠園	三翠園	//				18:30~ 20:30						
	15 土佐のお座敷体験、土佐の酒肴 龍馬の宿 南水	龍馬の宿 南水	//				18:30~ 20:30						
	16 土佐のお座敷体験、土佐の酒肴 ホテル高砂	ホテル高砂	//							18:30~ 20:30			
	17 土佐のお座敷体験、土佐の酒肴 土佐御苑	土佐御苑	//								18:30~ 20:30		
土佐の宴	18 土佐フレンチで新酒を楽しむ会	グランディール高知駅前店	株式会社 グランディール	18:30~ 20:30									
	19 第12回土佐の酒蔵めぐり「瀨川商店」	ザクラウンパレス新坂急高知 2F 特設会場	ザクラウンパレス新坂急高知				18:30~ 20:30						
	20 第14回もてなしの心・ふるさとの味まつり	高知プリンスホテル	もてなしの心・ふるさとの味まつり 実行委員会							18:00~ 20:00			
	21 陽気艶 ～ようきえん～	中央公園お座敷	陽気艶								19:30~ 20:30		
	22 松本梨香さんカラオケ&トークイベント	ビッグエコー高知中央公園店	株式会社第一興商		20:00~ 22:00								
日本一のおきゃく放浪記	【日本一のおきゃく放浪記】												
	23 大橋通り横丁	大橋通り商店街	高知青年会議所、(株)サニーマート								11:00~ 21:00	11:00~ 21:00	
	24 帯屋町二丁目横丁 高知トマトサミット2018	帯屋町二丁目商店街	高知トマトサミット実行委員会 野菜ソムリエコミュニティこうち								10:00~ 17:00	10:00~ 17:00	
	25 帯屋町二丁目横丁 ほにや	帯屋町二丁目商店街	ほにや								11:00~ 19:00	11:00~ 19:00	
	26 あった会グルメ横丁	帯屋町一丁目商店街	高知異業種交流会 あった会								12:00~ 21:00	12:00~ 21:00	
	27 高知 YEG わいわい横丁	帯屋町一丁目商店街、 グリーンロード (帯パラ下)	高知商工会議所青年部								11:00~ 21:00	11:00~ 21:00	
	28 はりま夜の宴横丁	はりまや橋商店街	はりまや橋商店街振興組合								16:30~ 21:30	16:30~ 21:30	
	29 土佐の大座敷横丁	中央公園	土佐の「おきゃく」事務局								10:00~ 21:00	10:00~ 21:00	
	30 ライリー	第28回 酔って候 ドリンクライリーはしご酒 (スタート・ゴール/日大地選会)	中央公園	高知県社交飲食業生活衛生同業組合				スタート 19:00~	ゴール ~21:00				
ツアー	31 ごめん・なはり線 SUNTORY COCKTAIL BAR	後免駅や田野町および安田町	土佐くらしお祭 園 / サントリー酒類(株)高知支店、 日本バーテンダー協会高知支部、大心軒		11:30~ 18:00								
	32 土佐の「おきゃく」列車2018	高知駅や佐川駅、司牡丹酒造	四国旅客鉄道株式会社 ワーブ高知支店		11:35~ 15:35								
	33 おきゃく電車2018	高知市内 (電車車内/高知駅から運行)	とさでん交通(株) 協力/キリンビール(株)高知支店								17:00~ 18:45	17:00~ 18:45	

	イベント名	開催場所	主催者	3月2日	3月3日	3月4日	3月5日	3月6日	3月7日	3月8日	3月9日	3月10日	3月11日
				金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
34	ツァー 土佐くろ酒(しゅ)お列車	後免駅～安芸	JTB 中国四国高知支店									10:00～ 16:00	
35	ひろめ de おきゃく	ひろめ市場	(有)ひろめカンパニー		8:00～ 23:00	8:00～ 23:00	8:00～ 23:00	8:00～ 23:00	8:00～ 23:00	8:00～ 23:00	8:00～ 23:00	8:00～ 23:00	8:00～ 23:00
36	土佐のおらんくまつり	高知大丸 北店頭	(株)高知大丸		10:00～ 19:00	10:00～ 19:00						10:00～ 19:00	10:00～ 19:00
37	ご当地グルメ屋台村	中央公園	土佐の「おきゃく」事務局		10:00～ 21:00	10:00～ 21:00							
38	市 おびさんマルシェ	おびさんロード商店街全域	おびさんロード商店街			11:00～ 21:00							11:00～ 21:00
39	マーケット 元気な志国の畜産&競馬まつり2018	高知競馬場	元気な志国の畜産&競馬まつり 2018実行委員会			11:00～ 20:00							
40	マーケット アペリティフの日 in おきゃく	中央公園	Belle Epoque Tosa (アペリティフの日土佐事務局)					17:00～ 22:00					
41	マーケット はりまや炭炭(たんたん)サロン	はりまや橋商店街内の広場	はりまや橋商店街振興組合								11:00～ 15:00		
42	マーケット 第3回アジアフードマーケット	中央公園	高知県中華料理生活衛生同業組合							11:00～ 21:00			
43	マーケット いろんなまちの観光物産展2018	ひろめ市場前広場	高知市観光協会									10:00～ 17:30	10:00～ 17:30
44	音楽・踊り みんなあでちゃっちゃんしばてん踊り	中央公園、アーケード、 各種イベント会場	KSB しばてんダンス		各イベント 会場時間	各イベント 会場時間	各イベント 会場時間	各イベント 会場時間	各イベント 会場時間	各イベント 会場時間	各イベント 会場時間	各イベント 会場時間	各イベント 会場時間
45	音楽・踊り 完唱!!カラオケ KINGDAM 2018	中央公園ステージ	(株)第一興商高知支店		19:30～ 21:00								
46	音楽・踊り ラ・ラ・ラ春まつり	中央公園、帯屋町公園、 老番街商店街、京町・新街商店街	高知街ラ・ラ・ラ音楽祭		11:00～ 17:00	11:00～ 17:00							
47	音楽・踊り 土佐のおきゃく「よさこい春の舞」	帯屋町二丁目商店街、 京町商店街、中央公園ステージ				15:00～ 18:00							
48	音楽・踊り 第一興商&フラチナリズムコラボ企画 完唱!!カラオケ STADIUM ミリオン	中央公園ステージ	(株)第一興商高知支店									17:00～ 19:30	
49	音楽・踊り フラチナリズム&第一興商コラボ企画 土佐のおきゃくで KAN&PAI	中央公園ステージ	(株)第一興商高知支店									16:30～ 17:00	11:30～ 12:00
50	音楽・踊り 春だ!おきゃくだ! obrigado 花山海! ラテンミュージックフェスタ	帯屋町公園	obrigado 花山海										10:00～ 17:00
51	アート&カルチャー 飲みもって食べもって「寄附ぎふと」	寄附つきメニュー提供協力 店舗の各所在地で実施	認定特定非営利活動法人 NPO 高知市民会議		各飲食店 参加時間	各飲食店 参加時間	各飲食店 参加時間	各飲食店 参加時間	各飲食店 参加時間	各飲食店 参加時間	各飲食店 参加時間	各飲食店 参加時間	各飲食店 参加時間
52	アート&カルチャー 珊瑚婚式2018	高知城本丸御殿	珊瑚婚式実行委員会		14:30～								
53	アート&カルチャー 龍馬と一緒に「ハイ、チーズ!!」	桂浜、龍馬像の前	studio.ZONE V		9:00～ 16:00	9:00～ 16:00							
54	アート&カルチャー 「こ」まんさい2018～まんが王国・土佐～	はりまや橋商店街 アーケード西側付近	こうまんがフェスティバル 実行委員会		10:00～ 16:00	10:00～ 16:00							
55	アート&カルチャー ちょっといっぱく	県立文学館茶室(慶雲庵)	土佐清風会			9:30～ 15:30							
56	アート&カルチャー 食の祭典 第50回南国土佐血鉢祭	高知市大橋通り商店街ほか	南国土佐血鉢まつり実施運営委員会			10:00～ 17:30							
57	アート&カルチャー おきゃく DE WEDDING	中央公園	ウェディングプランナーりぼん					18:00～ 19:30					
58	アート&カルチャー 第9回はし拳 土佐の「おきゃく」場所2018	土佐御苑	土佐御苑					18:30～					
59	アート&カルチャー あつまれフードファイター! 高知の食に喰らいつけ!	中央公園	NPO法人 高知の食を考える会									11:00～ 16:00	
60	アート&カルチャー 出張!なんでもごめんなさい	中央公園ステージ	ごめんないPROJECT実行委員会									20:00～ 20:30	
61	スポーツ ジャンピングMAX2018四国大会	帯屋町アーケード、 3/4のみ交番北側	スポーツマックス		14:00～ 19:00								
62	スポーツ 高知県野球プロアマ対抗戦	高知市営球場	高知ファイティングドッグス球団(株)									10:30～ 17:00	10:30～ 17:00
63	スポーツ ニンジャMAX2018	帯屋町アーケード	スポーツマックス									12:00～ 17:00	12:00～ 17:00
64	スポーツ J A L ウオーク in 高知2018	J R 高知駅旅広場ステージ付近/ スタート及びゴール地点	高知県ウオーキング協会										9:00～ 12:30
65	その他 フィリップモリス	中央公園	フィリップモリスジャパン合同会社		10:00～ 21:00	10:00～ 21:00				10:00～ 21:00		10:00～ 21:00	10:00～ 21:00

次に、土佐の「おきゃく」2018開催により、高知県内に及ぼした経済波及効果について見ていく。経済波及効果測定の前提条件・経済波及効果については、次のとおり。

5. 経済波及効果測定的前提条件

- (1) 「2011(平成23)年高知県産業連関表」を基に経済波及効果(生産誘発額)測定を行った。
 ※前年は、「2010(平成22)年高知県産業連関表(延長表)」を利用して、経済波及効果の分析を行っており、その分析結果について単純な比較はできない。
 ※2011年以降の産業構造の変化や物価の動向については勘案していない。
- (2) 消費需要の算定については、イベント実施企業・団体にヒアリング、アンケート調査を行った。
 ※調査対象延べ企業(団体)数：109 回答延べ企業(団体)数：103 回答率：94.5%
- (3) 直接の消費需要により必要とされる消費財の一部のものについては、高知県外から移輸入で賄われるものとし、その他のものは自給可能とした。
- (4) 来場者数(観光客数)
 土佐の「おきゃく」2018の来場者数(観光客数)は、2017年比3.0%増の79,345人(図表3)。各イベントの主催者、企業、団体などにヒアリング、アンケート調査を行ったが、一部回答不能なものについては、一定の推計に基づいて集計した。
 土佐の「おきゃく」2018の44イベント [調査対象延べ企業(団体)数：109] の購入客、参加者、観光客のみを対象とした。

図表3 土佐の「おきゃく」2018 来場者(観光客)数

	高知県内 日帰り客	高知県内 宿泊客	高知県外 日帰り客	高知県外 宿泊客	合計
来場者数 (人)	68,700	2,904	1,933	5,808	79,345
構成比 (%)	86.6	3.7	2.4	7.3	100.0

(5) 観光客一人当たり消費額

県内日帰り観光客、県内宿泊観光客、県外日帰り観光客、県外宿泊観光客の各一人当たり消費額については、観光庁「消費動向調査」2017年(確報)を基礎データとして算出した(図表4-1、4-2)。

図表4-1 県内観光客 1人当たり消費額

(単位：円)

	宿泊費	飲食費	交通費	土産代	その他	合計
日帰り	—	1,493	844	1,584	408	4,329
宿泊	5,520	4,800	1,905	2,235	541	15,001

図表 4-2 県外観光客 1人当たり消費額

(単位：円)

	宿泊費	飲食費	交通費	土産代	その他	合計
日帰り	—	2,734	3,437	2,687	638	9,496
宿泊	9,554	7,227	8,003	5,180	1,056	31,020

(6) 土佐の「おきゃく」2018の県内消費額(直接支出額)

土佐の「おきゃく」2018の県内消費額(直接支出額)は、5億6,144万円。内訳は、観光客による県内消費額5億3,949万円、主催者などによる直接経費2,196万円(図表5)。

図表 5 県内消費額(直接支出額)内訳

(単位：千円)

	観光客による消費	主催者による直接経費	合計
県内消費額(直接支出額)	539,485	21,959	561,444

6. 経済波及効果について

イベントが開催されると、それに伴った様々な需要が発生し、地域全体に経済的な影響を及ぼすが、こうした経済効果は、直接効果と間接的経済効果(誘発効果)に大別される。

直接効果とは、①イベントを開催する主催者が支出する経費、②イベント会場への来場者が個人的に支出する消費であり、地元地域へ売り上げとして直接発生するものである。

具体的には、

【イベント主催者が直接支出する経費】

パンフレット作成のための印刷・編集費、会場の展示・装飾費用、会場費、レセプション費用、スタッフのための飲食費・交通費、アルバイトの臨時雇用費用などがある。

【来場者(観光客)が個人的に消費するもの】

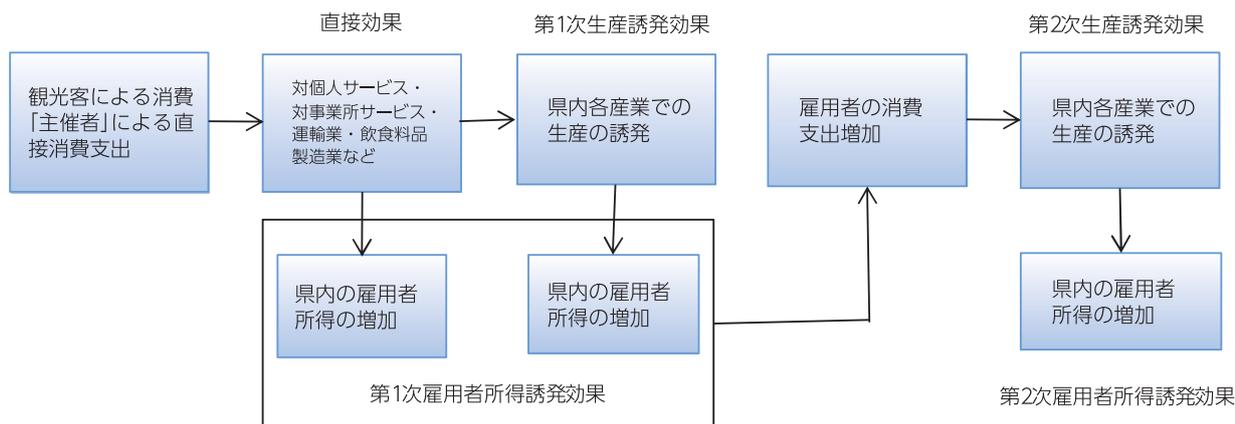
宿泊費、飲食費、買い物費、会場までの交通費、観光・レジャー費用等がある。

一方、間接的経済効果とは、直接的な消費支出により新たに発生した需要に応えるために、各経済主体が原材料やサービス活動を行うことにより発生する経済効果のことをいう。

例えば、イベント来場者が食事をした場合、飲食費が発生し、飲食業に対する直接需要が発生する。その需要に対して農業や商業などの生産が増大するが、各事業者は、生産の増加に伴い、仕入、雇用、設備等を増やすことになる。これにより、他の業種にも新たな需要が発生し、他業種で生産を誘発することになる。

こうした生産増加によってもたらされた付加価値の一部は、雇用所得として消費者に分配されることから、さらに民間消費支出を増加させ、新たな需要を生み出すこととなる。この過程を通じて、間接的にもたらされる経済効果を間接的経済波及効果という。

図表6 土佐の「おきゃく」2018 経済波及効果推計の流れ



7. 経済波及効果(生産誘発額)は8億8,316万円、生産誘発倍率は1.57倍

(1) 経済波及効果

土佐の「おきゃく」2018の経済波及効果(生産誘発額)は、8億8,316万円。内訳は、直接効果(土佐の「おきゃく」2018の直接支出額)5億6,144万円、間接1次波及効果1億9,147万円、間接2次波及効果1億3,024万円となり、経済波及効果(生産誘発額)8億8,316万円は、土佐の「おきゃく」2018の直接支出額5億6,178万円の約1.57倍の生産誘発倍率になる(図表7)。

図表7 土佐の「おきゃく」2018の経済波及効果

(単位：人、千円)

	生産誘発額			雇用効果	税収効果 県税+市町村税
	生産誘発額	粗付加価値 誘発額	雇用者所得 誘発額		
直接効果①	561,444	315,592	222,388	94.0	30,945
間接1次波及効果②	191,473	107,586	79,385	19.0	
間接2次波及効果③	130,241	82,406	59,791	12.0	
経済波及効果(生産誘発総額) (①+②+③)	883,158	505,584	361,564	125.0	
直接支出額	561,774	(直接効果561,444+移輸入330)			
生産誘発倍率	1.57	=総合効果/直接支出額			

- (注) 1. 直接効果 直接の支出による効果(自給率が100%でないため移輸入の分、直接支出額を下回る)。
 2. 間接1次波及効果 原材料を他の産業から購入することによって起こる波及効果。
 3. 間接2次波及効果 直接効果、間接1次波及効果によって生み出された雇用者所得の増加が個人消費の拡大を通じて再び生産を誘発する効果。
 4. 生産誘発額 最終需要(消費・投資・移輸出)により誘発された各部門の生産額。
 5. 粗付加価値 生産活動によって新たに生み出された価値をいい、家計外支出を除けば県民経済計算の県内総生産にほぼ対応している。粗付加価値は、家計外消費支出、雇用者所得、営業余剰、資本減耗引当、間接税および(控除)経常補助金から構成されている。
 6. 内訳の各数値を四捨五入するため、内訳と合計の数値は必ずしも一致しないことがある。

(2) 粗付加価値誘発額 5億558万円

経済波及効果により生じる粗付加価値誘発額は、5億558万円となった。内訳は、直接効果が3億1,559万円、間接1次波及効果が1億759万円、間接2次波及効果が8,241万円。また、これは2017年度高知県内総生産(名目)2兆3,997億円に対し、0.0211%の押し上げ効果があったことになる。

(3) 雇用者所得誘発額 3億6,156万円、雇用効果 125人

粗付加価値額のうち、雇用者に分配される雇用者所得誘発額は、3億6,156万円。この雇用者所得誘発額が、それぞれの産業の雇用創出にも影響を及ぼすこととなり、雇用者数を県内総生産で除して得られる雇用係数を用いて、雇用効果を算出すると、125人の雇用効果を創出したことになる。

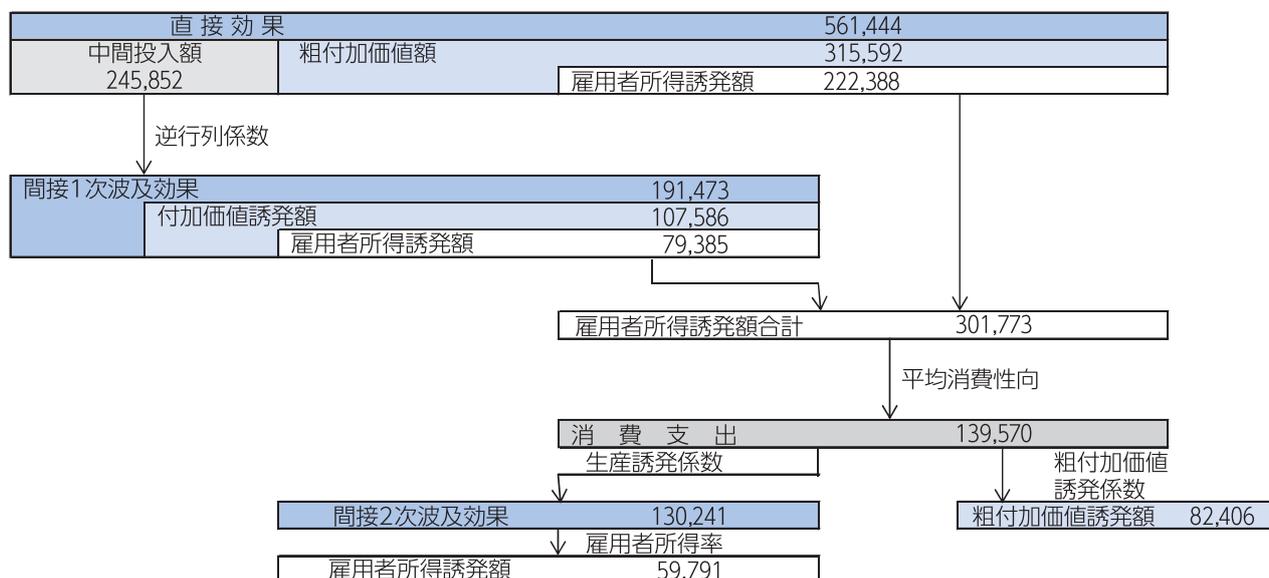
※雇用者総数=有給役員+常用雇用者+臨時・日雇

(4) 税収効果 3,095万円(県税1,157万円、市町村村民税1,938万円)

土佐の「おきゃく」2018がもたらす税収効果は、高知県税1,157万円、市町村税1,938万円、計3,095万円。

図表8 土佐の「おきゃく」2018経済波及効果の流れ

(単位：千円)



8. 土佐の「おきゃく」2018経済波及効果(生産誘発額)の増加要因

土佐の「おきゃく」2018の経済波及効果(生産誘発額)は8億8,316万円となり、2017年比5,969万円、7.2%増加した(図表9)。その増加要因については、①来場者数について、県内、県外ともに宿泊客数は減少したものの、日帰り客数は増加、特に県内日帰り客数は前年比2,432人、3.7%増加し、来場者数は79,345人と前年比2,290人、3.0%増加したこと(図表10)、②一人当たりの消費額について、県内日帰り、県内宿泊、県外日帰り、県外宿泊全てにおいて、前年比2.1%~5.5%増加し、特に来場者数が最も増加した県内日帰り客の一人当たり消費額が前年比5.5%増加したこと(図表11)などが挙げられる。

また、費目別の消費額においても、全ての費目について県内日帰り、県内宿泊、県外日帰り、県外宿泊全てにおいて、前年比0.4%~5.7%増加している(図表11)。

なお、経済波及効果(生産誘発額)、来場者数ともに過去最高となった(図表12)。

図表9 土佐の「おきゃく」経済波及効果2017-2018

(単位：千円)

	直接効果 ①	間接1次波及効果 ②	間接2次波及効果 ③	総合効果 (①+②+③)
2017年	535,485	163,118	124,870	823,473
2018年	561,444	191,473	130,241	883,158
増減	25,959	28,355	5,371	59,685

図表10 土佐の「おきゃく」2017-2018来場者(観光客)数内訳比較

		高知県内 日帰り客	高知県内 宿泊客	高知県外 日帰り客	高知県外 宿泊客	合計
2017年	来場者数(人)	66,268	3,082	1,695	6,010	77,055
	構成比(%)	86.0	4.0	2.2	7.8	100.0
2018年	来場者数(人)	68,700	2,904	1,933	5,808	79,345
	構成比(%)	86.6	3.7	2.4	7.3	100.0
増減	来場者数(人)	2,432	▲178	238	▲202	2,290
	構成比(%)	3.7	▲5.8	14.0	▲3.4	3.0

図表11 2017-2018 高知県内・高知県外観光消費額一覧

2017-2018 高知県内観光客費目別一人当たり観光消費額

(単位：円)

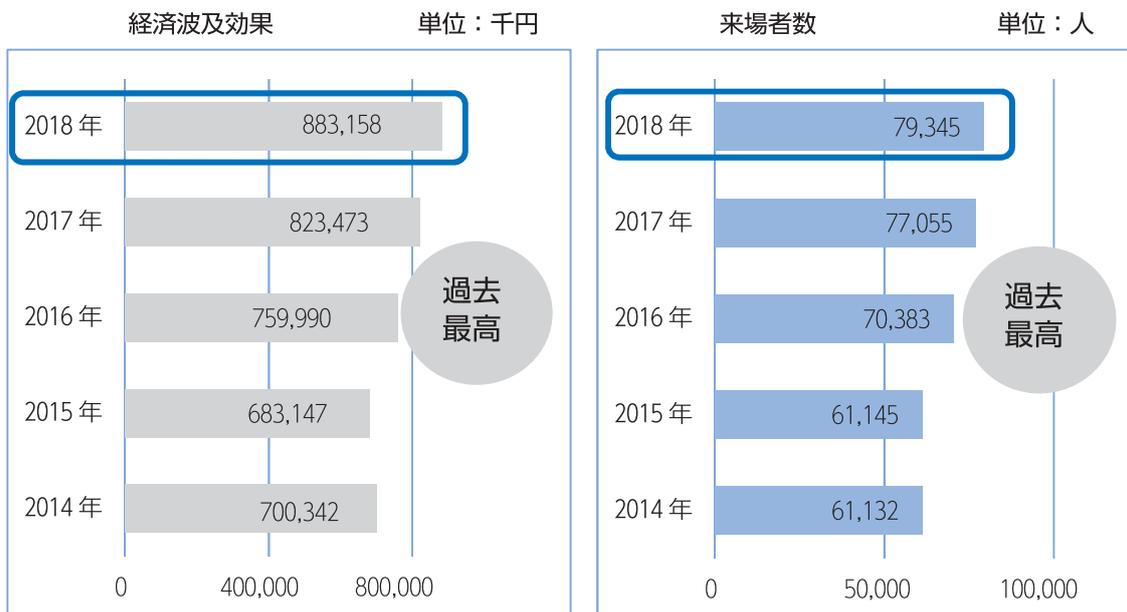
		宿泊費	飲食費	交通費	土産代	その他	合計
2017年	日帰り	－	1,415	800	1,502	386	4,103
	宿泊	5,403	4,707	1,860	2,187	539	14,696
2018年	日帰り	－	1,493	844	1,584	408	4,329
	宿泊	5,520	4,800	1,905	2,235	541	15,001
増減	日帰り	－	78	44	82	22	226
	宿泊	117	93	45	48	2	305
増減率	日帰り	－	5.5%	5.5%	5.5%	5.7%	5.5%
	宿泊	2.2%	2.0%	2.4%	2.2%	0.4%	2.1%

2017-2018 高知県外観光客費目別一人当たり観光消費額

(単位：円)

		宿泊費	飲食費	交通費	土産代	その他	合計
2017年	日帰り	－	2,654	3,334	2,601	617	9,206
	宿泊	9,308	7,047	7,808	5,041	1,018	30,222
2018年	日帰り	－	2,734	3,437	2,687	638	9,496
	宿泊	9,554	7,227	8,003	5,180	1,056	31,020
増減	日帰り	－	80	103	86	21	290
	宿泊	246	180	195	139	38	798
増減率	日帰り	－	3.0%	3.1%	3.3%	3.4%	3.2%
	宿泊	2.6%	2.6%	2.5%	2.8%	3.7%	2.6%

図表12 土佐の「おきゃく」経済波及効果・来場者数 過去5年推移



9. 土佐の「おきゃく」2018実施事例

土佐の「おきゃく」2018で行われた44イベントの中で、4つの事例を紹介する。

(1) 食の祭典 第50回南国土佐皿鉢祭 開催日2018年3月4日

2018年で50回を迎える観光土佐を代表するイベントの一つ。毎年異なったテーマを設定して開催されており、今年のテーマは「祝」。熟練した匠の技による皿鉢料理と豪快な活造り、高知県内の食材をふんだんに使った中華・西洋料理など約150点が、高知市中心部の大橋通り商店街に全長約40メートルという規模で展示された。今回は第50回を記念し、6つの料理団体(高知県調理師連合会・全日本司厨士協会高知県本部・高知県調理師親和会・高知県調理師匠庖会・日本中国料理協会高知県支部・高知県日本調理技能士会)からもそれぞれの団体を代表する大作が展示され、皿鉢料理の歴史や、食育、医療食への取り組みなども併せて展示された。また、来場者には「土佐茶」が振る舞われ、「春野あじさい太鼓」の演奏、「土佐の地酒」展示・試飲、「土佐のお座敷遊び」体験、「しばてん踊り」なども披露された。このイベントは、皿鉢料理の伝承や、次世代を担う若手料理人の技術力向上、人材育成の場としても活用されている。

また、今年は東京・浅草「まるごと日本」にて皿鉢料理の展示やPR活動を行い、訪れた外国人来場者に大変好評を得た。

今後は、高知県の伝統的「食」文化の継承、食育の一環として、地元の教育委員会や小・中・高等学校と連携した形でのイベントの実施も検討している。



高知県の食材を使った中華西洋料理



伝統的な「皿鉢料理」

写真提供：土佐の「おきゃく」事務局より

(2) 土佐のお座敷体験・土佐の酒肴 開催日2018年3月5日～3月10日

土佐の「おきゃく」がはじまった2006年から行われているイベントで高知市内のホテル5社が参加し、各ホテルで一日毎に延べ5日間開催されている。イベントの流れは、最初の10分で「べく杯」、「はし拳」の説明が行われた後、「お座敷遊び体験」となっている。参加者には土佐の皿鉢料理等が準備されるとともに、高知県内蔵元18社の地酒から、各ホテルには数種類の銘柄が展示され試飲コーナーや「べく杯」「はし拳」等で試飲される。参加者の約9割以上が高知県内日帰り客で、年代は、40～50代の男性が中心、男女比率は8：2の割合。今後は、女性や外国人をターゲットとした情報発信の強化や協力ホテルを増やしていくことも検討している。



「べく杯」の様子



「はし拳」の様子

写真提供：土佐の「おきゃく」事務局より

(3) 土佐の「おきゃく」列車 開催日2018年3月3日

土佐の「おきゃく」第2回目(2007年)から、JR 四国が運行を開始し、ツアーの企画・募集をワープ高知支店が行っている。イベントの流れとしては、往路(高知駅→佐川駅)は、高知県佐川町の地元食材を使用した地元農協の特製弁当と地酒を交えた飲食が主体で、佐川駅到着後に酒造会社の見学ツアーやまち歩きを行い、復路(佐川駅→高知駅)は、土佐の「お座敷遊び」の3種「べく杯」、「はし拳」、「菊の花」を実施している。また、4年前より、元 JR バスガイドの方が、ガイド役として同乗している。

2018年は前年の参加者(25名)から大幅に増加し42名となったため、2両編成で運行した。毎回、酒造メーカーより車内で飲む日本酒を仕入れて提供し、酒造メーカーからは酒蔵見学時のお土産品(杯セット)の提供やスタッフの派遣などの協力を得ている。

なお、使用車両は、走行区間が揺れることも多いため、テーブルを床に固定した特別詠えとなっている。参加者はグループの申込が多く、約50%がリピーター。今後は、外国人観光客に向けての誘客対策も検討している。



土佐の「おきゃく」列車イベントの様子



車内が特別仕様の「おきゃく」列車

写真提供：JR 四国・営業部 誘客戦略室より

(4) 日本一のおきゃく放浪記 開催日2018年3月10日・3月11日

土佐の「おきゃく」のメインとなるイベントで、高知市内中心部の商店街アーケードでの「おきゃく」文化の再現をコンセプトに企画された。当初は、関係各所から厳しい指導があり実現までには相当の労苦があったが、13回目となる今では、土佐の「おきゃく」にはなくてはならないイベントとなっている。

なお、商店街のアーケードで、その部分が道路(車両等の用に供した箇所)になっている所に飲食スペースを設置し、飲酒が認められているのは、全国的に高知県が珍しい。開催日は開催最終の土曜、日曜の2日間となっており、県外からのリピーターも非常に多く、事務局には5ヶ月ほど前から問い合わせが入っている。また、県外からのお客様には、前売りチケットを購入頂くと「席」を最長2時間予約できる仕組みが作られ、県外客への配慮もなされている。近隣の自治体が独自のバスツアーを組んで来場したり、過去には、土佐の「おきゃく」開催期間中に外国クルーズ船が高知新港に寄港した際、多数の外国人観光客が来場するなど、毎年大変好評を博しているイベントである。

なお、食材は、必ず「地産地消」を意識したものを取り入れるよう指導し、工夫を重ねている。



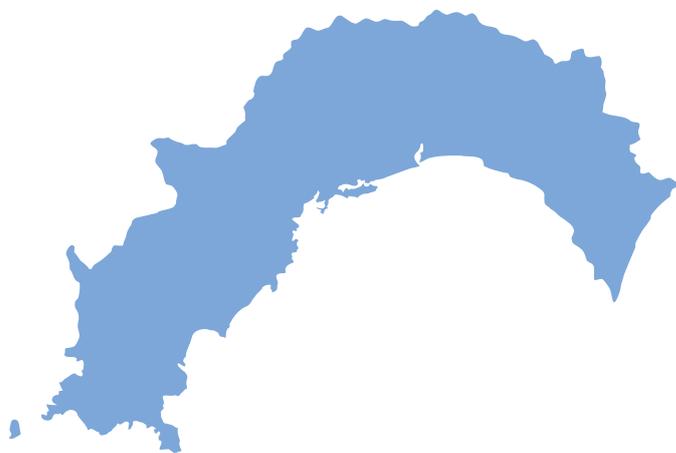
「おきゃく」横丁 帯屋町1丁目商店街の様子



「おきゃく」横丁 大橋通り商店街の様子

写真提供：土佐の「おきゃく」事務局より

第141回 高知県内企業の 景況調査



平成30年6月
株式会社 四銀地域経済研究所

高知県の景気動向を観測するため、県内企業経営者による景況調査を年4回実施しています。調査要領は下記のとおりです。

調査時期	平成30年5月1日～6月1日
対象期間	平成30年4～6月期実績見込、平成30年7～9月期見通し
調査対象	県内企業177社、回答企業146社、回答率 82.5%
調査方法	郵送および四国銀行の店舗で配布の上 回収

〈 要 約 〉

平成30年4～6月期の業況判断は、個人消費が弱含んでいることや生産活動に減速感がみられることなどから、1～3月期に引き続き2四半期連続で悪化する見込み。

平成30年7～9月期の業況判断は、人手不足の影響や個人消費等の先行き不透明感もあるが、円安等により業況改善を期待する企業もあり、平成30年4～6月期より改善に向かう見通し。

平成30年度 高知県内企業の賃上げ(予定を含む)調査

平成30年 6月

株式会社 四銀地域経済研究所

厚生労働省「毎月勤労統計」によると、平成30年4月（速報値）の名目賃金（調査産業計、事業所規模5人以上）は、前年比0.8%増と9か月連続プラスとなった。他方、実質賃金（同）は、エネルギー価格の上昇などを受けて横這いとなった。また、平成29年度の実質賃金（同）も同0.2%減と再びマイナスに転じるなど、名目賃金は緩やかに上昇する一方、実質賃金は勢いを欠く状況が続いている。こうした現状を踏まえて、高知県内の賃上げ実態を探るため、当社の高知県内企業景況調査対象先に、本調査を実施した。調査要領は下記のとおり。

調査時期 平成30年5月2日～6月1日

調査対象 県内企業177社（景況調査対象先に同じ）

うち回答企業146社（回答率82.5%）

調査方法 郵送または四国銀行各店舗から配布

（備考）回答企業の中には、定期昇給を含む賃金制度を持たない企業も含まれている。

〈 要 約 〉

1. 正社員の賃上げ（定期昇給、ベースアップ、賞与・一時金などで、賃上げ予定も含む。以下同じ。）は、県内企業の78.1%が実施し、前年度の86.3%から8.2ポイント低下した。そのうちベースアップを実施した企業の割合は32.2%で、前年度の30.8%から1.4ポイント上昇した。
2. 非正規社員の賃上げは、県内企業の43.1%が実施し、前年度の44.4%から1.3ポイント低下した。
3. 賃上げ率は、「1%以上」の賃上げ率が59.3%となっており、前年度（57.5%）より1.8ポイント上昇したものの、上昇幅（前年度は同3.9ポイント上昇）は鈍化した。
4. 賃上げの理由は、「従業員の確保、モチベーション・アップ」が82.2%（前年度比1.1ポイント上昇）と前年度から引き続いて最も多かった。なお、上昇幅では、「世間・業界相場を考慮」（38.1%）の同10.6ポイントが最も大きかった。

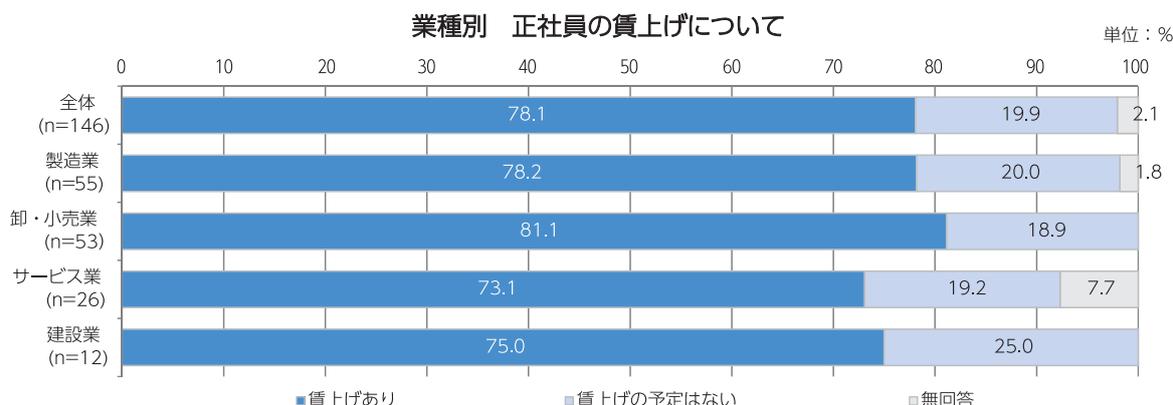
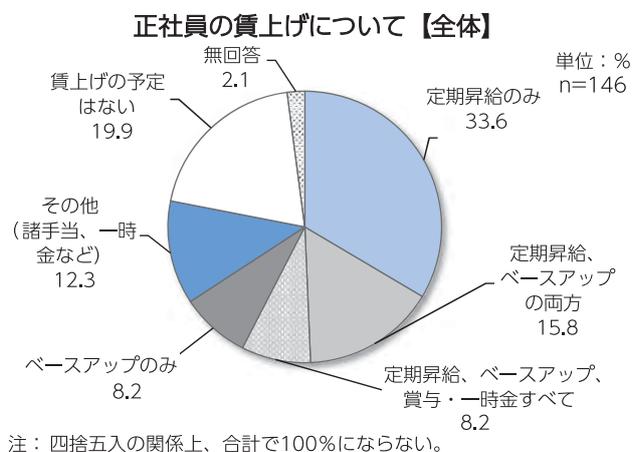
1. 正社員の賃上げ（定期昇給、ベースアップ、賞与・一時金等含む）

正社員の賃上げ（予定含む。以下同じ。）を実施した企業の割合は78.1%（前年度は86.3%）で、賃上げの予定はない企業の割合は19.9%（同13.7%）となった。

賃上げを実施した企業の取組状況を見ると、最も多いのが「定期昇給のみ」の33.6%で、次いで「定期昇給、ベースアップの両方」の15.8%、「その他（諸手当、一時金など）」の12.3%、「定期昇給、ベースアップ、賞与・一時金すべて」と「ベースアップのみ」の8.2%となった。そのうち、

ベースアップを実施した（「定期昇給、ベースアップの両方」、「定期昇給、ベースアップ、賞与・一時金すべて」、「ベースアップのみ」の合計）企業の割合は32.2%で、前年度の30.8%から1.4ポイント上昇した。もっとも、前年度の1.8ポイント上昇からすると上昇幅に鈍化がみられた。

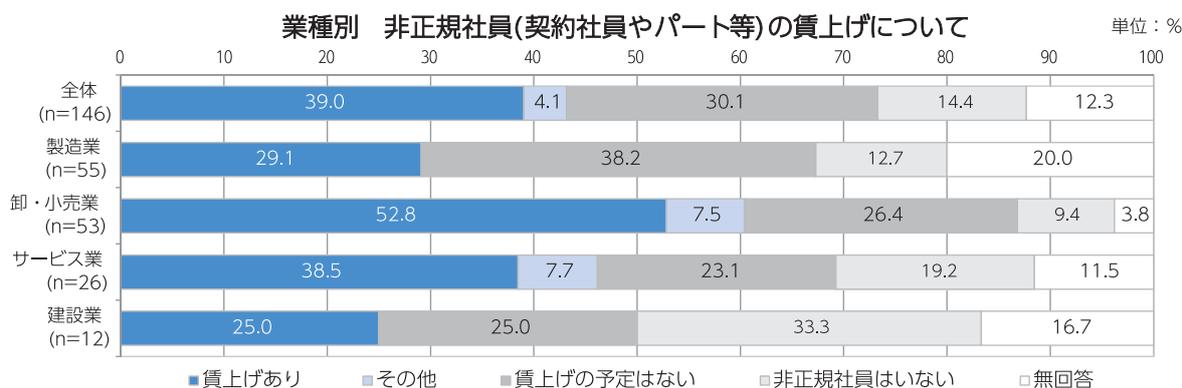
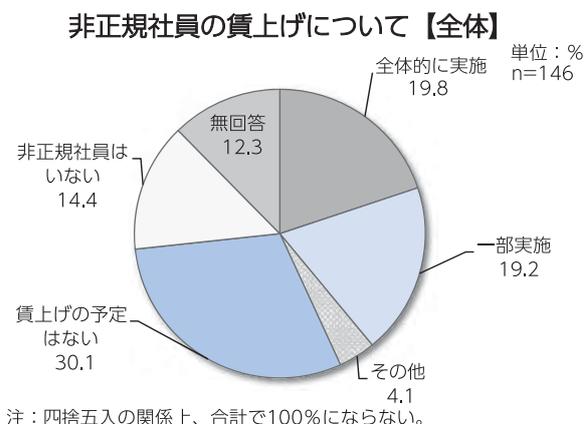
業種別でも、全業種で「賃上げの予定はない」が20%前後みられた。高知県内企業の景況調査によると、自社業況判断の実績見込は、今期（平成30年4～6月）は「▲5」で、前期（平成30年1～3月）の「+4」より9ポイント悪化している。このように景況に一服感がみられることなどを背景に、正社員の賃上げについてはやや力強さが欠けている状況が窺われた。



2. 非正規社員（契約社員やパート等）の賃上げ

非正規社員の賃上げ（予定含む。以下同じ。）については、「賃上げの予定はない」の30.1%が最も多く、次いで「全体的に実施」の19.8%、「一部実施」の19.2%、「非正規社員はいない」の14.4%、「無回答」の12.3%、「その他」の4.1%となった。何らかの形で賃上げを実施した（「全体的に実施」、「一部実施」、「その他」の合計）企業は43.1%となり、前年度の44.4%より1.3ポイント低下した。

業種別にみると、卸・小売業の「賃上げあり」の52.8%（前年度比9.2ポイント上昇）が最も高く、次いでサービス業の38.5%（同6.0ポイント低下）、製造業の29.1%（同0.5ポイント上昇）、建設業の25.0%（同12.5ポイント低下）となった。

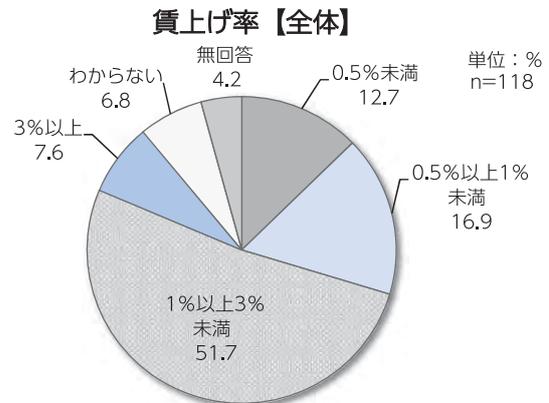


注1：四捨五入の関係上、合計で100%にならない。

注2：「非正規社員はいない」の項目は本年度から追加。

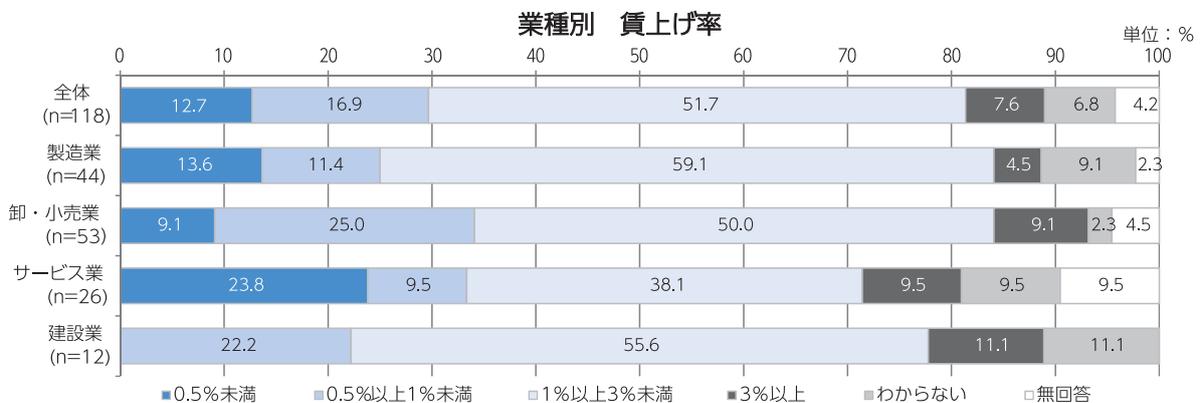
3. 賃上げ率（年間賃金ベース、一人当たり平均、前年度比）

賃上げ率全体について、最も多いのが「1%以上3%未満」の51.7%で、前年度に引き続き半数を占めた。次いで、「0.5%以上1%未満」が16.9%、「0.5%未満」が12.7%、「3%以上」が7.6%となった。「1%以上」の賃上げ率については59.3%となっており、前年度（57.5%）より1.8ポイント上昇したものの、上昇幅（前年度は同3.9ポイント上昇）は鈍化した。「1%未満」は29.6%で、前年度（28.3%）より同1.3ポイント上昇した。



注1：四捨五入の関係上、合計で100%にならない。
注2：母集団は正社員、非正規社員の回答数の合計。

「1%以上」の賃上げ率について、業種別にみると、建設業の66.7%が最も高く、次いで製造業の63.6%、卸・小売業の59.1%、サービス業の47.6%となっている。他方、「1%未満」の賃上げ率についてみると、卸・小売業が34.1%と最も高く、次いでサービス業が33.3%、製造業の25.0%、建設業の22.2%となっている。



注1：四捨五入の関係上、合計で100%にならない。
注2：回答は正規、非正規両方の賃上げを含む。

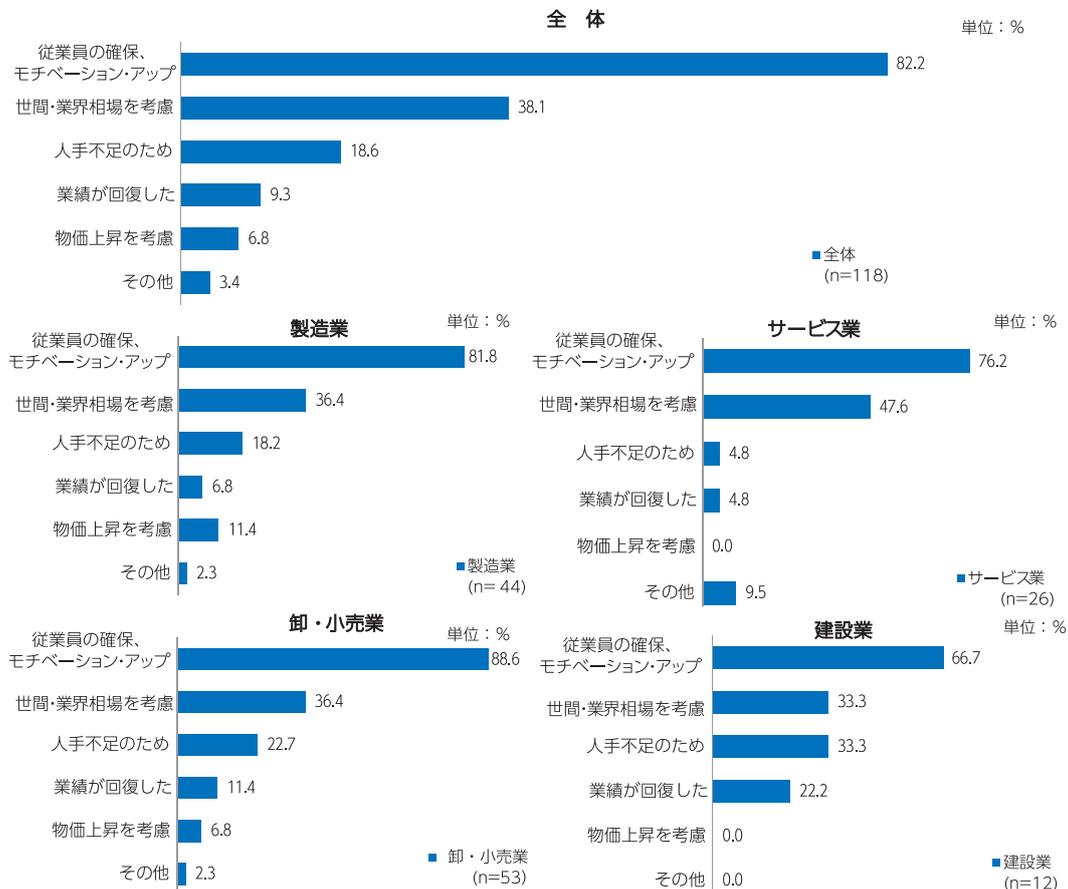
4. 賃上げの理由

賃上げの理由全体では、「従業員の確保、モチベーション・アップ」が82.2%（前年度比1.1ポイント上昇）と前年度に引き続いて最も多かった。次いで、「世間・業界相場を考慮」の38.1%（同10.6ポイント上昇）、「人手不足のため」の18.6%（同2.6ポイント低下）、「業績が回復した」の9.3%（同3.3ポイント低下）、「物価上昇を考慮」の6.8%（同1.3ポイント上昇）となった。上昇幅では「世間・業界相場を考慮」が最も大きかった。

業種別にみても、全業種で「従業員の確保、モチベーション・アップ」に次ぐ理由として「世間・業界相場を考慮」が挙げられている。特に、サービス業は「世間・業界相場を考慮」が47.6%と、前年度と比べると29.4ポイントと大きく上昇した。また、建設業は、前年度の第2位が「業績が回復した」の50.0%であったが、今年度は22.2%（同27.8ポイント低下）で第4位にランクダウンした。

前年度に引き続き、県内企業は人手不足で、従業員のモチベーション・アップや人材流出の防止、新たな人材確保に腐心している。一方で、前述した景況の一服感を背景に業績の回復は足踏み傾向となっており、今年度の賃上げは「世間・業界相場への配慮」を重視した様子が伺えた。

賃上げの理由（複数回答）



参考 計数表

業種別 正社員の賃上げ

単位：％

	定期昇給のみ	対前年度増減数	定期昇給、ベースアップの両方	対前年度増減数	定期昇給、ベースアップ、賞与・一時金すべて	対前年度増減数	ベースアップのみ	対前年度増減数	その他（諸手当、一時金など）	対前年度増減数	賃上げの予定はない	対前年度増減数	無回答	対前年度増減数
全体	33.6	-4.8	15.8	-1.4	8.2	0.0	8.2	2.7	12.3	-4.8	19.9	6.2	2.1	2.1
製造業	34.5	-4.7	16.4	-5.1	9.1	0.2	12.7	2.0	5.5	-7.0	20.0	12.9	1.8	1.8
卸・小売業	30.2	-6.2	20.8	2.6	9.4	2.2	5.7	2.0	15.1	0.5	18.9	-1.1	0.0	0.0
サービス業	46.2	5.4	11.5	4.1	3.8	-3.6	0.0	0.0	11.5	-14.4	19.2	0.7	7.7	7.7
建設	16.7	-20.8	0.0	-12.5	8.3	-4.2	16.7	16.7	33.3	-4.2	25.0	25.0	0.0	0.0

注：四捨五入の関係上、合計で100%にならない。

業種別 非正規社員の賃上げ

単位：％

	全体的に実施	対前年度増減数	一部実施	対前年度増減数	賃上げの予定はない	対前年度増減数	非正規社員はいない	対前年度増減数	その他	対前年度増減数	無回答	対前年度増減数
全体	19.8	2.7	19.2	-1.4	30.1	-	14.4	-	4.1	-2.7	12.3	-4.1
製造業	18.2	2.1	10.9	-1.6	38.2	-	12.7	-	0.0	-7.1	20.0	-1.4
卸・小売業	30.2	10.2	22.6	-1.0	26.4	-	9.4	-	7.5	0.3	3.8	-10.8
サービス業	7.7	-7.1	30.8	1.1	23.1	-	19.2	-	7.7	4.0	11.5	4.1
建設	8.3	-4.2	16.7	-8.3	25.0	-	33.3	-	0.0	-12.5	16.7	-8.3

注1：四捨五入の関係上、合計で100%にならない。

注2：「賃上げの予定はない」の項目は、「非正規社員はいない」の項目の新設により、単純な比較ができないため対前年度増減数を記載していない。

業種別 賃上げ率

単位：％

	0.5%未満	対前年度増減数	0.5%以上1%未満	対前年度増減数	1%以上3%未満	対前年度増減数	3%以上	対前年度増減数	わからない	対前年度増減数	無回答	対前年度増減数
全体	12.7	3.3	16.9	-1.9	51.7	2.1	7.6	-0.2	6.8	-1.1	4.2	-2.1
製造業	13.6	4.0	11.4	-0.2	59.1	-4.4	4.5	0.7	9.1	-0.5	2.3	0.3
卸・小売業	9.1	0.2	25.0	-1.7	50.0	5.6	9.1	0.2	2.3	-2.2	4.5	-2.1
サービス業	23.8	19.3	9.5	-13.2	38.1	1.7	9.5	0.4	9.5	0.4	9.5	-8.7
建設	0.0	-25.0	22.2	9.7	55.6	30.6	11.1	-13.9	11.1	-1.4	0.0	-12.5

注：四捨五入の関係上、合計で100%にならない。

業種別 賃上げの理由

単位：％

	従業員の確保、モチベーションアップ	対前年度増減数	業績が回復した	対前年度増減数	人手不足のため	対前年度増減数	世間・業界相場を考慮	対前年度増減数	物価上昇を考慮	対前年度増減数	その他	対前年度増減数	非該当	対前年度増減数
全体	82.2	1.1	9.3	-3.3	18.6	-2.6	38.1	10.6	6.8	1.3	3.4	1.0	23.7	-
製造業	81.8	1.0	6.8	-0.9	18.2	-1.0	36.4	7.5	11.4	3.7	2.3	-3.5	25.0	-
卸・小売業	88.6	4.2	11.4	0.3	22.7	-3.9	36.4	7.5	6.8	6.8	2.3	2.3	20.5	-
サービス業	76.2	3.5	4.8	-8.9	4.8	-4.3	47.6	29.4	0.0	-13.6	9.5	9.5	23.8	-
建設	66.7	-20.8	22.2	-27.8	33.3	-4.2	33.3	-4.2	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	-

注：四捨五入の関係上、合計で100%にならない。

平成30年度「税制改正」の概要

大峰武揚税理士事務所
税理士 大峰 武揚

去る3月28日、参議院本会議において「所得税法等の一部を改正する法律案」及び「地方税法等の一部を改正する法律案」が可決・成立し、3月31日に公布されました。

平成30年度税制改正は、個人所得課税では給与所得控除、公的年金等控除及び基礎控除等の見直し等、資産課税では事業承継税制の抜本的拡充等、法人課税では所得拡大促進税制の見直し等が盛り込まれています。

今回は、本年度の税制改正から、個人所得課税・資産課税関係及び法人課税関係のうち項目を選定してその概要を紹介します。

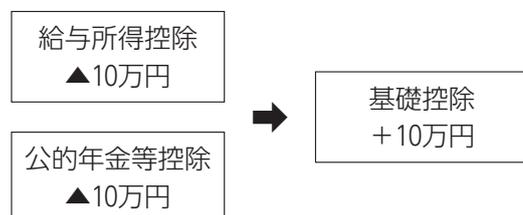
I 個人所得課税関係

1 給与所得控除等の見直し

(1) 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

給与所得控除・公的年金等控除を一律10万円引き下げるとともに、基礎控除を同額引き上げる形で振り替えます。(給与所得と公的年金所得の双方を有する場合は、一方に係る控除のみが減額されます。→後述2の「所得金額調整控除の新設」をご覧ください。)

〈イメージ〉



(2) 給与所得控除の見直し

イ 控除額が一律10万円引き下げられます。

ロ 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額を850万円（現行1,000万円）とし、その上限額が195万円（現行220万円）とされます。ただし、子育てや介護に配慮する観点から、23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する者等に負担が生じないように措置が講じられています。（後述2の「所得金額調整控除の新設」をご覧ください。）

〈見直し後の給与所得控除額〉は次のとおりです。

給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	55万円
162.5万円超180万円以下	その収入金額×40%－10万円
180万円超360万円以下	その収入金額×30%＋8万円
360万円超660万円以下	その収入金額×20%＋44万円
660万円超850万円以下	その収入金額×10%＋110万円
850万円超	195万円

(出所：平成30年度税制改正の大綱)

(3) 公的年金等控除の見直し

- イ 控除額が一律10万円引き下げられます。
- ロ 公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合、控除額に195万5千円の上限が設けられます。
- ハ 公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、その超える金額（1,000万円超2,000万円以下、2,000万円超）に応じて公的年金等の控除額が引き下げられることとなります。（見直し後の公的年金等控除額については、改正された法律等でご確認ください。）

(4) 基礎控除の見直し

- イ 控除額が一律10万円引き上げられます。
- ロ 合計所得金額が2,400万円を超える個人については、その合計所得金額に応じて控除額が逡減し、合計所得金額が2,500万円を超える個人については基礎控除が適用されないこととなります。

(参考)

合計所得金額	基礎控除の額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円

2 所得金額調整控除の新設

- (1) その年の給与等の収入金額が850万円を超える居住者で、特別障害者に該当するもの又は年齢23歳未満の扶養親族を有するもの、若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有するものの総所得金額を計算する場合には、給与等の収入金額（その給与等の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円）から850万円を控除した金額の10%に相当する金額を、給与所得の金額から控除することとなります。

- (2) その年の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額（以下、「給与所得控除後の給与等の金額」といいます。）及び公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額（以下、「公的年金等に係る雑所得の金額」といいます。）がある居住者で、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超えるものの総所得金額を計算する場合には、給与所得控除後の給与等の金額（その金額が10万円を超える場合には、10万円）及び公的年金等に係る雑所得の金額（その金額が10万円を超える場合には、10万円）の合計額から10万円を控除した残額を、給与所得の金額から控除します。
- (3) 上記（1）の所得金額調整控除は、年末調整において、適用できることとされます。
- (4) 公的年金等に係る確定申告不要制度における公的年金等に係る雑所得以外の所得金額を算定する場合には、上記（2）の所得金額調整控除を給与所得の金額から控除する等の所要の措置が講じられます。

3 青色申告特別控除の見直し

- (1) 取引を正規の簿記の原則に従って記録している者に係る青色申告特別控除の控除額が55万円（現行65万円）に引き下げられます。
- (2) 取引を正規の簿記の原則に従って記録している者であって、次に掲げる要件のいずれかを満たす場合は、青色申告特別控除の控除額は65万円とされます。
- イ その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより、電磁的記録の備え付け及び保存を行っていること。
 - ロ その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書の提出を、その提出期限までに電子情報処理組織（e-Tax）を使用して行うこと。

なお、これらの見直しに伴い、例えば同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を48万円以下（現行38万円以下）に引き上げる等、所要の措置が採られています。詳細につきましては、改正された法律等でご確認ください。

適用時期：上記の改正は、平成32年分以後の所得税について適用されます。

（地方税）

国税の改正に伴い、個人住民税についてもそれぞれ見直されています。

II 資産課税関係

1 事業承継税制の特例の拡充等

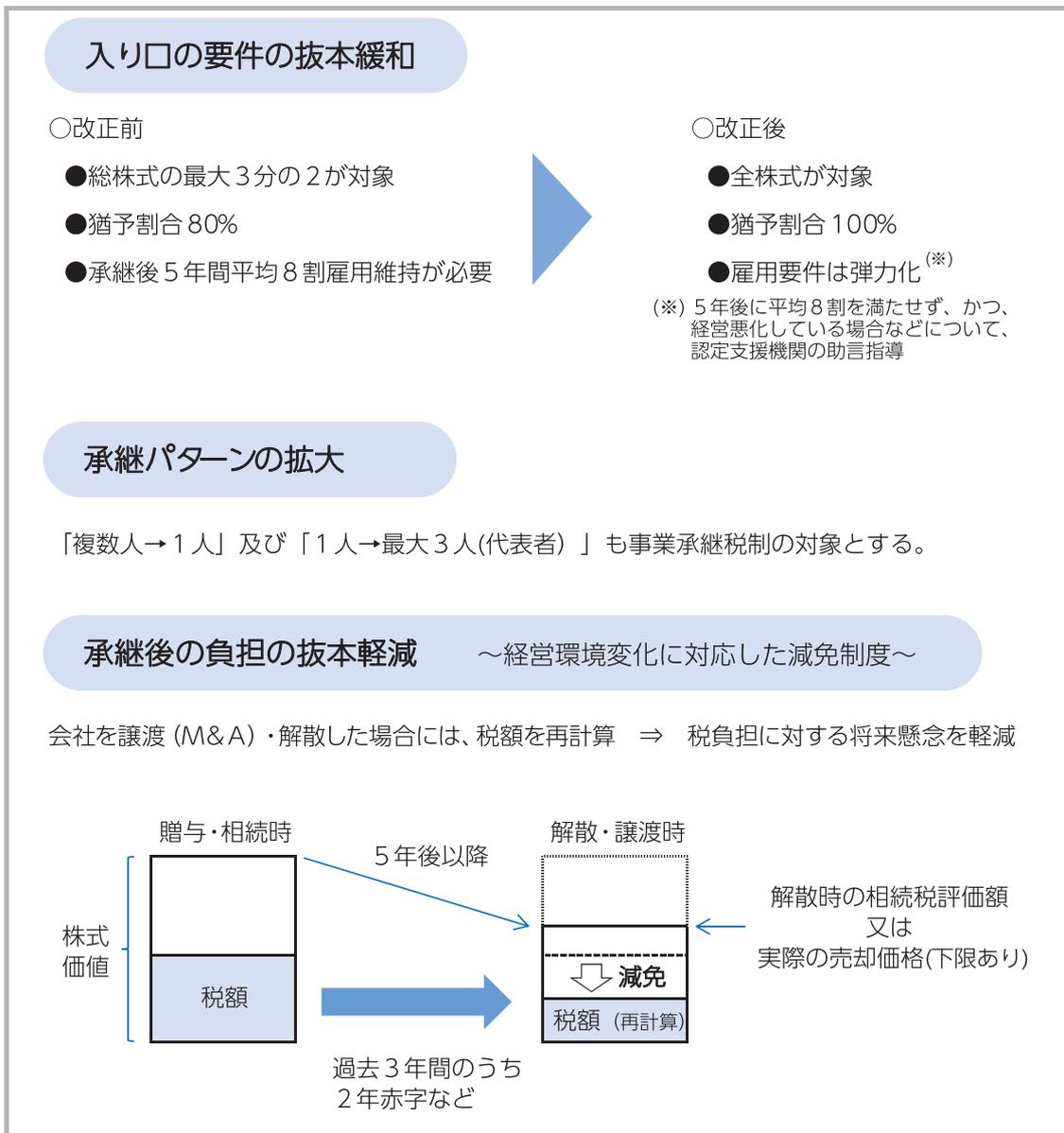
中小企業の経営者の高齢化が急速に進展する中で、集中的な代替りを促すため、10年間の特例措置として事業承継税制が抜本的に拡充されました。（拡充前の制度と比較して入口要件の抜本緩和、承継パターンの拡大、雇用要件確保の弾力化及び承継後の経営環境変化に対応した減免措置等）

○ 非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予の特例制度の新設

- (1) 特例後継者（仮称）が、特例認定承継会社（仮称）の代表権を有していた者から、贈与又は相続若しくは遺贈（以下、「贈与等」といいます。）により当該特例認定承継会社の非上場株式を取得した場合には、その取得した全ての非上場株式（改正前制度：総株式の最大3分の2が対象）に係る課税価格に対応する贈与税又は相続税の全額について、その特例後継者の死亡の日等までその納税を猶予することとされました（改正前制度：猶予割合80%）。
- (注1) 上記の「特例後継者」とは、特例認定承継会社の特例承認計画（仮称）に記載された当該特例認定承継会社の代表権を有する後継者（同族関係者と合わせて当該特例認定承継会社の総議決権数の過半数を有する者に限る。）であって、当該同族関係者のうち、当該特例認定承継会社の議決権を最も多く有する者（当該特例承認計画に記載された当該後継者が2名又は3名以上の場合には、当該議決権数において、それぞれ上位2名又は3名の者（当該総議決権数の10%以上を有する者に限る））をいいます。
- (注2) 上記の「特例認定承継会社」とは、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの間に特例承認計画を都道府県に提出した会社であって、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（経営承継円滑化法）第12条第1項の認定を受けたものをいいます。
- (注3) 上記の「特例承認計画」とは、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けた特例認定承継会社が作成した計画であって、当該特例認定承継会社の後継者、承継時までの経営見通し等が記載されたものをいいます。
- (注4) 上記の「認定経営革新等支援機関」とは、税務、金融及び企業財務に関する専門的知識や中小企業支援に係る実務経験が一定レベル以上の個人、法人、中小企業支援機関等で国から認定を受けたものをいいます。
- (2) 特例後継者が特例認定承継会社の代表者以外の者から贈与等により取得する特例認定承継会社の非上場株式についても、「特例承認期間（仮称）」（5年）内に当該贈与等に係る申告書の提出期限が到来するものに限り、本特例の対象とされます。
- (3) 改正前の事業承継税制における雇用確保要件を満たさない場合（改正前制度：承継後5年間平均で8割雇用維持が必要）であっても、納税猶予の期限は確定しません。ただし、この場合には、その満たせない理由を記載した書類（認定経営革新等支援機関の意見が記載されているものに限りません。）を都道府県に提出しなければなりません。なお、その理由が経営状況の悪化である場合又は正当なものと認められない場合には、特例認定承継会社は認定経営革新等支援機関から指導及び助言を受けて、当該書類にその内容を記載しなければなりません。
- (4) 経営環境の変化を示す一定の要件を満たす場合（直前の事業年度終了の日以前3年間のうち2年以上特例認定承継会社が赤字である場合、直前の事業年度終了の日以前3年間のうち2年以上特例認定承継会社の売上高がその年の前年の売上高に比して減少している場合等）において、特例承認期間経過後に特例認定承継会社の非上場株式を譲渡するとき、特例認定承継会社が合併により消滅するとき、特例認定承継会社が解散する時等には税額を再計算し、その結果事業承継時に計算した納税猶予税額を下回

る場合には、その差額を減免する措置が講じられています。

〈制度の概要図〉



(出所：平成30年2月付財務省発行パンフレット)

適用時期：上記の改正は、平成30年1月1日から平成39年12月31日までの間に贈与等により取得する財産に係る贈与税又は相続税について適用されます。

2 一般社団法人等に関する相続税・贈与税の見直し

(1) 一般社団法人等に対して贈与等があった場合の贈与税等の課税の見直し

個人から一般社団法人又は一般財団法人(公益社団法人等、非営利型法人その他一定の法人を除く。以下、「一般社団法人等」といいます。)に対して財産の贈与等があった場合の贈与税等の課税については、贈与税等に負担が不当に減少する結果とならないものとされる現行の要件(役員等に占める親族等の割合が3分の1以下である旨の定款の定めがあること等)のうちいずれかを満たさない場合に贈与税等が課税されることとし、規定が明確化されます。

適用時期：上記の改正は、平成30年4月1日以後に贈与又は遺贈により取得する財産に係る贈与税又は相続税について適用されます。

(2) 特定の一般社団法人等に対する相続税の課税

イ 特定一般社団法人等の役員（理事に限る。以下、同じ。）である者（相続開始前5年以内のいずれかの時において特定一般社団法人等の役員であった者を含む。）が死亡した場合には、当該特定一般社団法人等が、当該特定一般社団法人等の純資産価額をその死亡の時の同族役員（被相続人を含む。）の数で除して計算した金額に相当する金額を当該被相続人から遺贈により取得したものとみなして、当該特定一般社団法人等に相続税を課税することとされました。

ロ 上記イにより特定一般社団法人等に相続税が課税される場合には、その相続税の額から、贈与等により取得した財産について既に当該特定一般社団法人等に課税された贈与税等の額を控除することとされています。

(注1) 上記の「特定一般社団法人等」とは、次に掲げる要件のいずれかを満たす一般社団法人等のことをいいます。

- ① 相続開始の直前における同族役員数の総役員数に占める割合が2分の1を超えていること。
- ② 相続開始前5年以内において、同族役員数の総役員数に占める割合が2分の1を超える期間の合計が3年以上であること。

(注2) 上記の「同族役員」とは、一般社団法人等の理事のうち、被相続人、その配偶者又は3親等内の親族その他当該被相続人と特殊の関係がある者（被相続人が会社役員となっている会社の従業員等）をいいます。

適用時期：上記の改正は、平成30年4月1日以後の一般社団法人等の役員の死亡に係る相続税について適用されます。ただし、同日前に設立された一般社団法人等については、平成33年4月1日以後の当該一般社団法人等の役員の死亡に係る相続税について適用し、平成30年3月31日以前の期間は、上記(注1)②の2分の1を超える期間に該当しないものとされています。

資産課税関係では、他にも、例えば「特定の美術品についての相続税の納税猶予制度」（新設）や「農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」（見直し）、「外国人の出国後の相続税等の納税義務」（見直し）、「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」（見直し）等の措置が講じられています。

Ⅲ 法人課税関係

○ 賃上げ・生産向上のための税制

生産性向上のための設備投資と持続的な賃上げを後押しする観点から、賃上げや国内投資に積極的な企業の税負担を軽減する措置が設けられました。また、租税特別措置の適用要件の見直し等が行われました。（中小企業における所得拡大促進税制の概要は、後述(4)をご覧ください。）

(1) 所得拡大促進税制の改組

雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度を改組し、青色申告書を提出する法人が、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合、次の要件を満たすときは、給与等支給増加額の15%の税額控除ができる制度となります。この場合、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が20%以上であるときは、給与等支給額の20%の税額控除ができることとなります。ただし、控除税額は、当期の法人税額の20%が上限となります。

(要件)

- ① 平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額の比較平均給与等支給額に対する割合が3%以上であること。
- ② 国内設備投資額が減価償却費の総額の90%以上であること。

(注1) 設立事業年度は対象外となります。

(注2) 上記の「給与等支給増加額」とは、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額をいいます。ただし、改組後の地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度の適用がある場合には、改正前と同様の調整を行うこととなります。

(注3) 上記の「教育訓練費」とは、国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるための費用で次のものをいいます。また、上記の「比較教育訓練費の額」とは、前期及び前々期の教育訓練費の額の年平均額をいいます。

イ その法人が教育訓練等（教育、訓練、研修、講習その他これらに類するものをいう。）を自ら行う場合の外部講師謝金、外部施設等使用料等の費用

ロ 他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合のその委託費

ハ 他の者が行う教育訓練等に参加させる場合のその参加に要する費用

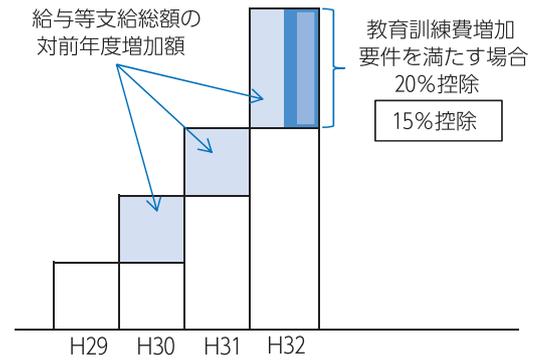
(注4) 平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額については、計算の基礎となる継続雇用者の範囲を見直し、当期及び前期の全期間の各月において給与等の支給がある雇用者で一定のものとするほか、所要の措置が講じられます。

なお、計算の基礎となる継続雇用者がいない場合には、上記①の要件は満たさないものとされます。

(注5) 上記の「国内設備投資額」とは、法人が当期において取得等をした国内にある減価償却資産となる資産で当期末において有するものの取得価額の合計額をいい、上記の「減価償却費の総額」とは、その法人の有する減価償却資産につき当期の償却費として損金経理をした金額（前期の償却超過額等を除き、特別償却準備金として積み立てた金額を含む。）をいいます。

〈制度の概要図〉

要件等	
■ 要件	<ul style="list-style-type: none"> 継続雇用者給与等支給額：対前年度増加率3%以上 国内設備投資額：当期の減価償却費の総額の9割以上
■ 税額控除	<ul style="list-style-type: none"> 給与等支給総額の対前年度増加額の15%の税額控除 教育訓練費増加要件（当期の教育訓練費\geq前期・前々期の教育訓練費の平均の1.2倍）を満たす場合には控除率を5%上乘せ（→合計20%） 税額控除額は法人税額の20%を限度



（出所：平成30年2月付財務省発行パンフレット）

（2）情報連携投資等の促進に係る税制の新設

革新的事業活動による生産性の向上の実現のための臨時措置法（仮称）制定を前提に、青色申告書を提出する法人で同法の革新的データ産業活用計画（仮称）の認定を受けたものが、同法の施行の日から平成33年3月31日までの間に、その革新的データ産業活用計画に従ってソフトウェアを新設し、又は増設した場合で一定の場合において、情報連携利活用設備の取得等をして、その事業の用に供したときは、その取得価額の30%の特別償却とその取得価額の5%（上記（1）①の要件を満たさない場合は、3%）の税額控除との選択適用ができることとされました。ただし、税額控除における控除税額は、当期の法人税額の20%（上記（1）①の要件を満たさない場合には、15%）が上限となります。

（注1）上記の「一定の場合」とは、その新設又は増設をしたソフトウェアの取得価額の合計額（そのソフトウェアとともに取得又は製作をした機械装置又は器具備品がある場合には、これらの取得価額の合計額を含む。）が5,000万円以上の場合をいいます。

（注2）上記の「情報連携利活用設備」とは、上記（注1）のソフトウェア、機械装置及び器具備品をいい、開発研究用資産は除かれます。

なお、機械装置は、データ連携・利活用の対象となるデータの継続的かつ自動的な収集を行うもの又はデータ連携・利活用による分析を踏まえた生産活動に対する継続的な指示を受けるものに限られます。

（注3）上記の「データ連携・利活用」とは、革新的データ産業活用計画に基づく革新的事業活動による生産性向上の実現のための臨時措置法の革新的データ産業活用（仮称）のうち次の要件を満たすものをいいます。

（要件）

① 次のいずれかに該当すること。

- イ 他の法人若しくは個人が収集若しくは保有するデータ又は自らがセンサーを利用して新たに取得するデータを、既存の内部データとあわせて連携し、利活用すること。
- ロ 同一の企業グループに属する異なる法人間又は同一の法人の異なる事業所間において、漏えい又は毀損をした場合に競争上不利益が生ずるおそれのあるデータを、外部ネットワークを通じて連携し、利活用すること。

② 次のすべてが行われること。

- イ 上記①イの各データ又は上記①ロの各データの継続的かつ自動的な収集及び一体的な管理
- ロ 上記①イの各データ又は上記①ロの各データ同士の継続的な連携及び分析

ハ 上記ロの分析を踏まえた生産活動に対する継続的な指示

- ③ 上記②イからハまでを行うシステムのセキュリティの確保等につき、セキュリティの専門家が確認するものであることその他の要件を満たすこと。

〈制度の概要図〉

【要件】	
1. 計画の認定	
① データ連携の内容	・ 社外データやこれまで取得したことのないデータを社内データと連携 ・ 企業の競争力における重要データをグループ企業間や事業所間で連携
② セキュリティ面	・ 必要なセキュリティ対策が講じられていることをセキュリティの専門家が担保
③ 生産性向上目標	・ 投資年度から一定期間において、以下のいずれも達成見込みがあること ・ 労働生産性：年平均伸率2%以上 ・ 投資利益率：年平均15%以上 など
2. 継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率 \geq 3%	

(出所：平成30年2月付財務省発行パンフレット)

課税の特例の内容

- 認定された事業計画に基づいて行う設備投資について、以下の措置を講じる。

対象設備	特別償却	税額控除
※ ソフトウェア 器具備品 機械装置	30%	【要件1.2.を 満たす場合】 5% (法人税額の 20%を限度) 【要件1.のみ を満たす場合】 3% (法人税額の 15%を限度)

最低投資合計額：5,000万円

※開発研究用資産を除く。

器具備品及び機械装置にあつては、ソフトウェアと同時に取得するものに限る。

(3) 租税特別措置の適用要件の見直し

大企業が、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度において次の要件のいずれにも該当しない場合には、その事業年度については、研究開発税制その他の一定の税額控除ができないこととされます。ただし、その所得の金額が前期の所得の金額以下の一定の事業年度にあつては、対象外となります。

(要件)

- ① 平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を超えること。
② 国内設備投資額が減価償却費の総額の10%を超えること。

(注1) 上記の「大企業」とは、中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）

又は農業協同組合等以外の法人をいいます。

(注2) 一定の税額控除は、次の制度の税額控除とされます。

- イ 試験研究を行った場合の税額控除制度（研究開発税制）
ロ 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（地域未来投資促進税制）
ハ 情報連携投資等の促進に係る税制（上記②）

(注3) 所得の金額は、欠損金の繰越控除前の金額とするほか、必要な調整を行います。

なお、受取配当等の益金不算入、外国子会社から受ける配当等の益金不算入等は調整を行いません。

(注4) 一定の事業年度からは、設立事業年度又は合併等の日を含む事業年度を除きます。

(注5) 平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額は、上記（1）（注4）と同様とし、その計算の基礎となる継続雇用者がいない場合には上記①の要件は満たすものとされます。

(注6) 国内設備投資額及び減価償却費の総額は、上記（1）（注5）と同様とします。

(4) 中小企業における所得拡大促進税制の改組

青色申告書を提出する中小企業者等が、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度において、国内雇用者に対して給与等を支給する場合、平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額の比較平均給与等支給額に対する割合が1.5%以上であるときは、給与等支給増加額の15%の税額控除ができることとなります。この場合において、次の要件を満たすときは、給与等支給増加額の25%の税額控除ができることとされます。ただし、控除税額は、当期の法人税額の20%が上限となります。

(要件)

- ① 平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額の比較平均給与等支給額に対する割合が2.5%以上であること。
- ② 次のいずれかの要件を満たすこと。
 - イ 教育訓練費の額の前期の教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上であること。
 - ロ その中小企業者等がその事業年度終了の日までに中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたもので、その経営力向上計画に従って経営力向上が確実に行われたものとして証明がされたこと。

(注1) 上記の「中小企業者等」とは、中小企業者又は農業協同組合等をいいます。なお、中小企業者のうち適用除外事業者に該当するものを除きます。

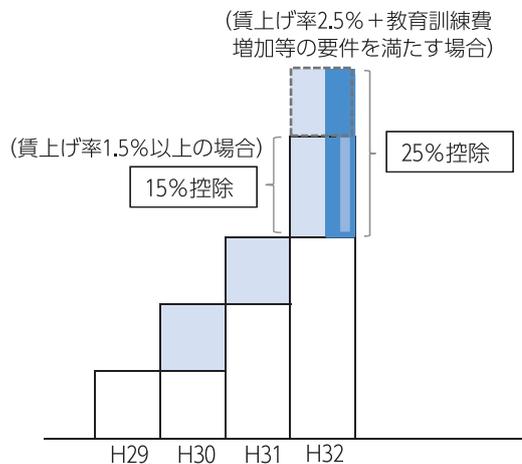
(注2) 上記(1)の制度との選択適用となります。

(注3) 上記(1)の(注1)から(注4)までは、上記においても同様となります。

〈制度の概要図〉

要件等	
■ 要件	・ 継続雇用者給与等支給額：対前年度増加率1.5%以上
■ 税額控除	・ 給与等支給総額の対前年度増加額の15%の税額控除
	・ 継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率が2.5%以上であり、かつ、教育訓練費増加等の要件※を満たす場合には、控除率を10%上乘せ(→合計25%)
	・ 税額控除額は法人税額の20%を限度

※教育訓練費増加等の要件：次のいずれかの要件
 ①当期の教育訓練費≥前期の教育訓練費の1.1倍
 ②中小企業等経営強化法の認定に係る経営力向上計画に記載された経営力向上が確実に行われたことの証明
 (出所：平成30年2月付財務省発行パンフレット)



法人課税関係は、所得拡大促進税制を中心として紹介しました。他にも、例えば「特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る所得の計算の特例」(新設)や「地方拠点強化税制」(見直し)、「税務手続きの電子化等の推進」(新設、見直し)等の措置が講じられています。

以上、平成30年度税制改正から項目を絞ってその概要を紹介しました。税制改正の内容は、改正法とともに細部の取り扱いにつきましては、政省令、通達及び発遣される情報等を十分注視してご確認ください。

光あるところに人は集まる / 成功する経営者に欠かせない思考習慣

Index

1 「どうなりたいか」を常に考える	76
2 「付き合わない」選択肢を持つ	76
3 光あるところに人は集まる	77
4 「信用」持ちにも慣れが必要	77

1 「どうなりたいか」を常に考える

経営者は独自の視点と価値観を持って、ビジネスと向き合っています。そうした視点や価値観は、著名な経営者の言葉や、経営者仲間の姿勢から学ぶこともあれば、自身の経験の中で培われたものもあります。

経営者は企業経営において大きな権力を持ち、多くのことを自ら決めることができます。一方、経営者はビジネスから逃げることができません。こうした環境が、経営者ならではの「思考習慣」に結び付いていくのでしょう。

経営者にとって、自身の考え方は経営哲学とイコールであり、大切にしなければなりません。同時に、経営者が成長していくためには、これまでの考え方をバージョンアップする必要があります。

今回は、「『付き合わない』選択肢を持つ」「光あるところに人は集まる」「『信用』持ちにも慣れが必要」という3つを取り上げま

す。経営者が未来を見据える上で何らかのヒントになれば幸いです。

2 「付き合わない」選択肢を持つ

「ビジネスで最も面倒なのは『人』である」。多くの人が日々感じていることでしょう。AI（人工知能）とは違い、人には感情があります。しかし、感情を正確に言語化して伝えることは至難であり、意図していないすれ違いが生じたりします。

時には、ちょっとしたすれ違いが大きなトラブルに発展してしまうこともあるため、経営者はこれを避けるべく、社内外の関係者との接し方に常に気を配っています。低姿勢な経営者が多いのはこのためでもあります。

ただ、全ての人とうまくコミュニケーションが取れるわけではありません。ここでいうコミュニケーションとは、ビジネスを進める上で重要な“感覚の共有”です。重視する部分が同じだったり、スピード感が同じだった

りという相性のようなものです。

もし、感覚が共有できない相手だと分かったら、それ以上、コミュニケーションに時間を割くのは考えものです。経営者は人とつながりながらビジネスを広げていくため、関係続ける相手は慎重に選択する必要があるのです。

特にベンチャー界限では、比較的簡単に経営者と経営者とがつながっているように感じます。しかし実際は、お互いがシビアに品定めをし、合格した者同士のコミュニケーションが続いているのです。

経営者は、相手と関係続けるか否かの基準を持ちましょう。ダラダラと実のない関係続ける人もいますが、これにはほとんど意味がありません。経営者は自分が大切にする価値観を再確認した上で、「付き合わない」選択肢を持つことも大切です。

3 光あるところに人は集まる

最近のビジネス関連のイベントでは、最後の30~60分を「ネットワーキング」の時間に充てることが多くなっています。いわゆる「懇親会」のことですが、ネットワーキングと言ったほうが、参加者に“つながり”を強く意識させることができます。

ネットワーキングに参加する人は、最初から“つながるモード”で接してきます。名刺交換した後、Facebook（フェイスブック）などのSNSで友達になり、その後、何度か会って話をすることもあります。

こうした活動は大事である一方、「浅い人脈持ち」にならない注意が必要です。浅い人脈持ちは、「〇〇さんを知っています。××と言っていました」などと言います。しかし、当の〇〇さんは、その人のことを既に忘

れていることもあります。

人と人とのつながりが、ネットワーキングから生まれるのはよくあることです。しかし、比較的簡単につながれるようになったからこそ選別の目は厳しくなり、“光を放つ人”でなければ、人は集まらず、また定着しません。

経営者の仕事の一つはネットワーキングであり、そこからビジネスに発展することもあります。一方、経営者は多くの人との出会いの中で自分を磨き、光を放って周囲の人を引きつける魅力を持たなければなりません。

浅い人脈しかなければ失格、多少の深い人脈があれば普通。そして、放っておいても自分の周囲に人が集まるようであれば“本物”です。ネットワーキングはFacebookの友達探しの場ではなく、自分に磨きをかける場であると認識することが大切です。

4 「信用」持ちにも慣れが必要

「自分は評価されている」。真摯にビジネスと向き合っていれば、そう感じることもあるでしょう。「年上の経営者が何度も食事に誘ってくれる」「年下の経営者から『いろいろ教えてください』と言われる」などのケースは、まさにそうです。

人手不足、後継者不足の現在は、食事の場で相手の社長から「うちの会社の役員は未熟だ。うちに来てくれないか」「あと3年で引退する予定だ。その後を任せたい」などの相談を持ちかけられることもあります。

こうした良い評価は、本人が努力して築いた「信用」であり、大切にしたいものです。しかし、相手から深く信用されることに慣れていないと、相手が自分のどこを評価しているのかが分からず、立ち居振る舞いに戸惑う

ことがあります。

そして、「信用を失いたくない」と意識し始めると、不自然で弱気な（妙に下手に出た）立ち居振る舞いになってしまうことがあります。信用されることに慣れていない経営者が直面しがちな問題です。

このようなときは、言動の一貫性を保ち、決して嘘をつかないことを心掛けましょう。相手はそれまで自分を評価してくれたのであり、背伸びをする必要はないのです。もし、分からないこと、できないことがあれば正直に伝えましょう。

経営者同士の信用はすぐには生まれません。逆に、一度信用が生まれれば、そう簡単には揺らぎません。こちらが引き受けられない頼まれ事であっても、一緒に解決策を模索していく過程で、さらに大きな信用を得られるものなのです。

以上（2018年1月作成）

※上記内容は、本文中に特別な断りがない限り、2017年12月時点のものであり、将来変更される可能性があります。

できる・使える 「業務マニュアル」の作成方法

Index

1	重要だけれど、先送りしがちなマニュアル作成	79
2	マニュアル化する作業の決定	79
3	マニュアルの作成	80
4	マニュアルの利用	81

1 重要だけれど、先送りしがちなマニュアル作成

人手不足の中、生産性向上が大きな経営テーマになっています。多くの会社では、現在の業務遂行状況を再確認しつつ、業務マニュアル（以下「マニュアル」）を整備し、少ない人数で効率的に業務を回せる体制の構築に余念がありません。

とはいえ、ただでさえ忙しい中で、マニュアル作成という新しい業務が入ってくると、その重要性は認識しつつも、どうしても先送りになってしまいがちです。これを避けるためには、どうすればよいのでしょうか。

手間をかけずに、かつ社内で利用されるマニュアルを作成・運用するためのポイントは、「欲張らず、小さな範囲でスタートすること」です。記載すべき内容が明確になり、作成にかかる時間や手間が減ります。また、情報量が少なければ、利用する際も知りたい情報をすぐに見つけられるなどのメリットがあります。

2 マニュアル化する作業の決定

1) マニュアル化に向いている作業を絞り込む

マニュアル化する対象を絞り込む際は、業務の洗い出しから始めます。例えば、人事担当者Aさんの業務は、採用、労務管理、能力開発などに分解できます。さらに採用業務は、求人票の作成、採用面接、求職者への合否通知の郵送などに分解できます。

重要なのが、マニュアル化に向いている「非属人的な作業」だけを対象にすることです。非属人的な作業とは、多くの人にとって数回作業を経験すれば、誰でも同じ成果が得られるものや、状況に応じて選択肢の中から適切なものを選ぶというようにパターン化できるものなどを指します。具体的には、求職者への合否通知の郵送などが該当します。

一方、「属人的な作業」はマニュアル化に向きません。属人的な作業とは、経験や知識を基に感覚的な判断が求められるものを指し、Aさんだからこそ担当できるものといえます。具体的には、採用面接などが該当します。

属人的な作業の中には、マニュアル化できるものもあります。しかし、情報量が膨大である、マニュアル化しても習得に時間がかかるなどの理由から、非属人的な作業に比べて効果は得られにくいといえます。

2) マニュアル化による効果などを明らかにする

マニュアル化に向いている作業を絞り込んだ後、個々の作業を対象に、利用者、マニュアル作成の締切日、マニュアル化による効果、費用対効果などを明らかにし、優先度の高いものから作成します。具体例は次の通りです。

- ・利用者：人事部の他メンバー
- ・締切日：2018年3月31日
- ・効果：週当たりで3時間程度、Aさんの業務負担が軽減される。新たに生まれた時間でAさんは採用面接の準備などに注力できる
- ・費用対効果：Aさんの残業代が週当たりで1万2000円削減できる（他メンバーの残業は発生しない）

上記の点を明らかにすることで、マニュアルをどこまで作り込むべきなのかについても明確になります。

3 マニュアルの作成

1) 作業を箇条書きでまとめる

マニュアルは、分かりやすい文章で作成しましょう。文章を作成することに慣れていない人は箇条書きにします。文章が長くなり過ぎず、主語と述語が離れていたり、無駄な指示語（「その」「これ」など）を挿入したりす

る余地が減るので、文章が読みやすくなります。具体例は次の通りです。

【分かりにくい文章例】

エクセルを開いて、先々月、先月、当月の3カ月間の求職者数と採用者数のデータを入力し、折れ線グラフを作成するためにツールバーの「挿入」から「折れ線」を選択して折れ線グラフを作成して、そのデータを「採用実績報告書」に挿入する

【分かりやすい文章例（箇条書き）】

- ・エクセルを開く
- ・求職者数と採用者数のデータを入力する。対象は先々月、先月、当月の3カ月間
- ・ツールバーの「挿入」から「折れ線」を選択して、折れ線グラフを作成する
- ・折れ線グラフを「採用実績報告書」に挿入する

まずは、作業の流れを大まかに箇条書きにしてみましょう。例えば、スマホで作業風景を撮影しておき、それを見ながら箇条書きにすると抜け漏れを防ぐことができます。さらに備忘用としてだけでなく、公開用のマニュアルにも画像を挿入すれば、利用者が手順をビジュアル的に理解できるようになります。

また、マニュアルをできるだけ簡素化するために、「E CRS の原則」を使って手順の見直しも行いましょう。E CRS の原則とは、Eliminate（排除）→ Combine（結合と分離）→ Rearrange（入れ替えと代替）→ Simplify（簡素化）の頭文字を取ったもので、改善を行う際の考え方です。具体例は次の通りです。

- ・ Eliminate (排除) : AさんがXのみの報告書を作成し、Bさん、Cさんの報告書作成をなくす
- ・ Combine (結合と分離) : Aさん1人でX、Y、Zの3種類の報告書をまとめて作成する
- ・ Rearrange (入れ替えと代替) : Aさんが作成したXを基に、BさんがY、CさんがZを作成する
- ・ Simplify (簡素化) : 3人がそれぞれ報告書を作成するが、報告書の内容を簡素化する

作業の見直し後は、全体の構成、各ページの構成などを検討します。また、大まかな箇条書きに肉付けをし、作業の詳細が分かるようにしましょう。

2) 体裁や利用するツールも重要

ページのデザイン、フォントの種類やサイズなどの記述・レイアウトのルールなど、マニュアルの見た目や体裁についても決めておきます。

また、マニュアルを作成したり、共有したりするツール選びも重要です。頻繁にマニュアルを作成・更新するのであれば、「Teachme Biz」「AiLingual」などのツールを導入してもよいでしょう。こうしたツールでは、あらかじめマニュアル作成に適したフォーマットが用意されています。

それに従って、スマホで画像や動画などを撮影して、そのまま手順を説明する文章を入力すれば、簡単にマニュアルを作成できます。

また、内容が更新される度に自動でメンバーに通知されたり、クラウド上にデータが保存されているので、社外からも簡単にアク

セスできるなどのメリットもあります。

4 マニュアルの利用

1) 共有前のテストと利用方法のアナウンス

作業に慣れていないメンバーにマニュアルを利用してもらい、マニュアルが機能するかをテストしましょう。問題点があれば修正し、その後は70%程度の完成度でマニュアルをメンバーと共有します。リスク管理マニュアルなどでは100%の完成度が求められますが、そうでなければ、利用してもらいながら修正を加えて完成度を高めます。

マニュアルの共有時には、保管場所と利用方法をしっかりアナウンスします。マニュアルの保管場所を設定し、以後新しいマニュアルを作成したり、既存のマニュアルを更新したりしても、所定の場所に保管していくルールが望ましいでしょう。

また、マニュアルの公開後3カ月程度は、月に1回など定期的に改善点をチェックします。チェックの際は、不足している説明がないか、改善すべき手順はないか、作業時間の削減や品質の向上などの目標が達成されているかについても確認します。

2) マニュアル作成者はマニュアル利用推進の責任者でもある

たとえ、マニュアル化が業務の効率化につながるとしても、それに伴う作業の削減や見直しに対して、自分のこれまでの頑張りや否定的であると抵抗感を抱くメンバーもいます。

こうしたメンバーに対しては、マニュアル化の効果を分かりやすく数値で示したり、効率化によって新たに生まれた時間は新しい業務に割り振ることで、チームに貢献してほしい

いと促し、メンバーに期待する役割を伝えたりして、取り組みに巻き込みます。

また、マニュアル化は会社が示した方針です。経営者や管理職の力も借りながら、マニュアルの利用が定着するように、メンバーに働き掛けます。

マニュアル作成者は、業務に精通していたり、リーダーシップを評価されて作成・運用を任されたりしています。その点を誇りに思い、自社やメンバーの成長のために、より良いマニュアルの作成・利用の方法を模索していきましょう。

以上（2018年2月作成）

※上記内容は、本文中に特別な断りがない限り、2017年12月時点のものであり、将来変更される可能性があります。

皆様の取り組みで**保険料率**が変わります

全国健康保険協会（協会けんぽ）高知支部
企画総務部長 戸梶 靖男

健康に関する話題をお届けする「協会けんぽレポート」の第10回です。今回は、平成30年度から協会けんぽに新たに導入された「インセンティブ（報奨金）制度」についてご説明します。

この制度は、支部ごとの加入者や事業主の皆様のご取り組みを、5つの評価指標ごとに評価。その合計に応じてインセンティブを付与し、それを各支部の健康保険料率に反映させるというものです。

加入者や事業主の皆様へ、生活習慣病に対する意識を高めるとともに、より積極的に健康づくりに取り組んでいただくことを目指す制度です。

1 増え続ける国民医療費

日本では、食の欧米化などによる食習慣の変化に加え、運動習慣の減少などによる影響から、生活習慣病の患者が今後も増加することが懸念されています。

また、団塊の世代を中心とした高齢者人口がこれから急激に増加することに伴う医療需要の拡大や、医療技術の進歩などから、国民医療費は年々増加の一途をたどるものと見込まれています。

一方で、少子化に歯止めがかからず、生産年齢人口は年々減少し続けているため、医療保険制度を支える現役世代の保険料負担は増すばかりです。

同様に、国の財政も非常に厳しい状況で、協会けんぽや国民健康保険、後期高齢者医療保険への補助金として投入されている税金も

増大し続けています。しかし、その財源の大部分は、将来返済すべき借金によって賄われています。

2 取組を促すために

このような厳しい医療保険財政のなかで、今後も国民皆保険制度を存続させていくための国の方針が示されました。保険者やすべての国民が、疾病の予防や適切な受療行動をとることを目指し、その取り組みを促進させるためインセンティブを活用していこうというわけです。

協会けんぽについても、昨年6月9日の閣議決定（未来投資戦略2017）で、平成30年度からこの制度を実施し、2年後の2020年度からの都道府県単位保険料率に反映することが決定されました。

3 上位過半数がインセンティブの対象

協会けんぽのインセンティブ制度の財源として、新たに全支部の保険料率の中に0.01%が盛り込まれます。ただし、3年間で段階的に導入されるため、初年度の平成32年度は0.004%、2年目の平成33年度は0.007%、3年目の平成34年度からは0.01%となります。

この財源を元に、評価指標となる5項目の合計に基づいて全支部をランキングづけ。ランキングで上位過半数に該当した支部については、支部ごとの得点数に応じた報奨金によって保険料率が引下げられ、逆に下位の支部では引き上げられるという仕組みです。

4 評価指標となる5項目

評価指標は次の5項目です。

① 特定健診等の受診率

特定健診とは、40歳以上75歳未満を対象に、生活習慣病やメタボリックシンドローム（内臓脂肪型肥満）を早期に発見・改善するために、全ての医療保険者に実施が義務付けられた健診です。

協会けんぽの生活習慣病予防健診（被保険者）や特定健診（被扶養者）では、対象年齢の人に対する健診費用の一部を協会けんぽが補助しています。健診項目が充実しているうえに、補助が受けられるお得な健診です。従業員である被保険者の方はもちろん、特定健診の受診率が低い状況の被扶養者（ご家族）についても、ぜひ受診していただけるようご協力をお願いします。

なお、労働安全衛生法に基づく定期健診（事業所健診）を実施される事業所様は、40歳以上の協会けんぽ被保険者の健診結果をご提供いただくことで、健診受診率に反映されることとなります。データ提供に関するご案内があった際は、ご協力をお願いします。

② 特定保健指導の実施率

生活習慣病の多くは、初期の段階では自覚症状がほとんど無いため、せっかくの健診結果を活用せずに放置される方が多い状況となっています。

健診結果で生活習慣の改善が必要とされる方には、協会けんぽから特定保健指導（無料）のご案内が届きますので、ぜひご利用ください。

また、勤務環境などにより保健指導が受けにくい対象者も考えられますので、時間的な配慮や面接場所などについて、事業所様のご協力をお願いします。

③ 特定保健指導対象者の減少率

健診結果によって、特定保健指導の対象となる人の減少率が評価されます。

従業員の皆様が、日ごろから健康的な生活習慣を実践していただけるよう、「健康経営」の取り組みを推進してください。

④ 要治療者の医療機関受診率

加齢にともない、血圧や血糖値が上昇する人が多くなります。血管を傷つけることは、脳血管疾患や心疾患などの突然死にも関連します。自覚症状がないからと油断をせず、治療を通じて数値をしっかりとコントロールすることが重要となります。

生活習慣病予防健診の結果、血圧または血糖値の項目で「要治療（再検査含む）」の判定を受けた人には、医療機関を受診することをお勧めするご案内を協会けんぽから送付しますので、必ず受診するようお願いいたします。

⑤ ジェネリック医薬品の使用割合

ジェネリック医薬品は、新薬（先発医薬品）と同等の有効成分・効能があると厚生労働省から認められている安価な薬です。

ところが、高知県のジェネリック医薬品の使用割合は、全国の下から3番目と低い状況で、全国平均よりも大きく遅れているのが実態です。

使用割合の引き上げは、医療費抑制の面からも大きな課題で、高知県も今後、力を入れていく方針です。医療機関や薬局など提供側の意識改革はもちろん、何よりも患者が薬局で薬を受け取る際は、積極的にジェネリック医薬品を選択、その旨を意思表示していただくことをお願いします。

なお、薬に関するご不明点などについては、「かかりつけ薬局」を利用するなど、専門家である薬剤師さんにしっかりご相談ください。

5 協会けんぽもお手伝いします

評価指標となる5項目に関する皆様の取り組みについては、協会けんぽ高知支部も全力でサポートさせていただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

経済動向

国内経済

月例経済報告 平成30年6月

総論（我が国経済の基調判断）

景気は、緩やかに回復している。

- 個人消費は、持ち直している。
- 設備投資は、緩やかに増加している。
- 輸出は、持ち直している。
- 生産は、緩やかに増加している。
- 企業収益は、改善している。企業の業況判断は、改善している。
- 雇用情勢は、着実に改善している。
- 消費者物価は、このところ緩やかか上に上昇している。

先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。

各論

1 消費・投資等の需要動向

個人消費は、持ち直している。
設備投資は、緩やかに増加している。
住宅建設は、弱含んでいる。
公共投資は、底堅く推移している。
輸出は、持ち直している。輸入は、持ち直しの動きがみられる。
貿易・サービス収支の黒字は、おおむね横ばいとなっている。

2 企業活動と雇用情勢

生産は、緩やかに増加している。
企業収益は、改善している。
企業の業況判断は、改善している。
倒産件数は、おおむね横ばいとなっている。
雇用情勢は、着実に改善している。

3 物価と金融情勢

国内企業物価は、緩やかに上昇している。
消費者物価は、このところ緩やかか上に上昇している。
株価（日経平均株価）は22,400円台から22,000円台まで下落した後、22,800円台まで上昇した。対米ドル円レート（インターバンク直物中心相場）は、109円台から108円台まで円高方向に推移した後、110円台まで円安方向に推移した。

4 海外経済

世界の景気は、緩やかに回復している。
先行きについては、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、中国を始めアジア新興国等の経済の先行き、政策に関する不確実性による影響、通商問題の動向、金融資本市場の変動の影響等について留意する必要がある。

出所：内閣府「月例経済報告」平成30年6月19日



概要 (平成30年4月分)

四国地域の経済は、緩やかながら持ち直しの動きがみられる

生産 鉱工業生産は、緩やかな持ち直しの動きがみられる。

鉱工業生産指数は、前月比が2か月連続の上昇となった。

個人消費 個人消費は、持ち直しの動きとなっている。

百貨店・スーパー販売額（全店）は、6か月連続で前年を上回った。

コンビニエンスストア（全店）の販売額等は、6か月連続で前年を上回った。

家電大型専門店販売額は、6か月ぶりに前年を下回った。

乗用車新車新規登録・届出台数は、6か月ぶりに前年を上回った。

住宅投資 新設住宅着工は、弱含みとなっている。

新設住宅着工戸数は、2か月ぶりに前年を下回った。

倒産 企業倒産は、落ち着いた動きがみられる。

倒産件数は5か月連続で前年を上回り、負債総額は2か月ぶりに前年を上回った。

雇用 雇用情勢は、改善している。

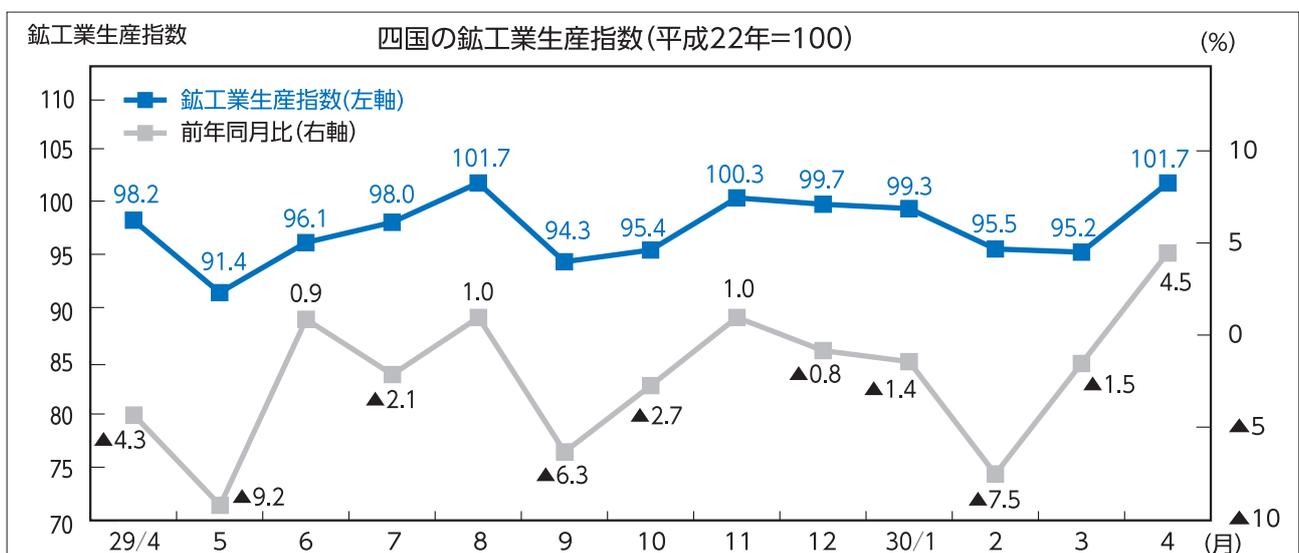
有効求人倍率は3か月ぶりに低下し、一般新規求人数は15か月ぶりに前年を下回った。

公共工事 公共工事は、弱い動きがみられる。

公共工事請負金額は、3か月ぶりに前年を上回った。

出所：四国経済産業局「四国地域の経済動向」平成30年6月20日

四国の鉱工業生産は、緩やかな持ち直しの動きがみられる。



【資料：四国経済産業局】

平成30年4月の概況

- 個人消費** 百貨店販売額は、前年比2.1%減と再びマイナスに転じ、スーパー販売額（地元）も、同1.8%減と2か月連続マイナスとなった。乗用車・軽乗用車の登録・届出台数は、同9.3%増となった。
- 住宅投資** 新設住宅着工戸数は、前年比36.5%減と3か月連続マイナスとなった。住宅ローンの低金利効果が一巡したとみられ、持家が同20.5%減とマイナスに転じた。貸家も相続対策を目的とした着工が一服しつつあることから、同74.8%と3か月連続マイナスとなった。
- 公共投資** 公共投資請負額は、前年比29.4%増とプラスに転じた。国からのトンネルや道路など大型インフラ工事の発注が全体を押し上げた。
- 生産活動** 鉱工業生産指数（季調済）は99.0と、前月より3.1ポイント上昇した。食品工業が同5.8ポイント上昇したものの、機械・電気機械工業が同3.4ポイント低下したことが勢いを鈍らせた。
- 農林水産業** 園芸野菜・果実は、出荷量は前年比15.2%増とプラスに転じたが、販売額は同0.6%増と伸びが鈍化した。昨年为天候不順に伴う生産量減少で高騰していた野菜相場が落ち着きつつあることから、出荷量は増加したものの、販売額は微増にとどまった。
- 観光** 観光施設入込客数は、前年比11.6%増とプラスに転じた。4月21日から「志国高知 幕末維新博」の第2幕が開幕したことが全体を押し上げた。
- 雇用情勢** 有効求人倍率（季節調整値）は、1.29倍と引き続き労働需給は引き締まり傾向にある。

観光や公共投資は持ち直しの動きがみられるものの、個人消費や住宅投資、生産活動などは弱含んでおり、景況に一服感がみられる。

先行き（3か月程度）の見通し

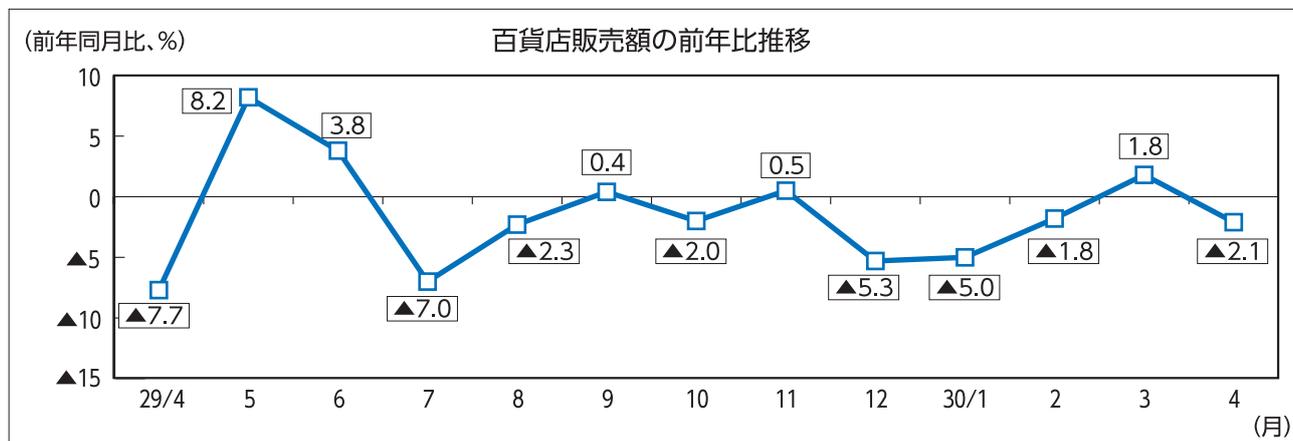
- 個人消費** 当社景況調査の平成30年7～9月期の自社業況総合判断では、スーパー・デパートが▲40（前期0）となっており、今後も弱い動きが続く見通しである。
- 住宅投資** 持家は消費税増税前の駆け込み需要により着工戸数が増加していく見込みであるが、貸家は相続対策を目的とした着工が一服していくことから減少する見通しである。
- 公共投資** 国からの工事をはじめ、県からも道路整備や修繕工事などの発注が見込まれ、持ち直しの動きが続く見通しである。
- 生産活動** 機械・電気機械工業のマイナスが全体を引き下げ、引き続き弱含む見通しである。
- 観光** 「志国高知 幕末維新博」第2幕が4月21日から開幕し、引き続き堅調に推移する見通しである。
- 雇用情勢** 当社景況調査の、平成30年7～9月期の雇用動向（全産業）では、▲25（前期▲27）と、引き締まり傾向が続く見通しである。

公共投資や観光は持ち直しの動きが続く見通しであるが、個人消費や住宅投資、生産活動は引き続き弱含む見通しとなっており、高知県経済の先行きについては、今後の情勢を見守る必要がある。

①個人消費動向……全体的に弱い動き。

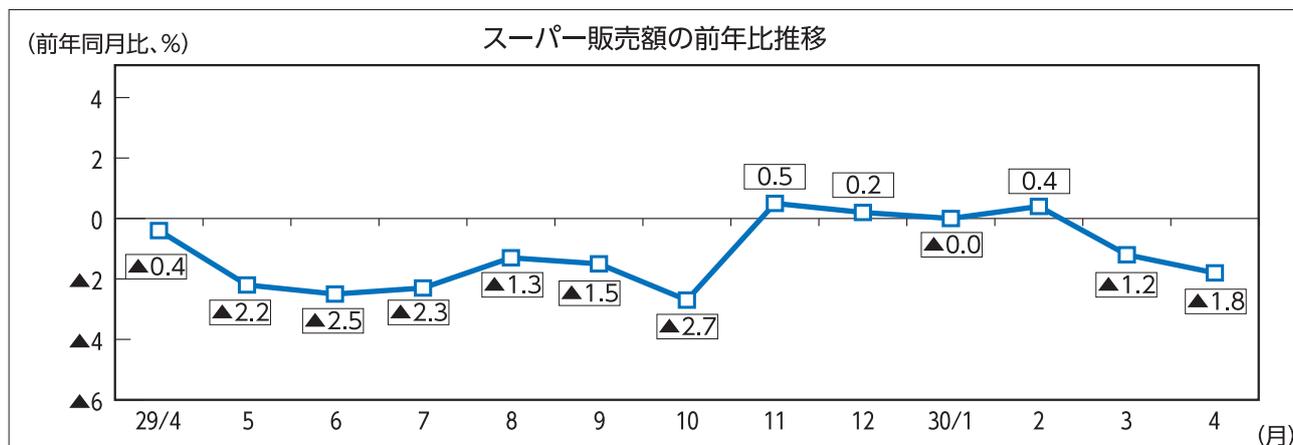
平成30年4月の百貨店販売額は、前年比2.1%減と再びマイナスに転じた。毎年当月恒例の催事が開催できなかったことが影響した。スーパー販売額（地元）も同1.8%減と2か月連続マイナスとなった。昨年末の天候不順に伴う生産量減少で高騰していた野菜相場が落ち着きつつあることなどが、全体を引き下げた。乗用車・軽乗用車の登録・届出台数は、同9.3%増と大きく伸びた。先月からの繰越分が多かった軽自動車などが、全体を押し上げた。

●百貨店販売…毎年当月恒例の催事が開催できず、前年比2.1%減。



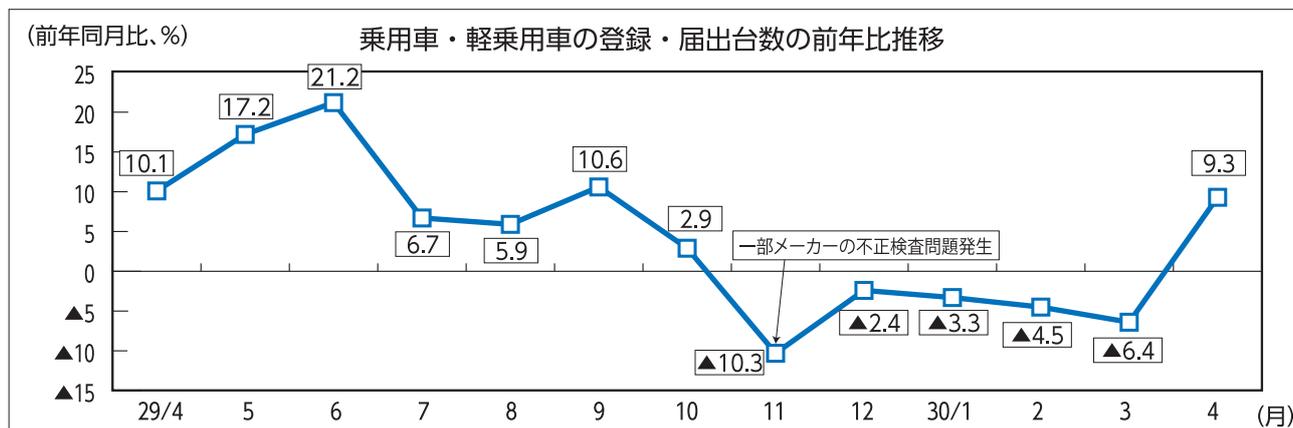
【資料：当社収集先】

●スーパー販売（地元）…野菜相場が落ち着きつつあるため、前年比1.8%減。



【資料：当社収集先】

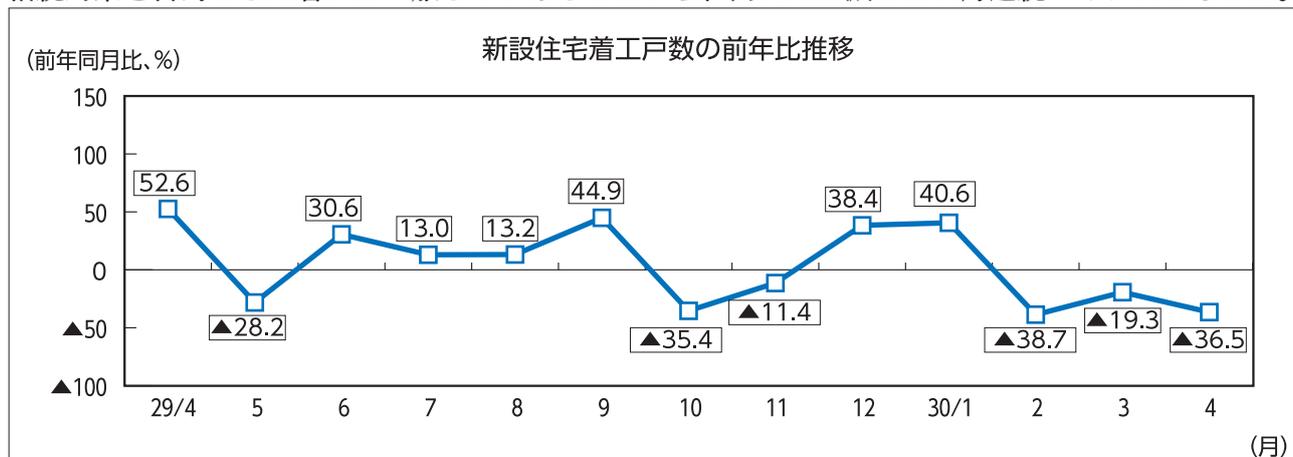
●乗用車・軽乗用車…軽自動車の先月繰越分上乗せで、前年比9.3%増。



【資料：四国運輸局】

②住宅投資……持家、貸家ともにマイナスで、前年比36.5%減。

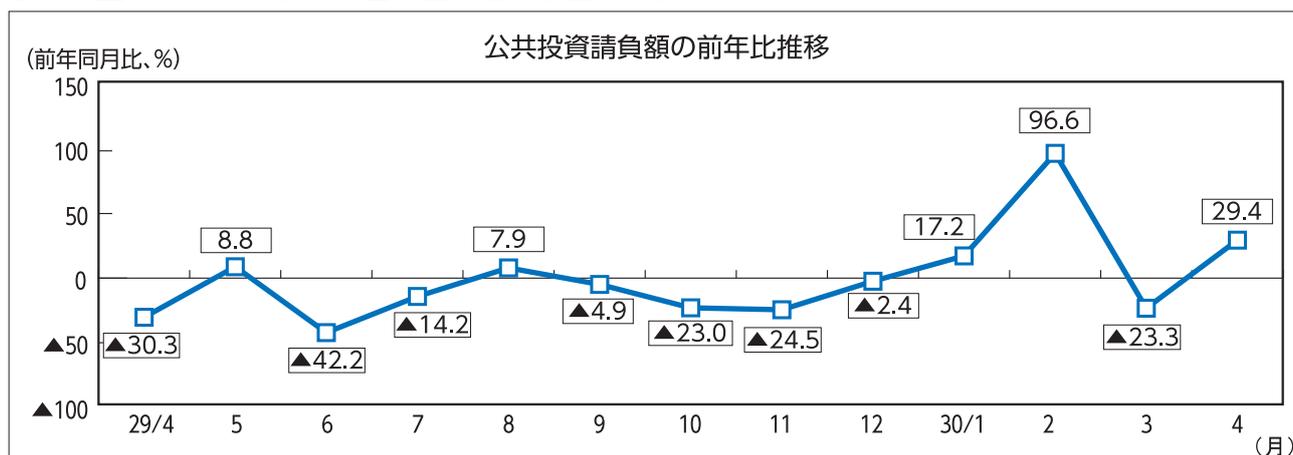
平成30年4月の新設住宅着工戸数は、前年比36.5%減と3か月連続マイナスとなった。平成28年からの住宅ローン低金利効果が一巡したとみられ、持家が同20.5%減とマイナスに転じた。貸家も、相続対策を目的とした着工が一服しつつあることから、同74.8%減と3か月連続マイナスとなった。



【資料：高知県住宅課】

③公共投資……国からの大型インフラ受注により、前年比29.4%増。

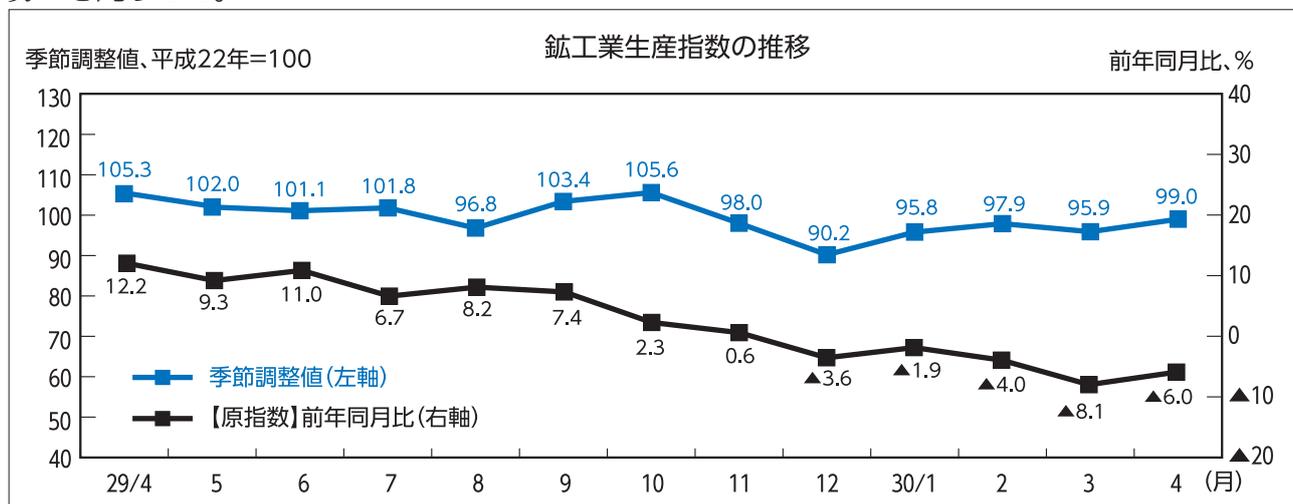
平成30年4月の公共投資請負額は、前年比29.4%増とプラスに転じた。国からのトンネルや道路など大型インフラ工事の発注が全体を押し上げた。



【資料：西日本建設業保証(株)】

④生産活動……食料品工業の上昇で、前月より3.1ポイント上昇。

平成30年4月の鉱工業生産指数(季調済)は99.0となっており、前月より3.1ポイント上昇した。食料品工業が同5.8ポイント上昇したものの、機械・電気機械工業が同3.4ポイント低下したことが勢いを鈍らせた。

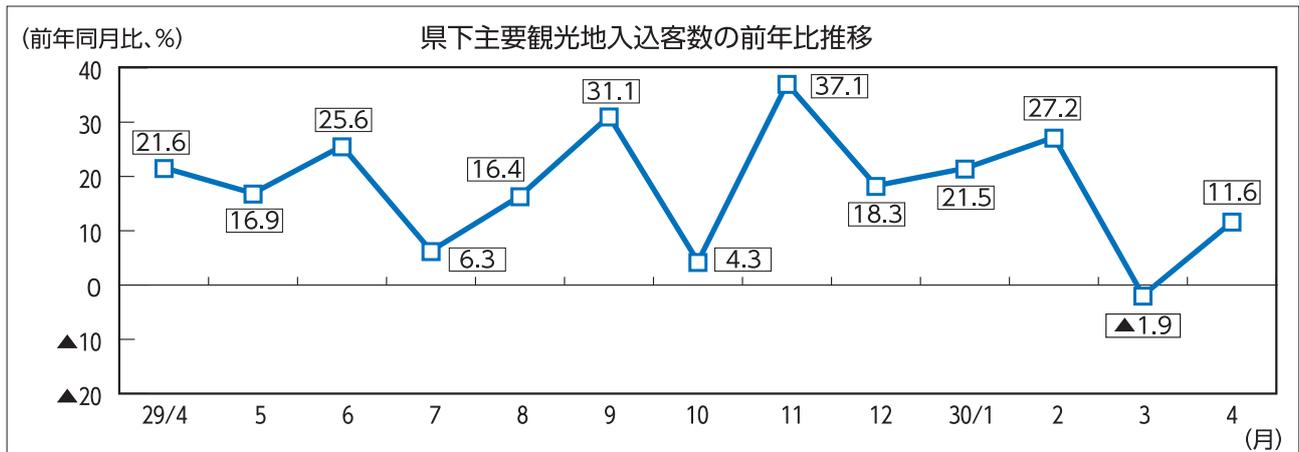


注：30年4月は速報値。

【資料：高知県統計課】

⑤観光……「志国高知 幕末維新博」第2幕開幕で、前年比11.6%増。

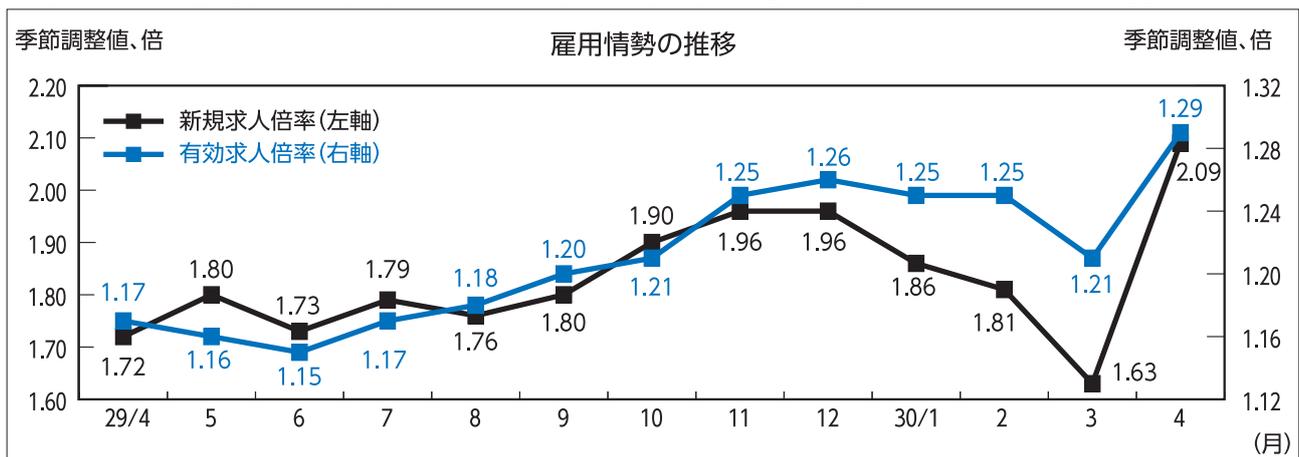
平成30年4月の観光施設入込客数は、前年比11.6%増とプラスに転じた。4月21日から「志国高知 幕末維新博」の第2幕が開幕したことが全体を押し上げた。



【資料：高知県観光振興部】

⑥雇用情勢……引き締まり傾向。

平成30年4月の有効求人倍率（季調済）は1.29倍、新規求人倍率（同）も2.09倍と大きく上昇した。昨年一部の大手が新規募集を見送ったことで小売業のパートタイム新規求人数（原系列）が、前年比52.5%増（平成29年4月：594人、平成30年4月：1,092人）となったことが影響した。

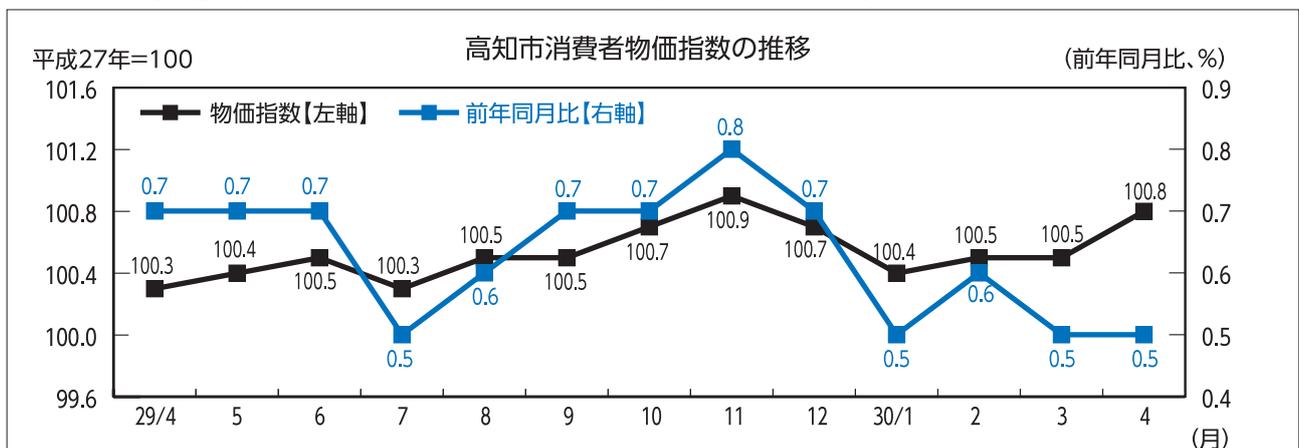


注：毎年1月に直近5年分の季節調整値替えが実施されるため、過去の経営情報掲載数値とは一致しない。

【資料：厚生労働省「一般職業紹介状況」】

⑦消費者物価指数(生鮮食品を除く)……電気代などの値上げで、前年比0.5ポイント上昇。

平成30年4月の高知市消費者物価指数（生鮮食品を除く総合）は100.8となり、前年比0.5ポイント上昇した。電気代やガソリンの値上げなどが物価を押し上げた。



注：生鮮食品を除く総合の数値を記載しており、過去の経営情報掲載数値とは一致しない。

【資料：総務省「消費者物価指数」】

百貨店・スーパー販売状況

(単位：億円、%)

	高知			徳島			香川			愛媛			四国			全国		
	前年比		既存店	前年比		既存店	前年比		既存店	前年比		既存店	前年比		既存店	前年比		既存店
'01年	898.1	113.6	92.3	733.8	91.4	87.6	1,840.0	96.1	96.1	2,370.4	99.9	96.6	5,842.2	99.3	94.5	223,389	98.7	97.0
'02年	927.8	103.4	99.9	752.9	102.6	94.4	1,844.1	100.2	98.4	2,412.8	101.8	100.5	5,937.5	101.6	99.0	220,328	98.6	97.8
'03年	870.7	93.8	98.9	727.8	96.7	95.6	1,860.2	100.9	98.9	2,377.3	98.5	96.7	5,836.1	98.3	97.5	217,593	98.8	96.8
'04年	840.1	93.5	97.1	783.7	107.7	96.7	1,836.0	98.7	98.1	2,286.4	96.2	96.5	5,746.2	98.5	97.1	214,672	98.7	96.5
'05年	815.7	98.5	99.3	761.6	98.5	100.2	1,767.4	98.1	98.0	2,279.5	99.7	98.3	5,624.3	98.9	98.6	213,284	99.4	97.7
'06年	784.7	96.6	98.6	766.8	101.1	97.4	1,718.7	97.7	98.9	2,205.0	96.8	97.8	5,475.2	97.6	98.2	211,450	99.1	98.8
'07年	793.9	101.2	98.4	769.5	100.3	98.4	1,724.2	100.3	96.1	2,196.5	99.6	97.8	5,484.1	100.2	97.4	211,988	100.3	99.0
'08年	780.1	98.3	97.9	723.7	94.0	96.4	1,701.3	98.7	94.5	2,165.1	98.6	95.2	5,370.2	97.9	95.5	209,511	98.8	97.5
'09年	740.7	95.0	95.0	663.6	91.7	97.5	1,663.9	97.8	92.1	2,033.2	93.9	93.0	5,101.5	95.0	93.6	197,758	94.4	93.0
'10年	721.4	97.4	96.5	643.1	96.9	96.1	1,605.6	96.5	95.8	2,003.3	97.8	94.7	4,973.5	97.2	95.5	195,791	97.9	97.4
'11年	721.8	101.1	99.2	646.9	100.6	X	1,579.5	98.4	97.3	2,041.9	101.3	99.4	4,990.1	100.1	98.6	195,933	99.1	98.2
'12年	731.9	101.4	X	674.9	104.3	X	1,549.6	98.1	98.0	2,046.3	100.2	99.8	5,002.7	100.3	98.8	195,916	100.0	99.2
'13年	729.5	99.7	99.7	683.9	101.3	101.1	1,605.9	98.6	99.3	2,062.1	99.5	97.7	5,081.3	99.5	98.9	197,774	100.6	99.6
'14年	723.6	99.2	99.2	727.5	106.4	99.2	1,607.9	95.8	101.7	2,108.1	101.1	98.1	5,167.1	99.8	99.5	201,946	101.7	100.9
'15年	719.6	99.5	99.5	747.9	102.8	100.1	1,553.5	99.6	101.0	2,095.7	100.0	99.5	5,116.3	100.2	100.0	200,487	101.3	100.4
'16年	715.2	99.4	99.4	747.3	99.9	97.1	1,524.5	101.0	100.3	2,100.8	100.7	99.1	5,088.0	100.5	99.2	195,948	99.6	99.1
'17年	705.8	98.7	98.7	781.5	104.6	97.2	1,502.4	98.5	98.8	2,086.9	99.3	99.5	5,076.6	99.8	98.8	196,030	100.0	100.0
17年 4月	55.3	98.7	98.7	61.4	105.7	99.0	118.3	99.6	100.0	165.6	100.3	101.2	400.5	100.6	100.2	15,583	100.8	101.1
5	58.8	100.6	100.6	64.2	104.9	94.5	123.8	97.4	97.8	169.6	97.6	98.4	416.3	99.0	98.0	15,881	99.4	99.4
6	56.0	99.7	99.7	63.1	106.2	97.5	116.7	97.6	98.0	162.6	98.9	99.8	398.4	99.7	98.9	15,694	100.1	100.2
7	61.2	97.8	97.8	66.6	104.5	95.9	132.6	97.3	97.7	185.3	97.8	98.6	445.7	98.6	97.8	17,179	99.8	99.8
8	58.9	99.6	99.6	66.4	106.5	95.7	126.4	98.8	99.2	171.1	98.9	100.0	422.9	100.1	99.1	15,655	100.7	100.6
9	53.4	99.7	99.7	62.3	109.7	98.8	116.5	99.8	100.2	155.0	100.0	100.4	387.1	101.3	100.0	14,968	101.8	101.9
10	58.2	99.9	99.9	66.4	106.9	97.9	124.7	98.7	98.8	174.4	98.2	98.5	423.8	99.8	98.7	15,889	99.5	99.3
11	56.6	100.3	100.3	67.1	108.6	100.1	124.8	100.2	99.7	174.4	101.6	101.3	422.8	102.0	100.5	16,714	101.4	101.4
12	78.9	100.0	100.0	82.3	105.8	98.0	160.3	100.3	100.1	225.4	101.0	100.9	546.9	101.3	100.1	20,919	101.2	101.1
18年 1月	60.2	99.7	99.7	68.4	107.2	97.9	127.5	100.8	100.7	179.1	99.7	99.5	435.2	101.1	99.6	16,828	100.5	100.5
2	51.7	102.5	102.5	58.0	104.9	95.3	109.9	100.5	99.7	147.2	99.5	99.7	366.8	101.1	99.4	14,565	100.5	100.6
3	58.8	101.6	101.6	66.2	105.7	96.6	122.9	100.4	98.9	171.2	98.9	99.1	419.1	100.7	99.0	16,345	100.2	100.1
4	54.7	98.8	98.8	63.9	104.1	100.8	120.1	101.6	98.7	163.7	99.0	99.1	402.3	100.5	99.2	15,562	99.9	99.2

注) X は個別データ秘匿のため公表できない箇所。

(資料) 四国経済産業局

乗用車新車登録・届出台数(軽乗用車含む)

(単位：台、%)

	高知		徳島		香川		愛媛		四国		全国	
	前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比	
'01年	32,001	97.5	32,119	99.1	42,319	100.7	49,057	98.3	155,496	99.0	4,289,682	100.7
'02年	31,634	98.9	31,825	99.1	41,262	97.5	49,252	100.4	153,973	99.0	4,441,321	103.5
'03年	30,165	95.4	30,918	97.2	40,570	98.3	48,364	98.2	150,017	97.4	4,460,035	100.4
'04年	29,165	96.7	31,426	101.6	45,830	113.0	50,474	104.4	156,895	104.6	4,768,068	106.9
'05年	28,381	97.3	31,110	99.0	41,915	91.5	48,509	96.1	149,825	95.5	4,748,384	99.6
'06年	26,719	94.1	30,892	99.3	40,707	97.1	46,753	96.4	145,071	96.8	4,641,716	97.8
'07年	25,122	94.0	28,601	92.6	37,762	92.8	43,443	92.9	134,928	93.0	4,400,221	94.8
'08年	24,034	95.7	26,928	94.2	35,937	95.2	41,939	96.5	128,838	95.5	4,227,094	96.1
'09年	24,781	103.1	27,670	102.8	36,633	101.9	41,624	99.2	130,708	101.5	3,923,714	92.8
'10年	27,352	110.4	29,598	107.0	39,217	107.1	44,250	106.3	140,417	107.4	4,212,201	107.4
'11年	21,153	77.3	23,296	78.7	31,229	79.6	35,104	79.3	110,782	78.9	3,542,770	83.7
'12年	28,851	136.4	30,936	132.8	42,169	135.0	47,094	134.2	149,050	134.5	4,572,313	129.7
'13年	27,925	96.8	28,847	93.2	40,672	96.4	45,299	96.2	145,248	97.4	4,562,184	99.8
'14年	29,564	102.5	30,621	99.0	44,081	104.5	50,639	107.5	152,205	104.8	4,669,463	103.0
'15年	25,794	87.2	26,206	85.6	37,515	85.1	41,713	82.4	131,228	86.2	4,215,798	90.3
'16年	23,930	92.8	25,578	97.6	36,111	96.3	41,610	99.8	127,409	97.1	4,146,404	98.4
'17年	25,878	108.1	26,777	104.7	38,502	106.6	44,474	106.9	135,631	106.5	4,386,314	105.8
17年 4月	1,783	110.1	1,940	110.7	2,558	112.6	3,136	111.1	9,417	111.2	297,281	110.4
5	1,857	117.2	1,866	109.0	2,626	118.0	3,116	116.7	9,465	115.5	312,380	113.4
6	2,237	121.2	2,353	118.2	3,328	117.4	3,934	114.7	11,852	117.3	396,444	115.1
7	2,088	106.7	2,140	104.7	3,104	104.5	3,396	98.9	10,728	103.1	357,257	102.6
8	1,712	105.9	1,743	104.2	2,501	101.4	3,036	106.6	8,992	104.5	290,816	104.1
9	2,530	110.6	2,418	103.9	3,536	103.0	4,056	104.5	12,540	105.1	417,843	105.3
10	1,816	102.9	1,825	89.9	2,884	105.6	3,269	101.6	9,794	100.5	310,787	98.8
11	1,768	89.7	1,906	95.8	2,745	93.2	3,306	96.3	9,725	94.1	332,709	97.3
12	1,867	97.6	1,955	101.0	2,949	95.3	3,271	99.7	10,042	98.2	330,295	99.2
18年 1月	2,053	96.7	2,205	93.5	3,020	96.7	3,678	101.8	10,956	97.7	339,574	98.9
2	2,500	95.5	2,593	97.2	3,850	96.7	4,223	96.7	13,166	96.5	401,799	97.2
3	3,254	93.6	3,490	96.8	4,825	93.4	5,611	93.9	17,180	94.3	562,519	96.4
4	1,948	109.3	2,090	107.7	2,759	107.9	3,248	103.6	10,045	106.7	305,019	102.6

(資料) 四国経済産業局

新設住宅着工戸数

(単位：戸、%)

	高 知		徳 島		香 川		愛 媛		四 国		全 国	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
'01年	6,659	105.1	5,075	86.4	8,243	86.8	10,421	94.5	30,398	92.9	1,173,858	95.4
'02年	6,550	98.4	5,245	103.3	8,047	97.6	10,442	100.2	30,284	99.6	1,150,923	98.0
'03年	5,753	87.8	5,315	101.3	7,442	92.5	11,287	108.1	29,797	98.4	1,160,083	100.8
'04年	5,598	97.3	5,195	97.7	7,910	106.3	10,931	96.8	29,634	99.5	1,186,049	102.2
'05年	4,754	84.9	4,977	95.8	8,250	104.3	10,893	99.7	28,874	97.4	1,235,777	104.2
'06年	4,459	93.8	5,202	104.5	7,533	91.3	11,446	105.1	28,640	99.2	1,289,832	104.4
'07年	3,803	85.3	4,447	85.5	6,764	89.8	9,581	83.7	25,271	88.2	1,060,741	82.2
'08年	4,284	112.6	4,068	91.5	7,647	113.1	10,441	109.0	26,440	104.6	1,968,144	185.5
'09年	2,860	66.8	3,773	92.7	5,871	76.8	6,800	65.1	19,304	73.0	788,410	72.1
'10年	2,680	93.7	3,822	101.3	5,450	92.8	6,517	95.8	18,469	95.7	813,126	103.1
'11年	2,807	104.7	3,375	88.3	5,510	101.1	7,262	111.4	18,954	102.6	834,117	102.6
'12年	2,761	98.4	3,616	107.1	4,976	90.3	7,535	103.8	18,888	99.7	882,797	105.8
'13年	3,612	130.8	4,516	124.9	7,217	145.0	8,613	114.3	23,958	126.8	980,025	111.0
'14年	2,706	98.0	4,023	111.3	5,899	118.5	6,937	92.1	19,565	81.7	892,261	91.0
'15年	2,734	101.0	3,802	94.5	6,412	108.7	6,817	98.3	19,765	101.0	909,302	102.0
'16年	3,098	113.3	4,506	118.5	6,898	107.6	7,278	106.8	21,780	110.2	967,705	106.4
'17年	3,328	107.4	4,859	107.8	7,063	102.4	7,696	105.7	22,944	105.3	964,641	99.7
17年 4月	351	152.6	357	93.7	713	118.6	893	190.4	2,314	137.7	83,979	101.9
5	176	71.8	401	97.1	687	108.0	473	82.5	1,737	93.0	78,481	99.7
6	354	130.6	445	103.2	552	104.5	755	97.0	2,106	104.9	87,456	101.7
7	322	113.0	469	108.8	753	147.1	588	88.6	2,132	112.7	83,234	97.7
8	342	113.2	405	104.4	649	100.8	629	100.3	2,025	103.3	80,562	98.0
9	313	144.9	348	99.4	530	67.8	670	115.5	1,861	96.5	83,128	97.1
10	258	65.2	467	101.3	602	118.5	631	97.2	1,956	97.1	83,057	95.2
11	271	88.6	381	119.4	583	115.4	661	98.5	1,896	105.3	84,703	99.6
12	274	138.4	496	125.9	489	86.1	674	82.9	1,933	98.0	76,751	97.9
18年 1月	232	140.6	327	116.0	432	69.6	473	84.8	1,464	90.0	66,358	86.8
2	130	61.3	306	62.4	371	81.7	572	91.7	1,379	77.5	69,071	97.4
3	234	80.7	362	113.8	585	136.0	525	97.2	1,706	108.1	69,616	91.7
4	223	63.5	267	74.8	434	60.9	544	60.9	1,468	63.4	84,226	100.3

(資料) 西日本建設業保証(株)、四国経済産業局

公共工事保証請負高

4 県 (単位：百万円、%) 四国、全国 (単位：億円、%)

	高 知		徳 島		香 川		愛 媛		四 国		全 国	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
'01年	248,041	91.9	216,173	97.1	136,194	73.5	293,477	95.4	8,939	90.7	200,776	91.6
'02年	207,869	83.8	196,524	90.9	144,864	106.4	280,129	95.5	8,296	92.8	181,771	90.5
'03年	173,852	83.6	175,314	89.2	99,432	68.6	250,915	89.6	6,995	84.3	161,757	89.0
'04年	152,819	87.9	145,426	83.0	85,345	85.8	219,560	87.5	6,032	86.2	130,117	80.4
'05年	139,671	91.4	167,139	114.9	100,965	118.3	193,889	88.3	6,016	99.7	133,075	102.3
'06年	119,924	85.9	151,336	90.5	76,454	75.7	164,335	84.8	5,120	85.1	120,859	90.8
'07年	112,023	93.4	121,202	80.1	70,142	91.7	146,514	89.2	4,499	87.9	119,268	98.7
'08年	107,563	96.0	99,038	81.7	75,551	107.7	126,319	86.2	4,085	90.8	115,901	97.2
'09年	143,805	133.7	113,997	115.1	80,016	105.9	147,648	116.9	4,855	118.8	127,121	109.7
'10年	127,609	88.7	105,539	92.6	82,114	102.6	135,186	91.6	4,505	92.8	113,626	89.4
'11年	115,665	90.6	107,315	101.7	79,909	97.3	125,597	92.9	4,285	95.1	109,755	96.6
'12年	131,847	114.0	119,723	111.6	98,111	122.8	140,285	111.7	4,900	114.3	125,423	114.3
'13年	152,659	115.8	139,184	116.3	101,092	103.0	162,638	115.9	5,556	129.7	141,492	128.9
'14年	152,652	100.0	129,687	93.2	99,849	98.8	155,401	95.6	5,376	96.8	147,942	104.6
'15年	150,377	98.5	120,025	92.5	104,308	104.5	166,209	107.0	5,408	100.6	139,365	94.2
'16年	159,429	106.0	121,547	101.3	113,963	109.3	153,254	92.2	5,482	101.4	142,743	102.4
'17年	152,972	95.9	117,801	96.9	120,870	106.1	136,465	89.0	5,281	96.3	143,691	100.7
17年 4月	12,455	69.7	14,325	76.2	6,076	29.2	8,752	146.2	416	65.6	20,646	101.7
5	12,536	108.8	7,360	73.1	5,596	71.5	10,470	141.4	360	97.6	12,421	108.5
6	10,461	57.8	11,525	128.6	8,511	90.5	9,280	84.2	398	83.8	15,185	99.4
7	16,056	85.8	8,497	92.6	19,190	215.4	13,205	106.1	569	115.6	12,888	94.6
8	15,480	107.9	8,876	87.7	10,634	91.8	13,029	63.5	480	84.9	11,493	92.1
9	17,427	95.1	18,014	117.3	12,122	68.4	21,590	77.3	692	87.2	13,191	89.6
10	12,371	77.0	11,006	81.4	9,955	254.3	9,009	83.0	423	95.4	11,712	103.9
11	10,096	75.5	6,456	84.2	5,870	166.8	9,002	106.9	314	95.2	8,633	105.0
12	8,031	97.6	6,497	88.2	6,410	92.4	7,828	47.9	288	74.0	7,973	93.6
18年 1月	8,022	117.2	8,401	202.4	2,706	67.8	5,646	71.8	248	108.4	6,101	87.2
2	17,916	196.6	7,954	150.7	3,822	33.6	7,869	64.8	376	99.1	6,139	79.8
3	16,959	76.7	12,944	81.8	12,001	56.8	16,962	118.7	589	80.3	12,697	85.5
4	16,120	129.4	15,435	107.7	11,679	192.2	11,618	132.7	549	131.8	21,777	105.5

(資料) 西日本建設業保証(株)

企業倒産

4 県 (単位：百万円、%) 四国、全国 (単位：億円、%)

	高 知			徳 島			香 川			愛 媛			四 国			全 国		
	件数	負債総額		件数	負債総額		件数	負債総額		件数	負債総額		件数	負債総額		件数	負債総額	
			前年比			前年比			前年比			前年比			前年比			前年比
'02年	145	26,933	82.3	138	51,632	104.1	158	57,127	47.2	169	44,467	83.4	610	1,802	70.2	19,087	137,824	83.4
'03年	96	15,692	58.3	106	57,350	111.1	111	43,038	75.3	161	75,573	170.0	474	1,917	106.3	16,255	115,818	84.0
'04年	74	14,432	92.0	93	20,714	36.1	88	28,503	66.2	127	23,452	31.0	382	871	45.5	13,679	78,176	67.5
'05年	73	22,010	152.5	70	23,325	112.6	75	32,553	114.2	92	15,913	67.9	310	938	107.7	12,998	67,034	85.7
'06年	100	46,697	212.2	85	27,084	116.1	81	29,171	89.6	102	29,417	184.9	368	1,324	141.1	13,245	55,006	82.1
'07年	87	25,552	54.7	69	27,357	101.0	92	22,836	78.3	132	138,384	470.4	380	2,141	161.7	14,091	57,279	104.1
'08年	78	19,954	78.1	73	14,648	53.5	116	36,387	159.3	144	44,884	32.4	411	1,159	54.1	15,646	122,920	214.6
'09年	77	20,362	101.8	60	15,242	104.1	144	205,782	565.5	130	53,060	118.3	411	2,944	254.0	15,480	69,301	56.4
'10年	50	7,243	35.6	56	9,582	62.9	75	20,541	1.0	132	29,977	56.5	313	673	22.8	13,321	71,608	103.3
'11年	52	9,228	127.4	46	7,811	81.5	77	19,875	96.8	90	28,380	94.7	265	652	96.8	12,734	35,929	50.2
'12年	50	6,337	68.7	61	11,648	149.1	70	16,481	82.9	92	28,578	100.7	273	630	96.6	12,124	38,346	106.7
'13年	50	10,781	170.1	33	6,683	57.4	50	9,272	56.3	59	12,378	43.3	192	391	62.0	10,855	27,823	72.6
'14年	45	6,788	107.1	42	4,797	41.2	45	9,909	60.1	67	28,738	100.6	199	502	71.6	9,731	18,741	67.4
'15年	36	8,432	124.2	45	11,109	231.6	51	7,203	72.7	48	9,732	33.9	180	364	72.5	8,812	21,124	112.7
'16年	31	4,920	58.3	32	4,972	44.8	40	6,729	93.4	43	16,247	167	146	329	90.3	8,446	20,063	95.0
'17年	29	5,565	113.1	34	5,789	116.4	36	6,346	94.3	40	11,449	70.5	139	291	88.6	8,405	31,676	157.9
17年 4月	4	413	52.1	1	40	8.5	1	23	2.8	5	622	175.7	11	11	45.1	680	1,041	100.7
5	2	166	67.2	6	945	1,453.8	6	335	115.1	6	6,018	96.6	20	75	109.3	802	1,069	92.3
6	2	444	76.6	1	135	187.5	5	1,797	2,995.0	3	541	205.7	11	29	299.2	706	15,883	1,467.6
7	2	130	53.1	1	100	97.1	3	1,533	1,288.2	3	675	129.3	9	24	246.5	714	1,099	88.6
8	3	87	14.1	4	667	54.1	2	158	42.6	1	70	200.0	10	10	43.5	639	924	73.3
9	2	532	268.7	4	1,020	463.6	2	73	76.0	3	245	58.3	11	19	200.2	679	1,158	136.1
10	3	80	666.7	1	461	170.7	2	207	4,140.0	4	372	12.9	10	11	34.8	733	959	86.2
11	1	53	5.6	2	430	4,300.0	4	286	20.1	2	60	9.9	9	8	27.7	677	1,457	24.5
12	2	389	389.0	8	653	3,265.0	3	360	104.0	5	2,320	6,270.3	18	37	739.6	696	3,976	231.6
18年 1月	4	2,256	5,013.3	3	636	683.9	1	1,632	1,360.0	2	66	132.0	10	46	1,490.3	635	1,045	81.3
2	5	1,051	1,313.8	1	35	30.4	6	1,687	158.6	2	160	68.4	14	29	196.5	617	900	77.7
3	2	462	14.7	7	1,750	154.9	3	2,002	513.3	6	311	128.5	18	45	92.2	789	1,327	79.5
4	1	10	2.4	5	149	372.5	7	2,099	9,126.1	3	200	32.2	16	25	223.9	650	955	91.7

(資料) 東京商工リサーチ、四国経済産業局

中国、横ばいの6.8%成長 1～3月 建設、不動産低迷 好調輸出、先行き不透明

中国国家统计局が4月17日発表した2018年1～3月の国内総生産(GDP)は物価の変動を除いた実質で前年同期より6.8%増えた。成長率は横ばい。インフラ建設など投資が振るわず、金融監督強化で不動産販売も低迷したが、堅調な消費が下支えした。米中の貿易摩擦で輸出の先行きは不透明感が強く、中国経済の不安定要因となりそうだ。

(4月17日)

人口推計：少子化進行、37年連続 前年比17万人減

総務省が5月4日に発表した人口推計(4月1日時点)によると、外国人を含む14歳以下の子供の数は1553万人で前年より17万人減少した。減少は37年連続。総人口に占める子供の割合は12.3%で、人数、割合とも比較可能な統計上、1950年以降で過去最低を更新し、少子化に歯止めがかからない状況が続いている。

(5月5日)

2017年度の実質賃金 2年ぶり減少

厚生労働省が5月23日に発表した2017年度の毎月勤労統計(確報、従業員5人以上)によると、物価変動の影響を除く実質賃金は前年度比0.2%減少した。2年ぶりに前期を下回った。名目賃金は0.7%上昇したものの、消費者物価指数の伸びが上回った。エネルギーや野菜価格の上昇が影響した。

(5月23日)

有効求人倍率、4月は1.59倍 正社員は過去最高

厚生労働省が5月29日に発表した有効求人倍率(季節調整値)は、前月と同水準の1.59倍だった。企業活動が活発化し、求人数(季節調整値)とともに、求職者数(季節調整値)も増加した。また、正社員の有効求人倍率は1.09倍と前月比で0.01ポイント上昇した。2004年の調査開始以来最高となった。正社員の求人の増加が求職者の伸びを上回ったためだ。

(5月29日)

米、雇用統計・5月 就業者数堅調な伸び 今月追加利上げ確実の見方広がる

アメリカ労働省が6月1日に発表した先月の農業分野以外の就業者数は、前の月と比べて、22万3,000人の増加と市場の予想を上回った。また、失業率は3.8%と、2000年4月以来の低い水準となり、2か月連続で4%を下回った。今回の雇用統計は、雇用の堅調な伸びを示す結果となり、市場では、FRBが今月の会合で、2018年3月以来の追加利上げに踏み切るのは確実だという見方が広がっている。

(6月1日)

人手不足、投資を底上げ 機械受注 9年10か月ぶり高水準

内閣府が6月11日に発表した4月の機械受注統計によると、民間企業の数か月先の設備投資を占う機械受注額は9年10か月ぶりに高水準をつけた。米国の保護貿易など先行き不透明感が高まり、海外からの受注も力強さを欠くなかで、国内の人手不足への対応が投資を底上げしている。

(6月12日)

創業140周年記念 外貨定期預金 キャンペーン

募集限度額
140億円

〈四銀創業140周年記念〉

いつもあなたのそばに。そして、これからも



期間：平成30年5月10日(木)
～平成30年9月28日(金)

特別金利 対象 円貨からのお預入1,000米ドル以上100,000米ドル以下
個人・法人のお客さま

期間 1ヵ月
年 **4.0%**
(個人の場合：税引後3.187%)

期間 3ヵ月
年 **3.0%**
(個人の場合：税引後2.390%)

期間 6ヵ月
年 **2.5%**
(個人の場合：税引後1.992%)

期間 1年
年 **2.0%**
(個人の場合：税引後1.593%)

上記の適用金利は初回満期日までとなります。満期日以降に預金を継続された場合は継続日当日の店頭表示金利が適用されます。

お預け入れ時の

為替手数料

1米ドルあたり

(通常)

1円→20銭

※ご解約時の米ドルから円貨への為替手数料は通常手数料1円となります。

取扱店舗	全店(代理店除く)			
対象となるお客さま	個人(20歳以上)・法人のお客さま			
対象お取引	自動継続型外貨定期預金(1ヵ月・3ヵ月・6ヵ月・1年)			
お預入期間・適用金利	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年
	年利 4.0% (税引前)	年利 3.0% (税引前)	年利 2.5% (税引前)	年利 2.0% (税引前)
※上記適用金利は初回満期日までとなります。満期日以降に預金を継続された場合は継続日当日の店頭表示金利が適用されます。				
為替手数料	1米ドルあたり20銭(通常1円) ●ご解約時の米ドルから円貨への為替手数料は通常手数料1円となります。			
お預入金額	1口あたり1千米ドル以上(上限は10万米ドル)			
お預入条件	<ul style="list-style-type: none"> ●円貨からの新規お預け入れに限ります。 ●お取引金額が5万米ドル以上の場合、適用為替相場のお取り扱いが異なります。市場実勢相場を基準に適用為替相場を決定いたします。 ●本キャンペーンは営業店窓口でのみ対応させていただきます。(インターネットバンキングでのお預け入れは適用対象外です。) ●資産運用プラン(四銀)ハッピーセレクトとの併用はできません。 			

●取扱期間中であっても販売状況や市場環境によりキャンペーンの内容を変更、中止する場合があります。

外貨預金ご留意事項

●外貨預金は、預金保険の対象外です。●外貨預金には、為替相場の変動や為替手数料などのコストによって円ベースで元本割れとなるリスクがあります。●円貨を外貨にする際(お預け入れ時)は、当行所定の為替手数料(本キャンペーンをご利用の場合、為替手数料は20銭)がかかります。お預け入れいただいた外貨を円貨にする際(お引き出し時)は、当行所定の為替手数料(1米ドルあたり1円)がかかります。お預け入れ時並びにお引き出し時は、為替手数料を含んだ為替相場である当行所定のTTS(お預け入れ時)、TTB(お引き出し時)をそれぞれ適用します。●お預け入れ時とお引き出し時で為替相場の変動がない場合でも、TTSレートとTTBレートの差額(本キャンペーンをご利用の場合、1米ドルあたり1円20銭)のご負担が発生し、お引き出し時の円貨額がお預け入れ時の円貨額を下回る(円ベースで元本割れとなる)場合があります。●外貨定期預金は原則として中途解約はできません。やむをえず中途解約する場合は、解約日における預入通貨の外貨普通預金の利率が適用されます。●外貨預金にはクーリング・オフ(お申込後の書面による契約解除)の規定の適用はありません。●外貨現金でのお引き出し、お引き出し資金による外貨建送金に際しては、それぞれ当行所定の手数料等がかかります。(例えば、外貨現金でのお引き出しの場合、1米ドルあたり2円)。※店舗によってはお取り扱いできない場合がありますので、事前にご相談ください。※外貨建送金については当行取扱窓口でご確認ください。●利息に対して一律20%(国税15%、地方税5%)が源泉徴収されます。ただし、平成25年1月1日～平成49年12月31日までにお受け取りいただく利息については、復興特別所得税が追加課税され、一律20.315%(国税15.315%、地方税5%)が源泉徴収されます。なお、法人のお客さまは地方税が源泉徴収されません。個人のお客さまは源泉分離課税、法人のお客さまは総合課税が適用されます。●外貨預金のお預け入れに際しては、必ず「[四銀・外貨預金]契約締結前交付書面兼外貨預金等書面」により商品内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。[[四銀・外貨預金]契約締結前交付書面兼外貨預金等書面]は当行の窓口にご用意しています。

商号：株式会社 四国銀行 (登録金融機関) 登録番号：四国財務局長(登金)第3号 加入協会：日本証券業協会



平成30年5月10日現在

今からはじめる、
未来ひろがる。

学び応援債 ~未来への絆~

「学び応援債 ~未来への絆~」は、当行が受取る
私募債発行手数料の一部で、図書やスポーツ用品などを
購入し、教育機関に寄贈いたします。

お客さまは、私募債発行を通じて、間接的に
地域の未来を担う「こどもたち」をサポートすることで、
こどもたちの健やかな成長を応援し、地域社会の発展に
貢献することができます。

《仕組み》



寄贈対象先は、お客さまのご希望をうかがい、当行が決定いたします。
※お客さまのご希望に添えない場合もございます。予めご了承ください。

3つのメリット

メリット 1

長期安定資金の
確保

メリット 2

資金調達の
多様化

メリット 3

IR効果



四国銀行

詳しくは営業店担当者まで
ご相談ください。

地域とともに歩む、皆様のしぎんグループ



 **四国銀行**

ファイナンスリース業

四銀総合リース株式会社

TEL 088-884-5171

住宅ローン・個人ローンの債務保証業務

四国保証サービス株式会社

TEL 088-885-5300

コンピュータシステムの開発業務

四銀コンピューターサービス株式会社

TEL 088-862-0520

四国銀行各代理店の運営業務

四銀代理店株式会社

TEL 088-871-2251

産業・経済の調査、投資事業組合財産の管理・運営

株式会社 四銀地域経済研究所

TEL 088-883-1152



経営情報

7

2018
No.163

編集・発行

株式会社四銀地域経済研究所

〒780-0823 高知市菜園場町1-21 四国総合ビル3階
TEL (088) 883-1152 FAX (088) 883-1156